

平生町告示第49号

平成25年第1回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年2月22日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成25年3月7日
- 2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

松本 武士君

村中 仁司君

久保 俊一君

中川 裕之君

河藤 泰明君

淵上 正博君

細田留美子さん

柳井 靖雄君

河内山宏充君

平岡 正一君

岩本ひろ子さん

福田 洋明君

応招しなかった議員

平成25年 第1回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成25年3月7日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成25年3月7日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成24年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成24年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成24年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平成25年度平生町一般会計予算
- 日程第12 議案第8号 平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第13 議案第9号 平成25年度平生町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第10号 平成25年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 平成25年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算
- 日程第16 議案第12号 平成25年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第17 議案第13号 平成25年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第18 議案第14号 平成25年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第19 議案第15号 平成25年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第20 議案第16号 平成25年度平生町飲料水供給施設事業特別会計予算
- 日程第21 議案第17号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第18号 平生町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第19号 平生町新型インフルエンザ等対策本部条例
- 日程第24 議案第20号 平生町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第21号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例

- 日程第26 議案第22号 平生町有住宅使用条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第23号 平生町簡易水道設置条例等を廃止する条例
- 日程第28 議案第24号 平生町飲料水供給施設事業特別会計条例
- 日程第29 議案第25号 平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例
- 日程第30 議案第26号 平生町飲料水供給施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第27号 平生町飲料水供給施設給水条例
- 日程第32 議案第28号 平生町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第33 議案第29号 土地の無償貸付について
- 日程第34 議案第30号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の  
変更について
- 日程第35 議案第31号 山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第36 報告第1号 平生町土地開発公社の平成25年度事業計画及び資金計画並びに予算に  
ついて
- 日程第37 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第38 委員会付託

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定(12日間)
- 日程第5 議案第1号 平成24年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成24年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成24年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平成25年度平生町一般会計予算
- 日程第12 議案第8号 平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第13 議案第9号 平成25年度平生町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第10号 平成25年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 平成25年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算
- 日程第16 議案第12号 平成25年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第17 議案第13号 平成25年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算

- 日程第18 議案第14号 平成25年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第19 議案第15号 平成25年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第20 議案第16号 平成25年度平生町飲料水供給施設事業特別会計予算
- 日程第21 議案第17号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第18号 平生町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第19号 平生町新型インフルエンザ等対策本部条例
- 日程第24 議案第20号 平生町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第21号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第22号 平生町有住宅使用条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第23号 平生町簡易水道設置条例等を廃止する条例
- 日程第28 議案第24号 平生町飲料水供給施設事業特別会計条例
- 日程第29 議案第25号 平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第26号 平生町飲料水供給施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第27号 平生町飲料水供給施設給水条例
- 日程第32 議案第28号 平生町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第33 議案第29号 土地の無償貸付について
- 日程第34 議案第30号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第35 議案第31号 山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第38 委員会付託

出席議員（12名）

|             |            |
|-------------|------------|
| 1番 松本 武士君   | 2番 村中 仁司君  |
| 3番 久保 俊一君   | 5番 中川 裕之君  |
| 6番 河藤 泰明君   | 7番 淵上 正博君  |
| 8番 細田留美子さん  | 9番 柳井 靖雄君  |
| 10番 河内山宏充君  | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 岩本ひろ子さん | 13番 福田 洋明君 |

欠席議員（なし）

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 羽山 敦紀君                      書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

|                        |        |              |        |
|------------------------|--------|--------------|--------|
| 町長 .....               | 山田 健一君 | 副町長 .....    | 佐竹 秀道君 |
| 教育長 .....              | 高木 哲夫君 | 会計管理者 .....  | 藤田 衛君  |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ..... |        |              | 吉賀 康宏君 |
| 総合政策課長 .....           | 角田 光弘君 | 町民課長 .....   | 中本 羊次君 |
| 税務課長兼徴収対策室長 .....      |        |              | 洲山 和久君 |
| 健康福祉課長 .....           |        |              | 弘中 賢治君 |
| 経済課長兼農業委員会事務局長 .....   |        |              | 岩見 求嗣君 |
| 建設課長 .....             | 安村 和之君 | 佐賀出張所長 ..... | 山本 俊明君 |
| 教育次長兼学校教育課長 .....      |        |              | 福本 達弥君 |
| 社会教育課長 .....           |        |              | 小島 康司君 |

午前9時00分開会・開議

議長(福田 洋明君) ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・                      ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長(福田 洋明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、中川裕之議員、河藤泰明議員を指名いたします。

・                      ・

日程第2．会期の決定

議長(福田 洋明君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの12日間といたしたいと思

います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は12日間と決しました。

### 日程第3．諸般の報告

議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成25年1月及び2月実施の例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第199条第9項の規定による定期監査の結果報告及び地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名の報告は、お手元に配布のとおりであります。

これをもって、諸般の報告を終わります。

### 日程第4．行政報告

議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

「1月は行く、2月は逃げる、3月は去る」の例えのごとく、正月から慌ただしくときがたち、もう年度末の3月を迎えました。

昨年末以降、日本列島は厳しい寒さが続き、当地域では元旦は一面の雪景色となりました。恒例の大星山の「初日の出を迎えよう」は、残念ながら中止となりましたが、8時ごろには、晴れあがりまして、初日の出を拝むことができました。

今年は巳年ということですが、私は、元旦の雪景色が縁起のいい白蛇と重なり、この1年が脱皮、飛躍、発展する平生町になるよう祈りながら、身の引き締まる思いで新年のスタートを切ったところであります。

また、先月末まで記録的な寒波が日本列島を襲来をしておりましたが、こうした中であっても、三寒四温を繰り返しながら、徐々に日差しも暖かさを増し、春の足音が少しずつ近づいていることを感じます。

同時に、この時期は、花粉の飛散するシーズンでもあり、花粉症の方にとっては何とも悩ましい季節でもあります。

さらに、これに加えて、中国からの黄砂や、今年は今問題になっているPM2.5が偏西風に乘って飛来しております。特に、微小粒子状物質でありますPM2.5につきましては、健康被

害が心配されているところであります。国は、濃度が高くなった場合に、国民に注意を促す暫定指針を先月末に策定をいたしました。が、ぜひ、監視体制の整備や国民への適切な情報提供に努めてもらいたいと思います。当然、本町といたしましても、県と連携をしてスピーディーな情報提供に努めていきたいというふうに思っております。

そうしたさなか、平成25年第1回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず、全員の御出席を賜りまして、まことにありがとうございました。

このたび、本定例会に提案します議案は、平成24年度補正予算6件、平成25年度予算10件、条例12件、事件3件、同意1件、報告1件でございます。

それではまず、国政につきまして、御報告を申し上げたいと思います。

昨年12月の衆議院議員選挙におきまして、自民党が圧勝し、民主党から自民党へ政権交代が行われました。

去る1月28日に召集されました第183通常国会で安倍首相は所信表明演説を行っております。演説の中で、経済再生を「最大かつ喫緊」の課題として、震災復興、危機管理とともに全力を挙げることを提唱されているところであります。

また、緊急経済対策に盛り込まれた大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略、いわゆる「三本の矢」で円高やデフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡充を目指していくとのことでありました。この対策として、平成24年度補正予算と平成25年度の当初予算をあわせた「15ヵ月予算」による切れ目のない経済対策の実行などを打ち出されている内容となっております。

いずれにいたしましても、現在において、いまだ日本の先行きは不透明であり、我が国には、東日本大震災からの復興という大きな課題を初め、経済再生や社会保障、財政再建、外交など、課題が山積しています。日本が直面している多くの課題の解決に向け、着実に政治の責任を果たしていってもらいたいと思います。

そこで、国の予算についてであります。

平成25年度の国の予算案は、一般会計9兆6,115億円で、対前年度比では2.5%増となっております。東日本大震災復興特別会計を合わせますと、9兆9,955億円となっているものであります。

平成25年度の予算は、先ほど申し上げましたとおり、平成24年度補正予算と一体となった15ヵ月予算として編成されており、財政健全化目標を見据え、前年度より引き締まった中身とする中で、補正予算同様に「復興・防災」「成長による富の創出」「暮らしの安心・地域活性化」に重点を置いたものとなっております。

税収が公債金、いわゆる国債発行額を上回る状態を回復したというものの、年金特例公債金を合わせますと、実質的な国債発行額は税収を上回る状況には変わりなく、依然として厳しい状況が続いております。

地方交付税は、出口ベースでは、17兆624億円で対前年度比2.2%の減額となっております。

次に地方財政計画についてであります。この地方財政計画は、地方自治体の新年度予算編成の目安となるものでありますが、一昨日、閣議決定され、国会に提出をされたところであります。

平成25年度の地方財政計画の規模は、東日本大震災分を除いた通常収支分で総額81兆9,154億円、対前年度比0.1%の増となっており、防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題への対応等が盛り込まれております。

この地方財政計画につきましては「財政運営戦略」に基づき定める中期財政フレームに沿って、地方の一般財源総額について前年度並みが確保されておりますが、一般財源総額の中の、財源不足に対応する特例地方債であります臨時財政対策債は、昨年度より799億円、1.3%増加しており、引き続き、借入金に依存した厳しい財政運営となっているところであります。

こうした国の状況であります。先ほど御報告いたしました、地方交付税の減額につきましては、地方公務員給与の削減によるものであります。

なお、地方交付税等の地方一般財源総額は、平成24年度と同水準を確保したと言われておりますが、地方交付税を抑制するため、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員給与の削減が一方的に盛り込まれた内容となったものであります。地方の側のこれまでの職員の定数や給与削減などの行革努力の実態が考慮されず、要請された今回の措置は、地方分権の流れに反し、まことに遺憾であると言わざるを得ません。

特に、地方交付税は、国税5税の一定割合を充てる地方固有の財源であります。その財源を絞って地方をコントロールするということは、国と地方の信頼関係を崩すものでもあります。国と地方の協議の場で、しっかり議論されることが望ましいとの立場から、全国町村会を含めた地方6団体で強く再考を国に要請してきたところであります。

私も、昨年末の全国町村長大会への出席を初め、1月下旬の全国町村会の都道府県町村会正副会長交流会、さらに、その後の1月27日に地方財政対策の概要が示されたことを受けて、本県選出の国会議員への要請活動等、再三、上京して要望を重ねてきたところであります。

今後も、全国町村会や地方6団体で一丸となって、地方の喫緊の課題や情勢の対応について、精力的に地方の声を国政に訴えてまいりたいと思っております。

次に、県の予算についてであります。

県知事は、2月19日に新年度予算案を公表いたしました。一般会計は総額6,932億円で、

対前年度比で0.3%の減となり、2年連続のマイナス予算となっています。

一方、国の緊急経済対策による24年度の2月補正予算案を合わせた「15ヵ月予算案」では、7,364億円となり、前年度と比べて5.9%上回っております。

昨年夏に就任された山本知事にとって、初の通年予算でありまして、「産業力・観光力の増強」、「人財力の育成」、「安心・安全力の確保」など「5つの全力」に重点配分した、「輝く、夢あふれる山口県の実現に向け軌道を描く予算案」とされております。173億円の財源不足につきましても、基金の取り崩しを初め、財源確保対策などで充当するということではありますが、借金に当たる県債の残高も過去最大となっておりまして、基金残高は平成以降最少になるなど、県の財政も依然厳しい状況となっております。

こうした国や県の状況ではありますが、当然、私は首長として、今後も、地域の実情や国や県の動向を踏まえ、議会の皆様のお力もお借りしながら、適時、適切に対応すべく、全力を尽くしてまいりますので、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本町の予算編成について申し上げます。

平成25年度は、本町のまちづくり羅針盤であります「第四次総合計画」の3年目でありまして、計画の具現化の推進、そして将来にわたって持続可能な行財政基盤を構築することと、昨年末の12月に、議会で「参加と協働のまちづくり条例」の御議決をいただきましたが、新年度は、その新たなまちづくり元年となる年であります。

平成25年度の予算編成テーマを「参加と協働のまちづくり」と決めました。その観点から、一層の経費削減に努め、町民のニーズを的確に反映した、効率的で効果的なメリハリのある予算編成とするように指示をし、取り組んできたところであります。

また、昨年末の政権交代によりまして、予算編成時には例年以上に不透明な部分が多く、手探りの状態での編成作業となりましたが、国並びに県の動向について情報収集に努めながら対応してきたところであります。

それでは、新年度予算の概要について申し上げます。

一般会計の予算は、対前年度比20万円の減、48億7,520万円でありまして、「堅実型」の予算となっております。

まず、歳入であります。町税につきましても、たばこ税の税制改正による増収があるものの、町税全般においては昨年度比で0.5%の微増となっております。自主財源の確保に向け、今後においても、公平・適正な賦課徴収に努めてまいりたいと考えております。

地方交付税につきましても、国の予算は24年度比較で2.2%、約3,921億円の減となっております。大きく減少するものと見ております。

その他、国庫支出金の減少は、漁港海岸保全事業が平成24年度の国の補正予算により、事業

費で8,000万円、平成24年度の3月補正で前倒しになったことによるものであります。

県支出金の減少は、ため池等整備事業費の減少と漁港海岸保全事業が平成24年度に前倒しになったこと、及びワクチン接種事業と妊婦健診事業が一般財源化となったことによるものであります。

繰入金につきましては、一般財源の需要の増加と地方交付税の減収による財源不足を補うために財政基金から1億1,050万円を繰り入れいたしております。

町債につきましては、一般財源不足を補うために、建設事業等の特定財源として、また実質的な交付税であります臨時財政対策債の発行を見込み、前年度比21.6%、9,060万円増加をいたしております。

次に、歳出であります。

まず、一般会計全体の工事請負費であります。防災行政無線や単独町道改良の増加により対前年度比4.8%増の2億9,100万円となっております。さらに、このたび24年度3月補正予算をお願いをいたしております。平生中学校の耐震補強事業や漁港海岸保全事業を合わせますと、25年度の実質的な工事請負費は約4億7,000万円となるものであります。

(14ページに訂正発言あり)

そのほか、児童手当などの扶助費や、国民健康保険事業や介護保険事業、下水道事業などの特別会計への繰出金や公債費などが予算の中で大きなウエイトを占めているのが現状でございます。

その他の歳出につきましては、後ほど改めて御説明をさせていただきます。

また、特別会計全体におきましては、国民健康保険事業や介護保険事業において給付費の増加に伴い予算規模は拡大しておりますけれども、簡易水道事業の6月1日の上水道への統合による減少で、特別会計全体では、対前年度比2.1%増の40億6,742万9,000円となり、町の全会計の合計では、対前年度比0.9%増の89億4,262万9,000円となっております。

次に、平成25年度のテーマであります「参加と協働のまちづくり」をもとに、5つの実践テーマによる予算案となっておりますが、このテーマに沿って御説明申し上げます。

まず、1つ目の柱は「参加と協働による住民自治のまちづくり」であります。

平成23、24年の2カ年にわたり、講演会や検討会議、パブリックコメントなど多くの町民の皆さんの参画をいただきまして、条例案を策定し、昨年12月定例議会において御議決をいただきました「参加と協働のまちづくり条例」につきましては、25年度にその具現化に向けた取り組みを明確にするため、「協働推進指針」の策定の準備に着手いたしております。この指針をベースに、住民と行政が共に考え、共に行動する「協働のまちづくり」を進めてまいりたいと考えております。

また、自治会活動交付金や集会所建設事業補助金の拡充を行うなど、自治会活動や地域活動への支援にも取り組んでまいりたいと思います。

次に、2つ目の柱は、「安全、快適で幸せに暮らせるまちづくり」であります。

まず、地域の安全・安心の確保であります。自主防災組織の組織率の向上を初め、自主防災組織の訓練、防災メール発信事業の加入促進や、防災行政無線の整備、消防ポンプ積載車の更新、地域防災計画の見直し等を予定をいたしております。

また、災害に強いまちづくりのために、危険ため池の整備事業や海岸高潮対策の施設である中川と曾根の両排水機場の改修に伴う県事業負担金などを計上いたしております。

住民生活の安全・安心を目指して、新規事業として、東日本大震災を教訓として戸籍副本データ管理システムの導入、佐賀地区の移送サービス事業に取り組むほか、介護サポートタクシー事業、生活サポート事業を引き続き実施することといたしております。

また、インフラの機能維持強化のため、道路橋長寿命化修繕計画や公営住宅等長寿命化計画の策定や、公民館等の現況耐震診断や、トイレの改修、町体育館の耐震補強実施設計などに取り組み、公共施設の安全性の向上に努めていくことといたしております。

さらに、快適な住環境づくりに向け、道路、河川、下水道などの整備にも引き続き取り組んでまいります。

次に、3つ目の柱は、「未来を担う子どもたちを育むまちづくり」であります。

少子高齢社会の中で、子供たちを健やかに育むことは非常に重要な課題であります。子供を生み、育てることに喜びと充実感を持てるような子育ての支援や、保護者の経済的な負担軽減など、きめ細かな施策が必要であります。各種保育サービスや母子保健対策事業を柱に、新たに妊婦の歯科健診の助成や子供の健全な育成や子育て支援体制の整備、子供たちの疾病予防対策としての予防接種事業など、子供と親が健やかに暮らすことのできる環境整備を進めてまいります。

また、次代を担う子供たちのため、地域住民を初め、団体、企業、行政等の関係機関が一体となって子育て、親育てに取り組むことを基本理念とした、「次世代育成支援行動計画」の次期の計画であります「子ども・子育て支援計画」の策定準備に着手いたします。

教育におきましても、将来を担う子供たちが、心身ともに健やかに育つための環境づくりを初め、確かな学力向上のための体制づくりや安全・安心な教育環境の整備、また家庭と地域とのつながり、信頼される学校の創造、生涯学習、青少年健全育成活動の推進など、取り組みを進めていきたいと考えております。

学校施設の耐震化については、平生小学校第3校舎と特別教室棟の耐震補強実施設計を実施することといたしており、引き続き耐震化率の向上に取り組めます。

次に、4つ目の柱であります。「魅力と活力にあふれるまちづくり」であります。

魅力と活力のあるまちづくりには、本町の産業の育成・支援を初め、特性を生かした地域資源の開発が必要不可欠であります。特に、農業や水産業においては担い手の育成、確保、支援や経営基盤の安定に向けて、関係機関と連携しながら取り組みを進めてまいります。農業体験農園の取り組みも最終6年目となりますが、受講者の就農により、耕作放棄地の解消、農業生産へとつながるよう期待をいたしております。水産振興における種苗の放流による漁獲の安定化に向けた取り組みについても進めてまいります。

また、深刻化する有害獣による農業被害を軽減するため、各種施策の拡充、創設により総合的に取り組んでまいります。

さらに、地場産業の活性化のため、24年度初めて開催をいたしました、「ひらお産業まつり」の引き続いての取り組みや、観光協会による自主的な取り組みなど、本町への流入人口の増加が地域の活性化につながるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、5つ目の柱であります「健全な財政で持続可能なまちづくり」についてであります。

「第四次平生町総合計画」及び「第五次行政改革大綱」の取り組みを引き続き、着実に進めていきたいと考えております。総合計画につきましては、平成25年度が3年目となることから、計画の具現化を積極的に進め、明るく住みよいまちづくりに取り組んでまいります。あわせて、第五次行政改革大綱を実践することにより、地方分権、地域主権時代にふさわしい自立した自治体を目指してまいりたいと思います。

また、そのため、起債残高の減少、基金残高の増加など財政基盤の強化や、安定的な歳入確保と経費節減には引き続き努めてまいりたいと思います。

以上、5つの柱の基本的な考え方を申し上げましたが、後ほど、議事日程に基づきまして、それぞれ個別に御説明申し上げたいと思います。

次に、12月定例会以降の諸般のことを中心に、「行政報告」として触れてみたいと思います。

まず、行政協力員アンケート調査についてであります。

行政協力員アンケートを144人の行政協力員さんに対して昨年10月から11月にかけて実施をいたしました。これは、町内の自治会の組織運営や活動内容に関する実態を把握し、今後の自治会活動の参考にし、自治会活動の活性化に役立てることを目的としているものであります。

調査内容は、自治会長、自治会の運営、活動拠点、活動、事業、自由意見などであります。

調査結果につきましては、回収率が122人でありまして、84.7%となっています。この調査結果ですが、例えば、自治会長の年齢が60歳以上、また、在職年数も1年の輪番制の自治会がどちらも約7割という結果になっております。

また、自由意見において、意見や要望が24の自治会からありました。御意見のほとんどが、「自治会活動が低迷している」「少子高齢化で活動ができない」など、現在の自治会の状況が浮

き彫りになっていると思っております。

このアンケート内容につきましては、私以下、職員で内容を共有し、また、意見のあった行政協力員には全員に連絡をさせていただきまして、対応させていただきました。現実的に、御意見に対し、すぐに対応できるものとできないものがありますが、行政協力員と行政のキャッチボール方式での情報交換ができたものと思いますし、成果があったのではないかと考えております。今までにも自治会交付金の拡充事業を創設させていただいた経緯がありますが、今後の協働のまちづくりの参考にさせていただきたいと思っております。

なお、この内容につきましては、広報やホームページに掲載していくことといたしております。

次に、協働のまちづくりフォーラムの開催についてであります。

去る3月3日に、平生町武道館で「協働のまちづくりフォーラム」を開催いたしました。当日は、約200名の、本当に多くの住民の皆さんの御参加をいただきました。議員の皆様にも御出席をいただきましたが、まさに、本条例の「平生町参加と協働のまちづくり」にある、たくさんの「参加」をいただき、盛会裏に終えることができました。

昨年12月に「平生町参加と協働のまちづくり条例」を御議決いただきましたが、この条例の具現化に向けた取り組みとして、このフォーラムを開催させていただきました。

このフォーラムでは、ライフスタイル研究所代表の船崎美智子先生のわかりやすい事例を交えて、協働のまちづくりについての御講演をいただき、その後、山口県立大学付属地域共生センター教授の坂本俊彦先生を初め、町内でまちづくりに活躍をされているリーダーの方々によるパネルディスカッションを行い、それぞれのまちづくりについて熱く語っていただき、感銘いたしましたところであります。

私も、これからの地域づくりについての考え方を示させていただきましたが、行政といたしましても、この条例をどう生かしていくかにかかっていると思っております。まずは、条例にある指針を定め、全職員の先頭に立って取り組んでいきたいと思っております。

なお、一昨年からの協働のまちづくり条例案の策定に取り組んでいただきました関係者の方々、フォーラムに参加をいただいたの方々、改めて厚くお礼を申し上げます。

次に、岩国錦帯橋空港の現状についてであります。

昨年12月13日の開港以来、開港人気と年末年始の多客期という、お客さんの多い時期ということもあり、開港1カ月目は平均搭乗率が75%を超えておりましたが、2カ月目には60%と落ち込みをみせておりましたものの、開港からの通算では68%を維持しており、まずは順調な滑り出しではなかろうかと思っております。

今後は、好調な搭乗率を維持するため、利用促進協議会を中心に利用促進に向けた取り組みを進めていく必要があると考えております。

また、利用促進協議会とは別に、柳井地区1市4町で作成をしました広域観光パンフレットについては、首都圏から観光客誘致に向けて、都内の飲食店を中心に設置し、当地域のPRと、空港の認知度を上げるべく、取り組みを進めているところであります。空港の開港を一つの契機に、「人」と「物」が動き、県東部地域の活性化につながっていけばと考えております。

次に、大規模太陽光発電所、メガソーラーについてであります。

町内3カ所目となりますメガソーラーが、過日、田布施町の大晃機械工業株式会社により、壱ヶ浜の熊毛南高校隣の自社所有地に設置する旨、申し入れがあったところであります。約2万平方メートルの敷地に太陽光パネルを約4,800枚設置し、出力規模は1.168メガワット、年間発電量は約127万キロワットアワーを予定されております。

現在、工事が進んでおりまして、まもなく完成し、今月中には発電を開始するとのことであります。例に倣い、このたびのメガソーラー設置に関しても、大晃機械工業と建設及び運営に関する協定書を取り交わしたところであります。環境型企業の進出として、環境面、税収面でのメリットを享受し、それらを生かしながら、まちづくりへつなげていきたいと考えております。

以上、12月定例会以降、主な諸般につきましての「行政報告」として、報告をさせていただきました。

ちょっと、1点だけ訂正させていただきます。

先ほど、新年度予算の歳出にかかわって、一般会計全体の工事請負費に関連をしたところで、平生中の耐震補強事業や漁港海岸保全事業と合わせて、25年度の実質工事請負費は、約4億700万円と言うところを、4億7,000万円と申し上げました。4億700万円に、おわびをして訂正をさせていただきます。

.....  
議長（福田 洋明君） 次に、教育委員会に関する報告を教育長から求めます。高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） おはようございます。

12月定例会以降の教育行政の進捗状況や経過について、御報告申し上げます。

まず、教育施設における事件が発生しておりますので、御報告させていただきます。今年1月17日、平生中体育館1階の窓ガラスの破損、また外壁、門柱、軽トラック等への落書き事件が発生しました。

また、2月14日、16日にもスポーツセンター管理棟トイレの窓ガラス破壊等の事件が続きました。学校、教育委員会では、ただちに警察に通報するとともに、復旧を急ぎ、早急に現状回復などの対応をいたしたところであります。

このほかにも、昨年来より平生中学校における事件はもとより、町体育館の樹木や、堀川南壘樋の不審火、図書館内での迷惑行為などが発生しているところでございます。再発防止策として、

平生中学校においては、車両が校門から侵入できないよう、夜間等には、チェーン装着をすることにいたしました。12月議会でお願いました防犯ライトは、先月校舎への取り付けを完了し、今週につきましては、卒業式を目前に控え、学校と教育委員会とで、夜間における警戒パトロールを実施しているところであります。

また、スポーツセンター管理棟への必要な設備を設置したいと考えているところでございます。

次に、懸案でありました、平生小における児童の登下校時の安全確保を図ることを目的とした歩車道分離の周辺整備工事につきましては、来週には完了となる見込みであります。

また、平生中普通教室棟耐震補強設計業務につきましても完了し、このたびの補正予算に耐震補強工事費を計上し、25年度において、工事を施工することとしています。

次に、社会教育施設の安全・安心な環境整備について申し上げます。公共施設の耐震化については、学校施設の耐震化を優先して取り組んでいるところですが、社会教育施設についても、利用者の安全や、避難場所としての機能を有しているため、町体育館と中央公民館の現況耐震診断を実施いたしました。調査結果につきましては、体育館の一部の柱のI s値が基準を下回っており、耐震性が必要となることにより、新年度予算において、補強の実施設計を予定しております。中央公民館につきましても、今月15日には調査完了見込みでございます。

新年度においても、昭和56年以前に建築された佐賀公民館及び勤労青少年ホームについて、耐震化へ向け、取り組んでいきたいと考えております。

次に、平生の歴史文化に関することで、お話しをさせていただきます。

明治の文豪、国木田独歩の自筆サイン入り、初版本の寄贈を受けました。これは、平生町の偉人の一人、町史でも紹介されております蘭医シーボルトの高弟、長崎鳴滝塾頭の岡研介、その子孫であります岡落葉画伯の遺品の一つです。東京にお住まいの落葉画伯のお孫さんに当たる方から、このたび提供の申し出を受け、本町では、文化の高揚や観光資源の一つとして頂戴したものです。ほかにも絵画、書籍が同封されておりましたので、これらの有効活用を図るべく検討してまいりたいと考えてございます。

終わりに、一年間の本町教育の指針となります、25年度版「平生町の教育」について申し上げます。

これまで、数度にわたる教育委員会会議において改訂を進めておりましたが、その内容も固まり、近々町内外へお示ししたいと考えています。来年度におきましては、学校教育、社会教育それぞれ「未来を拓くたくましいひらおっ子の育成」「学校、家庭、地域がつながる生涯学習の推進と学習成果活用の促進」をテーマとしています。そのテーマのもとに、学校教育では「生きる力の育成」、「安全・安心な教育環境の保障」、「地域とのつながり」を、社会教育では「青少年の健全育成活動」、「生涯学習」、「人権教育」等々の努力点を掲げ、数々の施策を展開し、

幼・小・中のさらなるつながりと、社会総がかりの教育を進めていくこととしています。

学校では、この方針をもとに1年間の運営方針を定め、学校経営を進めていくこととなります。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わります。

議長（福田 洋明君） これをもって、行政報告を終わります。

日程第5．議案第1号

日程第6．議案第2号

日程第7．議案第3号

日程第8．議案第4号

日程第9．議案第5号

日程第10．議案第6号

日程第11．議案第7号

日程第12．議案第8号

日程第13．議案第9号

日程第14．議案第10号

日程第15．議案第11号

日程第16．議案第12号

日程第17．議案第13号

日程第18．議案第14号

日程第19．議案第15号

日程第20．議案第16号

日程第21．議案第17号

日程第22．議案第18号

日程第23．議案第19号

日程第24．議案第20号

日程第25．議案第21号

日程第26．議案第22号

日程第27．議案第23号

日程第28．議案第24号

日程第29．議案第25号

日程第30．議案第26号

日程第31．議案第27号

日程第32．議案第28号

日程第33．議案第29号

日程第34．議案第30号

日程第35．議案第31号

日程第36．報告第1号

議長（福田 洋明君） 日程第5、議案第1号平成24年度平生町一般会計補正予算から日程第35、議案第31号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまでの件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明並びに日程第36、報告第1号平生町土地開発公社の平成25年度事業計画及び資金計画並びに予算についての報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） それでは、御提案をいたしました各議案につきまして、順を追って御説明を申し上げます。

まず、議案第1号平成24年度平生町一般会計補正予算であります。

補正額といたしましては、9,923万7,000円を追加いたしまして、予算総額は52億8,474万9,000円となるものであります。

歳出の主なものより申し上げます。

15ページから16ページにかけての一般管理費と情報通信費、庁舎管理費では、それぞれ確定見込みによりまして減額あるいは増額をいたすものであります。

企画振興費では、地方バス路線維持対策費補助金を計上いたしております。

財務財産管理費におきましては、各費目の減額に伴いまして一般財源の余剰分を財政基金へ積立金として計上いたしております。

16ページから18ページにかけての山口県知事選挙費、海区漁業調整委員選挙費や衆議院議員選挙費は確定により、それぞれ減額をいたすものであります。

19ページの統計調査費は確定見込みによりまして、それぞれ減額あるいは増額をいたすものであります。

社会福祉総務費の国民健康保険事業勘定特別会計への基準超過費用繰出金は確定により減額をいたすものであります。

20ページの老人福祉総務費の老人保護措置費におきましては、入所者数の実績により減額をいたすものであります。介護保険事業勘定特別会計への繰出金は給付費の増額に伴いまして、町負担分を増額するものであります。

障害者福祉費では障害福祉サービス費の給付の増加により増額をいたすものであります。

21ページの保育所運営費では、実績見込みによりまして、賃金を減額するものであります。

母子衛生費では、実績見込みによりまして、それぞれ減額をいたすものであります。

22ページにかけての予防費では、実績見込みによりまして、減額あるいは増額をいたすものであります。

健康づくり推進事業費では、各種検診委託料を実績見込みによりまして減額をいたすものであります。

土地改良事業費では、委託料と工事請負費を実績見込みによりまして、減額あるいは増額をいたすものであります。負担金、補助及び交付金は、国の平成24年度補正予算により、県が農免農道整備事業の事業費を増額したことを受け、平生町の負担金を増額いたすものであります。全額、平成25年度へ繰り越しとなるものであります。

23ページの漁港建設事業費の漁港建設事業は、国の補正予算により8,000万円前倒したことにより事業費を増額し、全額を平成25年度に繰り越して事業実施をいたすものであります。

24ページの道路橋梁維持費では、国の補正予算により、新たに道路点検業務を実施いたすものでありまして、全額を平成25年度へ繰り越して事業実施いたすものであります。

25ページの河川維持改良費では、排水機場整備事業負担金につきまして、県事業の実績見込みによりまして減額をいたすものであります。

砂防費の自然災害防止事業負担金につきましては、県事業の実績によりまして減額いたすものであります。

港湾建設費の港湾整備負担金につきましては、県が事業実施できなかったことにより、減額するものであります。

26ページの都市計画総務費では事業完了により都市計画基礎調査費を減額いたすものであります。

下水道整備費では、下水道事業特別会計の補正によりまして、繰出金を減額するものであります。

27ページにかけての消防費、27ページから29ページにかけての教育総務費、小学校費、中学校費につきましては、それぞれ精算見込みにより、追加あるいは減額をするものであります。

また、中学校費の学校管理費では、東日本大震災復興特別会計の予備費を活用した国の事業費の拡充により、平生中学校の普通教室棟の耐震補強事業を計上いたしております。全額を平成25年度に繰り越して、事業実施をいたすものであります。

30ページの公民館費では、実績によりまして中央公民館の現況耐震診断委託料を減額いたすものであります。

31ページにかけての保健体育総務費と保健体育施設費では、事業完了見込みによりまして、

それぞれ減額をいたすものであります。

また、保健体育施設費の使用料及び賃借料におきましては、スポーツセンターの管理棟での器物破損事件が2回発生していることから、防犯カメラを設置いたすものであります。

渡船事業費におきましては、熊南総合事務組合の渡船会計の不足分を負担するものであります。続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

9ページから12ページにかけての、分担金及び負担金、国庫支出金及び県支出金につきましては、歳出において御説明いたしました事業に伴います特定財源であります。実績に基づきまして減額あるいは増額をいたしております。

寄附金の一般寄附金につきましては、ふるさと納税によるものであります。

13ページの諸収入の雑入であります。市町村振興宝くじ交付金につきましては、宝くじの売上金の一部が配分されるものでありまして、当初予算で300万円計上いたしておりましたので追加分を計上いたすものでありまして、町単独事業の財源となるものであります。

山口県市町村振興協会防災事業支援費につきましては、平成24年度の山口県市町村振興協会の新規事業でありまして、山口県消防防災ヘリコプター運航協議会の市町負担分について全額助成されるものであります。

13ページから14ページにかけての町債では、各事業の確定見込みによりまして、減額または増額をいたすものであります。

前に戻りまして、5ページ、第2表の繰越明許費につきましては、子育て支援特別対策事業施設整備費のほか5件の事業を繰り越すものであります。

6ページの第3表、地方債補正につきましては、先ほどの歳入で御説明いたしました地方債の増額または減額によりまして、起債額を変更するものであります。

なお、32ページから給与費明細書、35ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、議案第1号平成24年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について御説明いたします。

今回の補正額1,573万8,000円を追加いたしまして、予算総額は17億8,454万5,000円となるものであります。

歳出であります。8ページの一般管理費の需用費につきましては、70歳以上の窓口負担割合が4月から2割に引き上げが見込まれていましたが、1割負担に据え置きになるため高齢者受給者証の作成のため、当初予算で計上しております需用費の不足分を追加計上いたしております。

連合会負担金につきましては、新規に国保連合会が導入予定の国保総合システムについて多額

な費用の発生が見込まれるため、当初予算で各市町へ負担金の計上のお願いがありましたが、比較的 low 額で導入ができたため、市町負担金が不用となったことにより、減額をいたすものであります。

9 ページに於ける保険給付費につきましては、今後の給付見込みによりまして、増額あるいは減額をいたすものであります。

高額医療費拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、平成 24 年度の確定見込みによりまして増額をいたすものであります。

続きまして歳入について御説明いたします。

6 ページの国庫負担金の療養給付費等負担金につきましては、見込みによりまして減額、高額医療費共同事業負担金につきましては、見込みによりまして所要額を増額しております。

県負担金につきましては、見込みによりまして、所要額を増額いたしております。

7 ページの療養給付費交付金につきましては、医療給付費の増加に伴いまして追加をいたすものであります。

共同事業交付金につきましては、平成 24 年度の確定見込みによりまして、増額をいたすものであります。

一般会計繰入金につきましては、基準超過費用の確定見込みによりまして、減額をいたすものであります。

続きまして、議案第 3 号平成 24 年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

今回の補正額 62 万 8,000 円を減額いたしまして、予算総額は 1 億 2,436 万 8,000 円となるものであります。

歳出につきましては 7 ページでございます。

公課費につきましては、消費税の前期課税期間の消費税額が 48 万円以下となったため、中間申告が不要となったことにより、減額するものであります。

歳入につきましては、6 ページでございます。

水道使用料は確定見込みにより、減額いたすものであります。雑入の消費税還付金は、消費税の確定に伴い、中間納付額が還付となるものであります。

なお、8 ページから給与明細書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第 4 号平成 24 年度平生町下水道事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

今回の補正額 2,617 万 5,000 円を減額いたしまして、予算総額は 6 億 6,558 万 7,

000円となるものであります。

歳出につきましては、9ページでございます。

下水道管理費の流域下水接続点・工場等排水水質検査委託料につきましては、確定見込みによりまして減額、流域下水道事業維持管理費は確定見込みによりまして減額をいたすものであります。

下水道整備費の工事請負費は確定見込みにより減額、負担金の流域下水道事業については、県事業の確定見込みにより減額、また、補償、補填及び賠償金につきましては、物件移転補償の確定見込みにより減額をいたすものであります。

10ページの公債費の利子につきましては、確定により減額をいたすものであります。

歳入につきましては、7ページでございます。

国庫補助金は確定に伴い減額をいたすものであります。一般会計繰入金は歳出が減額となったことによる減額であります。雑入の流域下水道事業維持管理につきましては確定見込みにより増額いたすものであります。

8ページの町債の下水道事業債は確定見込みにより減額いたすものであります。

前に戻りまして、4ページの第2表、地方債補正につきましては、先ほどの歳入で御説明いたしました地方債の減額によりまして、起債額を変更するものであります。

11ページから給与明細書、13ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

続きまして、議案第5号平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正額は、3,842万円を追加いたしまして、予算総額は12億2,431万3,000円となるものであります。

歳出につきましては、8ページでございます。

保険給付費の介護サービス等諸費と介護予防サービス等諸費は、給付見込みによりまして、増額いたすものであります。

9ページの高額介護サービスと特定入所者介護サービス等諸費は給付見込みによりまして、増額いたすものであります。

10ページの包括的支援事業・任意事業の家族介護支援事業は、所要額を追加するものであります。

歳入につきましては、6ページです。

第1号被保険者保険料の現年度分特別徴収保険料につきましては、見込みにより増額いたすものであります。

7ページにかけての国庫負担金と支払基金交付金、県負担金及び一般会計繰入金は保険給付の増加見込みに伴いまして、増額いたすものであります。介護給付費準備基金繰入金は給付財源として繰り入れるものであります。

続きまして、議案第6号平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正額は7,000円を追加いたしまして、予算総額は2億342万9,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。職員の扶養手当の増加分を計上いたしております。

前に戻りまして、歳入につきましては、6ページでございます。歳出の増加に伴いまして、一般会計からの事務費繰入金を計上いたしております。

8ページから給与明細書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午前10時10分からいたします。

午前9時55分休憩

.....  
午前10時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 続きまして、議案第7号平成25年度平生町一般会計予算につきまして、御説明申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、議案とともに、平成25年第1回平生町議会定例会資料をお配りいたしておりますが、この資料の2ページに平成24年度との款別比較、並びに3ページに予算の節別分析を明記しておりますので、予算書とあわせてごらんいただきたいと思います。

一般会計の予算総額は、48億7,520万円でありまして、前年度対比0.004%の減額となっており、ほぼ前年度並みでございます。

それでは、主要事業や新規事業を中心に歳出から御説明を申し上げます。

37ページから38ページにかけての議会費につきましては、7,327万1,000円で前年対比1.5%の減額であります。この減少した要因は、議員共済負担金の減額によるものであります。

39ページからの総務費は、7億341万6,000円で前年度対比16.8%の増額となっております。この主な要因といたしましては、防災行政無線整備事業と退職手当業務負担金の増

額によるものであります。

4 2 ページにかけての一般管理費では、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行いたします「平生町参加と協働のまちづくり条例」の具現化に向けた指針の策定に係る経費を計上いたしております。また、職員研修事業として自治大学校への研修参加費やその他の職員研修費も計上いたしております。退職手当業務負担金につきましては、平成 2 4 年度までは、職員の基礎給与に一定率を乗じて算定しておりましたが、平成 2 5 年度からは、今後 5 年間の退職手当支給額を基礎として、5 年間で平準化した退職手当業務負担金として算定をいたしております。

4 4 ページにかけての情報通信費ですが、新規事業といたしまして、住民情報システム機能追加業務として、DV（ドメスティックバイオレンス）情報がシステム画面上で表示できるように改修し、住民情報システムを操作する職員に注意喚起いたすものであります。

4 5 ページにかけましての庁舎管理費でございますが、当初予算では新規事業であります、防災行政無線整備事業を計上いたしております。平成 2 3 年度 3 月補正で計上いたしました事業を平成 2 4 年度へ繰越事業として第 1 期事業を実施いたしておりますが、第 2 期工事として平成 2 5 年度に実施いたすものであります。

4 6 ページから 4 7 ページにかけての財務財産管理費では、隅田地区の町有住宅 1 棟を解体する経費を計上いたしております。

4 8 ページの交通安全対策費ですが、工事請負費として、カーブミラーやガードパイプ、街路灯設置費を計上いたしております。

4 9 ページから 5 0 ページにかけての賦課徴収費では、委託料において町税計算業務や住民情報システム課税プログラム変更業務などを計上いたしております。

5 1 ページにかけての徴収対策費では、滞納者の差し押さえ対策として、手数料にインターネット公売システム利用料や差し押さえた車両のレッカー移動に要する費用を計上いたしております。また、差し押さえた不動産の鑑定委託料を計上いたしております。

5 2 ページにかけての戸籍住民基本台帳費では、戸籍副本データ管理システムの導入経費を計上いたしております。これは、東日本大震災で戸籍データが消滅した自治体があったことを受け、北海道にある戸籍副本データ管理センターで戸籍データを保存することといたしております。

5 3 ページから 5 5 ページまでの選挙費では、平成 2 5 年度に予定されている参議院議員補欠選挙費と参議院議員通常選挙費を計上いたしております。

5 6 ページの統計調査費では、主な統計調査として、住宅・土地統計調査、漁業センサス、工業統計調査に要する経費を計上いたしております。

5 7 ページの監査委員費につきましては、町村監査委員全国研修会への参加経費を 2 名分計上いたしております。

58ページからの民生費につきましては、14億2,807万3,000円でありまして、前年度と比較いたしますと0.5%の増加であります。

59ページにかけての社会福祉総務費では、高齢者の足を確保する試みとして、佐賀地区移送サービスを開始するため、車両購入費と購入関連経費を計上いたしております。平成23年度より実施いたしております、地域見守りネットワーク整備強化事業については、平生町社会福祉協議会へ事業委託を行い、引き続き取り組んでいくこととしております。また、社会福祉協議会への補助金としては、地域福祉権利擁護事業の活動費を含めて計上いたしております。その他、国保会計への繰出金が主なものであります。

60ページから62ページにかけての老人福祉総務費につきましては、敬老会行事を初めとした継続事業に要する経費を計上いたしておりますほか、扶助費の介護サポートタクシー事業と生活サポート事業については、平成24年度実績に基づきまして所要の経費を計上いたしております。その他、介護保険事業勘定特別会計への繰出金が予算額の半数以上を占めております。

62ページの福祉医療対策費では、福祉医療費の支給に要する経費を計上いたしております。また、継続事業といたしましては、後期高齢者医療制度の被保険者を対象として、人間ドックの費用助成のための経費を計上いたしております。そのほか、後期高齢者医療療養給付費負担金や後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

64ページにかけての障害者福祉費であります。障害者自立支援法を廃止し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、いわゆる障害者総合支援法が平成25年4月から施行されることとなり、この改正を受け、従来のコミュニケーション支援事業から変更して、意思疎通支援事業を柳井圏域1市4町で共同実施することとなっております。

また、障害者の定義に難病を加えることとなり、障害者手帳の有無にかかわらず難病指定を受けた方も障害福祉サービスを受けることができるようになっております。さらに障害者福祉サービス費から障害児給付費を分離し、新設をいたしております。

また、平成24年10月に施行された虐待防止法に基づき、障害者虐待防止センター運営費を計上いたしております。

65ページから66ページにかけての児童環境づくり推進事業費では、継続事業といたしまして、児童クラブ事業や子育て支援センター事業の運営費を計上いたしております。また、子ども・子育て支援計画を平成26年度に策定するための、事前ニーズ調査のための経費を計上いたしております。

児童措置費では、児童手当として、平成25年度の支給額に応じて、所要の経費を計上いたしております。

67ページから68ページにかけましての保育所運営費では、入園実績を勘案して、町立保育

園3園の運営費と法人保育園委託料を計上いたしております。

70ページからの衛生費では、2億9,317万4,000円でありまして、前年度と比較して7.2%の減額となっております。主な要因といたしましては、予防費の各予防接種費を平成24年実績額を勘案して計上したことと、環境衛生費の太陽光発電設備設置費補助金の終了によるものであります。

70ページの保健衛生総務費では、柳井地域広域救急医療事業や柳井医療圏救急医療施設運営費の負担金などを計上いたしております。

71ページから73ページにかけましての母子衛生費では、継続事業といたしまして、乳幼児健康診査や妊婦健康診査の所要の経費を計上いたしております。新規事業といたしまして、妊婦歯科健診の経費を計上いたしております。

また平成25年度から県からの移譲事業として、未熟児養育医療給付費を計上いたしております。未熟児は、出生後速やかに適切な処置が必要であることから、養育に必要な医療給付を行う事業であります。

73ページの予備費(39ページに訂正発言あり)では、平成24年度までは、子宮頸がん予防ワクチン接種事業、ヒブワクチン接種事業、小児用肺炎球菌ワクチン接種事業として実施しておりましたが、予防接種法の改正予定を受け、乳幼児予防接種及び児童・生徒予防接種に包括して継続事業として取り組んでいくこととしております。

73ページから74ページにかけての健康づくり推進事業費では、継続事業といたしまして、各種検診事業やがん検診事業などの所要の経費を計上いたしております。

76ページにかけての環境衛生費では、継続事業といたしまして、フラワーベルト整備事業の経費を引き続き計上いたすものであります。浄化槽設置整備事業費補助金は、実績を勘案し、5人槽5基、7人槽5基分を計上いたしております。

77ページの清掃費では、佐合島のし尿貯留船の改修費を計上いたしております。そのほか、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合への負担金が主なものであります。

77ページからの労働費は、1,641万8,000円でありまして、特に勤労青少年ホーム運営費で、勤労青少年ホームの現況耐震診断とトイレ改修の経費を計上いたしております。前年度と比較して53.7%増加いたしております。

79ページからの農林水産業費につきましては、2億7,172万1,000円でありまして、前年度対比30.0%減額いたしております。この要因は主に、団体営ため池整備事業の大幅な事業費の減少と平成24年度の国の補正予算で、海岸保全事業が8,000万円前倒しで、平成24年度3月補正予算で計上したことによるものであります。

80ページから81ページにかけての農業振興費では、新規事業といたしまして、やまぐち集

落営農生産拡大事業として、タマネギ集出荷乾燥貯蔵調整施設整備費の3分の1を県、10分の1を柳井市、光市、田布施町、平生町で負担するものであります。県の負担部分を平生町で受けることとなっておりますので、実質的な町の負担額は74万5,000円になるものであります。

また、継続事業といたしまして、引き続き、青年就農給付金やジャンボタニシ防除支援対策事業費、ミカンバエ防除支援対策事業費などを計上いたしております。

82ページから83ページの土地改良事業費につきましては、ため池等農地災害危機対策事業として、平成25年度から4年間において、下流に人家や公共施設のあるため池について、ハザードマップを作成いたすものであります。平成25年度は11カ所を作成対象といたすものであります。また、工事請負費として岩松ため池のため池整備事業の平成25年度事業分と単独土地改良事業費を計上いたしております。県事業費であります平生中央2期工事の農免農道整備事業負担金につきましても、所要額を計上いたしております。

85ページの林業総務費では、有害獣捕獲機材の追加購入に要する経費を計上いたしておりますほか、有害鳥獣捕獲対策委託事業や有害獣対策地域活動支援事業、有害獣防除柵等設置補助事業も実績に基づきまして所要額を計上いたしております。

86ページにかけての林業事業費では、単独林道改良に要する経費を計上いたしております。

87ページにかけての水産業振興費では、水産振興対策事業費として、従来から実施しております種苗の放流事業に加えて、アサリ母貝団地造成とカイガラアマノリ育成調査、及び漁業者安全操業啓発活動をあわせて実施することといたしております。

88ページにかけての漁港建設事業費では、新規事業といたしまして、委託料で、水産物供給基盤機能保全事業を実施いたします。この事業は水産業の健全な発展とこれによる水産物の安定的供給を図るため、水産物供給施設の老朽化とともに、更新を必要とする施設が増加してきていることから、管理を体系的に見据えた計画的な取り組みにより、施設の長寿命化を図り、更新コストの平準化や縮減を目的として調査を実施するものであります。

佐賀漁港海岸費用対効果分析業務は、漁港海岸事業の諸効果をできる限り定量的に評価するため、費用対効果分析を実施いたすものであります。

佐合島護岸の点検診断につきましては、護岸等の現況を調査し、改良等の指針といたすものであります。工事請負費では、単独漁港施設整備を2件予定をいたしております。海岸保全事業につきましては、8,000万円が平成24年度事業として前倒しとなったことから、3,550万円を計上いたしております。このほか、漁業集落環境整備事業特別会計への繰出金が主なものであります。

88ページからの商工費は、1,811万2,000円でありまして、前年度と比較しますと3%の増加であります。

89ページから90ページの商工振興費では、昨年同様に平生町商工会への補助金として商工振興対策費を計上いたしております。また、ひらお産業まつりについては平成24年度より補助金を増額して計上いたしており、町内生産者の生産意欲の高揚と町内生産品に対する消費者意識の啓発に努めることを目的として、引き続き実施いたすものであります。

91ページにかけた観光費は平生町観光協会への補助金を計上いたしております。

91ページからの土木費につきましては、5億5,722万1,000円でありまして、前年度比11.8%の増加となっております。主な増加要因といたしましては、統合保育園の開園に伴う町道の整備や橋梁補修の計上などによるものであります。

91ページから92ページにかけましての土木総務費では、新規事業といたしまして、道路台帳修正業務を計上いたしております。継続事業といたしまして、平成23年度から開始しました住宅リフォーム資金助成事業を計上いたしております。

93ページにかけた道路橋梁維持費では、新規事業といたしまして、委託料として道路橋長寿命化修繕計画の策定を実施いたします。今後の計画的かつ予防的な修繕対策により橋梁の維持管理費の平準化と縮減を図る目的で実施するものであります。継続事業として道路橋梁補修事業として道路の舗装補修のほか、橋梁補修2件に要する経費と継続事業であります町道佐合島線の補修経費を計上いたしております。

94ページにかけた道路橋梁新設改良費では、統合保育園の開園に伴う町道の改良に係る事業費や単独町道改良事業及び県道路改良事業負担金につきまして、所要の額を計上いたしております。

95ページにかけた河川維持改良費につきましては、単独河川改修事業に要する経費を計上いたしておりますほか、中川・曽根排水機場整備事業の県への負担金を計上いたしております。

砂防費では、2件の自然災害防止事業の県への負担金を計上しております。

96ページの港湾建設費の港湾整備事業では、水場地区の港湾改修事業などの県への負担金を計上いたしております。また、港湾整備事業元利償還金の負担金を計上いたしております。

97ページから98ページにかけましての下水路費では、単独下水路改修事業に要する経費を計上いたしております。

99ページにかけた住宅管理費では、新規事業といたしまして公営住宅等長寿命化計画の策定業務を実施いたします。これは、平成26年度以降、同計画に基づく改善事業や建てかえ事業以外は助成対象とならないことから、平成25年度中に策定をする必要があり、現況を把握し、適切なマネジメントを行うために必要な調査であります。そのほか継続事業として用途廃止住宅1戸の解体経費と中村団地の外装改修のための経費を計上いたしております。

下水道整備費の下水道事業特別会計への繰出金は、2億7,527万2,000円でありまし

て、前年度対比1.7%の増加となっております。

100ページからの消防費は、2億5,449万3,000円でありまして、前年度比5.4%の増加であります。主な要因としましては、消防ポンプ積載車の購入と柳井地区広域消防組合負担金が増額となったことによります。

100ページから101ページにかけての非常備消防費では、新規事業といたしまして、地域防災計画策定の経費を計上いたしております。継続事業の防災士資格取得助成では、平成25年度は、10人程度の受講者を予定しております。

102ページにかけての、消防施設費では、新規事業といたしまして、消防ポンプ積載車の購入に要する経費を計上いたしております。このほか、柳井地区広域消防組合への負担金が主なものであります。

102ページからの教育費は、3億9,257万4,000円でありまして、前年度対比2.3%の減少となっております。主な要因といたしましては、平生小学校の外構整備や中学校の普通教室棟耐震補強実施設計、町体育館の現況耐震診断などの終了によるものであります。

103ページから104ページにかけましての事務局費では、平成25年度より新たにスクールソーシャルワーカーが県の教育委員会から配置されることとなっております。これは社会福祉に関する高度な専門的な知識を生かし、学校だけでは解決が困難な事例に対して、関係機関の連携により課題解決に取り組むもので、教育相談体制の一層の充実を図ることを目的といたしております。

105ページから107ページにかけましての小学校費の学校管理費では、新規事業といたしまして、平生小学校の第3校舎と特別教室棟の耐震補強実施設計を計上いたしております。工事請負費では、佐賀小学校のプール循環装置と配管の改修経費を計上いたしております。

108ページにかけての小学校費の教育振興費では、引き続き佐賀小学校へ配置する特別支援補助教員の報酬を計上いたしております。また、遠距離通学費や就学援助費などにつきまして、引き続き必要額を計上いたしております。

109ページから110ページにかけての中学校費の学校管理費では、工事請負費として普通教室棟の屋根防水改修事業に要する経費を計上いたしております。そのほか、学校周辺に設置する防犯灯とトイレ改修に係る経費も計上いたしております。

111ページにかけての中学校費の教育振興費では、継続事業として、遠距離通学費や就学援助費につきましても実績を勘案いたしまして予算措置をしているところであります。

112ページから114ページにかけましての幼稚園費では、2名分の幼稚園担任教諭代行の報酬を計上いたしております。

116ページにかけての社会教育総務費では、新規事業といたしまして、委託料として、神花

山古墳円筒埴輪の修復業務と土手町南蛮樋門木材炭素年代測定業務に係る経費を計上いたしております。

119ページにかけての公民館費では、新規事業といたしまして、佐賀公民館の現況耐震診断のほか、中央公民館と大野公民館、佐賀公民館のトイレ改修の経費と佐賀公民館の企画室の床の改修経費を計上いたしております。

122ページから124ページにかけての保健体育総務費では、平成24年度から実施しております、我がまちのスポーツ推進団体補助金として、サッカー競技を我がまちのスポーツと位置づけ、近郊サッカーチームとの交歓会運営費やキッズサッカー教室運営費への助成を行うものであります。

125ページにかけての保健体育施設費では、新規事業といたしまして町体育館の耐震補強実施設計の経費を計上いたしております。

126ページの災害復旧費は、527万9,000円でありまして、前年度対比で47.5%増加いたしております。

127ページの公債費は、6億8,917万4,000円でありまして、前年度対比4.6%の減少となっております。

129ページにかけての諸支出金につきましては、1億5,727万4,000円でありまして、前年度対比3.5%の減少となっております。減少の要因といたしましては、簡易水道事業特別会計が5月末日で会計閉鎖をすることにより繰出金が減額となったことによるものです。

130ページ(39ページに訂正発言あり)の予備費につきましては、前年同様の1,500万円を計上しております。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。12ページであります。

12ページからの町税全体では、12億5,884万2,000円でありまして、573万6,000円の増額で、前年度対比では0.5%の増加となっております。個人住民税は景気の低迷や高齢者の増加などによる課税対象者の減少の影響で1,372万円減少すると見込んでおりますが、法人町民税は現年課税分で386万7,000円の増加を見込んでおります。

13ページにかけての固定資産税につきましては、340万4,000円の増加を見込んでおります。

14ページの町たばこ税では税制改正により、1,105万円の増収を見込んでおります。

15ページにかけての地方譲与税全体では、450万円の増加を見込んでおります。

16ページ地方消費税交付金は、平成26年度より消費税の税率が変更となる予定であることから、駆け込み需要を見込み、400万円程度増加するものと予測をいたしております。

地方交付税は、国の予算額が2.2%減少しておりまして、平成24年度の決定額ベースから

2. 2%減少させたことにより、当初予算比較で地方交付税全体において6,100万円減額するものと見込んでおります。

18ページの分担金及び負担金は、6,388万6,000円でありまして、前年度比較で6.5%の減少となっております。負担金につきましては、老人保護措置費負担金と保育料の負担金が主なものであります。

19ページから21ページにかけましての使用料及び手数料は、6,279万2,000円でありまして、対前年度対比で2.0%の減少となっております。

22ページから24ページにかけましての国庫支出金は、3億1,129万5,000円でありまして、前年度対比8.8%の減少となっております。この要因といたしましては、漁港海岸保全事業が国の平成24年度補正予算により、前倒しで平成24年度3月補正に計上していることによるものであります。

24ページから29ページにかけましての県支出金は、3億1,935万2,000円でありまして、前年度対比13.1%の減少となっております。この主な要因は、漁港海岸保全事業の平成24年度への前倒しや団体営ため池整備事業費の減少によるものと、妊婦健診事業やワクチン接種事業の補助制度の廃止によるものであるものであります。

31ページの財政基金繰入金につきましては、地方交付税の減少や投資的経費の増加などにより財政基金からの繰入金を1億1,050万円計上いたしております。

繰越金は、前年度同様の3,000万円を計上いたしております。

32ページから34ページにかけましての諸収入は、6,421万3,000円でありまして、前年度対比で3.5%の増加であります。

35ページから36ページにかけての町債は、5億1,080万円でありまして、前年度対比21.6%の増加となっております。この主な要因は、一般財源が不足をしていることから、起債借入額を増加したことによるものであります。

前に戻りまして、8ページの第2表、債務負担行為につきましては、町土地開発公社における公共用地取得造成事業に伴います借入金の債務保証の限度額を定めるものでございます。

次に9ページ、第3表、地方債につきましては、それぞれ適債事業や財政対策分として、町債を起こすものであります。

なお、130ページから136ページに給与費明細書、137ページから139ページに債務負担行為に関する調書、140ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、平成25年度平生町一般会計予算につきまして、説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計予算につきまして、順を追って御説明を申し上げます。

議案第8号平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算についてであります。

予算総額は、17億2,417万1,000円でありまして、前年度対比2.8%の増加となっております。

歳出につきましては、17ページからでございます。

19ページから20ページの保険給付費、療養諸費では、年々医療費が増加しておりまして、一般被保険者療養給付費では、前年度比で2.1%の増加となっておりますが、退職被保険者等療養給付費では、退職者被保険者数の減少によりまして、0.2%の減少となっております。

20ページから21ページの高額療養費では、一般被保険者高額療養費で前年度対比では4.6%の増加となっております。退職被保険者等高額療養費では被保険者数の減少により前年度対比は2.3%の減少となっております。

23ページからの後期高齢者支援金等につきましては、後期高齢者医療制度への現役世代からの支援分として、被保険者に応じて各保険者に納付が割り当てられるものですが、後期高齢者医療制度の医療費においても増加傾向にあることから、支援金額については、前年度対比で4.8%の増加を見込んでおります。

25ページの介護納付金につきましては、国民健康保険会計の介護保険負担分でありまして、対前年度比で4.6%の増加を見込んでおります。

26ページにかけての共同事業拠出金であります。24年度実績に基づいた結果、前年度と比較すると、高額医療費拠出金で13.8%の増加、保険財政共同安定化事業拠出金で5.2%増加いたしております。

27ページにかけての、保健事業費の特定健康診査等事業費につきましては、特定健診受診者を840人と見込み、前年度比で201万2,000円の減額となっております。平成25年度も引き続き受診勧奨に取り組み、受診率の向上を図っていききたいと思います。

戻りまして8ページからの歳入でございますが、8ページから10ページまでの国民健康保険税につきましては、平成24年度に保険税の改定を実施いたしておりますが、近年の不況の影響から課税対象所得の大幅な落ち込みが続く状況にありまして、一般被保険者国民健康保険税で、2億6,766万4,000円で対前年度比では3.8%の減少となっております。退職被保険者等国民健康保険税は被保険者数の減少もあり、2,918万8,000円で対前年度比は22.4%の減少となっております。

11ページから12ページの、国庫支出金と県支出金につきましては、保険給付費の見込みによりそれぞれ算定をいたしております。

13ページの前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの加入者の割合における保険者間の負担調整をいたすものであり、前期高齢者の加入率や給付費の見込みにより前年度

対比で12.0%減少するものと見込んでおります。

共同事業交付金につきましては、24年度実績見込みによりまして、全体で12.9%の増加となっております。

続きまして、議案第9号平成25年度平生町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、460万6,000円でありまして、前年度対比96.3%の減少となっております。6月1日に田布施・平生水道企業団と統合することとなっております。料金徴収の関係から、平成25年度の1期分だけの水道使用料を徴収するため、会計を残すものであり、平成25年5月31日をもって閉鎖することといたしております。

歳出につきましては、9ページの施設管理費でございますが、水道料金徴収のための経費を計上いたしております。

7ページからの歳入では、水道使用料につきましては、1回分の水道使用料を計上いたしております。

続きまして、議案第10号平成25年度平生町下水道事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、7億1,901万8,000円でありまして、前年度対比4.0%の増加となっております。

歳出であります。10ページから11ページにかけての、下水道管理費におきまして、流域下水道事業維持管理負担金につきましては、流入量の増加により、増額いたしております。

12ページにかけて下水道整備費の工事請負費では、635万円増額して、1億3,935万円としております。流域下水道事業負担金につきましては、県の浄化センター水処理施設増設事業の負担金として、所要額を計上いたしております。

13ページの公債費では、元利償還金で3億8,596万7,000円となっております。

7ページからの歳入では、受益者負担金につきましては、410万円の減額をいたしております。

下水道使用料につきましては、平成24年度までの実績により200万円の増額を見込んでおります。

8ページの国庫補助金につきましては、公共下水道事業にかかる国庫補助分でございます。一般会計繰入金につきましては歳出で御説明いたしました事業費の増加により、所要額を計上いたしております。

9ページの下水道事業債は、公共下水道事業や流域下水道事業負担金などに対する借入予定額であります。

前に戻りまして、4ページ第2表、債務負担行為につきましては、下水道へ接続する、水洗トイレ等改造資金の貸し付けに伴います損失補償に対するものであります。

第3表、地方債につきましては、本会計の事業に対し、町債を起こすものであります。

続きまして、議案第11号平成25年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、8万8,000円でありまして、前年度と同様であり、土地の借上料を計上いたしております。

続きまして、議案第12号平成25年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算についてであります。予算総額は、9,068万5,000円でありまして、前年度対比で3.7%の減少となっております。

歳出につきましては、9ページから10ページの漁業集落排水施設管理費の委託料につきまして、平成24年度予算で田布施・平生水道企業団の上水道と一体徴収を行うため、下水道料金システムデータ移行業務や下水道料金徴収システム改修業務などの事業終了に伴いまして、618万3,000円を減額いたしております。

工事請負費につきましては、公共ます設置などの経費を計上いたしております。

7ページからの歳入につきましては、漁業集落排水施設使用料については、収入見込みとして1,580万円を計上いたしております。

8ページの一般会計からの繰入金は、前年度比で9.4%減少いたしております。

町債は、資本費平準化債の発行を予定しております。

なお、4ページ第2表、債務負担行為につきましては、下水道事業会計と同様に排水施設へ接続する水洗トイレ等改造資金の貸し付けに伴います損失補償について、定めるものであります。

第3表、地方債につきましては、本会計の事業に対し、町債を起こすものであります。

続きまして、議案第13号平成25年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、2,706万7,000円でありまして、前年度対比0.4%の増加となっております。

歳出は7ページからであります。認定審査会の運営のための所要の経費を計上いたしております。

6ページの歳入におきましては、これまでと同様に3町での負担割合に応じて、負担金と事業会計繰入金をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第14号平成25年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算についてであります。

予算総額は、12億3,925万円でありまして、前年度対比5.5%の増加となっております。

13ページから14ページにかけての保険給付費の介護サービス等諸費におきまして、サービ

ス利用者の増加に伴いまして、4.3%の増加となっております。

介護予防サービス等諸費におきましては、利用実績によりまして、前年度対比で19.2%の増加となっております。

15ページの高額介護サービス費につきましては、介護サービス費の利用の増加に伴い、44.7%の増加となっております。

17ページの特定入所者介護サービス費では、利用者の増加に伴い、前年度対比で24.2%の増加となっております。

19ページの介護二次予防高齢者施策事業費では、運動機能回復事業と二次予防高齢者予防プログラムを作成することといたしております。

介護一次予防高齢者施策事業費では、介護予防教室などを実施することとしております。

6ページからの歳入では、第1号被保険者の保険料を3.2%の増加を見込んでおります。

8ページにかけての国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、保険給付費等の増額により、それぞれの所要額を計上いたしております。

9ページの一般会計繰入金につきましては、それぞれのルール分として計上いたしております。

10ページの基金繰入金は、給付財源として、繰り入れるものであります。

続きまして、議案第15号平成25年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、2億286万1,000円でありまして、前年度比3.8%の増加であります。

歳出につきましては9ページからであります。10ページの後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、一般会計から繰り入れる保険基盤安定や事務費等の負担金と保険料収納分を合わせて広域連合に納付するものであります。後期高齢者医療広域連合の見込みにより増加しております。

歳入につきましては6ページからであります。保険料につきましては、広域連合の試算を基に計上いたしております。前年度対比で5.4%の増加となるものであります。一般会計繰入金につきましては、事務費と保険基盤安定分を合わせたものとなっております。

続きまして、議案第16号平成25年度平生町飲料水供給施設事業特別会計についてであります。

予算総額は、5,968万3,000円であります。平成25年6月1日に簡易水道事業が統合いたしますので、蔭平と日向平の水道料金収入と、統合事業のための国庫補助金を受け、事業債を発行するために特別会計を設置いたすものであります。

歳出につきましては、10ページから11ページであります。工事請負費につきましては、蔭平・日向平地区の加圧ポンプの設置事業と通信設備や滅菌設備設置事業などを実施いたすほか、

名切地区の配水管敷設整備工事を実施いたすものであります。

歳入につきましては、主に統合に係る国庫補助金や一般会計繰入金、水道事業債などでございます。

以上で、平成25年度各特別会計予算の説明を終わらせていただきますが、一般会計予算、並びに該当いたします各特別会計予算の末尾に、給与費明細書、及び債務負担行為に関する調書、並びに地方債に関する調書を、それぞれ添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

続きまして、議案第17号「町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、平成17年度から継続してきております特別職の給料の削減を、平成26年3月までさらに1年間継続するものであります。削減の内容といたしましては、給料月額に対し、町長が15%、副町長及び教育長が10%を削減するものであります。

続きまして、議案第18号「平生町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、平成24年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことにより、改正するものであります。

改正の内容といたしましては、本法令の公布により、本年4月から「障害者自立支援法」の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められることから、根拠法令として引用しております法令名を改正するものであります。

続きまして、議案第19号「平生町新型インフルエンザ等対策本部条例」について御説明申し上げます。

平成21年に発生した新型インフルエンザの経験を踏まえ、平成24年5月に、新型インフルエンザ発生時にその脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小になるようにするため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が公布されました。

本法令におきまして、地方公共団体では、国の行動計画に基づく基本対処方針により、みずからその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するなどの責務を有する旨規定されております。新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出された場合、市町村長は、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する組織として、市町村対策本部を設置することとなりましたので、このたび本条例を新設するものであります。

なお、施行日につきましては、本法令の施行日にあわせて施行することになります。

続きまして、議案第20号「平生町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」について御説

明申し上げます。

平成24年12月に道路法施行令第7条が改正をされまして、太陽光発電設備及び風力発電設備並びに津波避難施設を、道路区域内に設置する占用許可対象物件として位置づけることになりました。この改正に伴いまして、本条例における根拠条文に変更が生じたので、引用条項につきまして改正するものであります。

なお、太陽光発電設備等に係る占用料の設定につきましては、県及び近隣自治体の動向を踏まえながら対応してまいりたいと考えておりまして、今回の条項のみの改正に加え、今後本条例の改正も視野に入れて検討しておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、議案第21号「平生町営住宅条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、解体を予定いたしております老朽木造住宅につきまして用途廃止をするものであります。対象となる住宅につきましては森の下住宅1戸でありまして、木造住宅の耐用年数として定められております30年を既に経過しておりますことから老朽により引き続きの管理が不相当であると判断し、用途廃止をし、別表中の当該住宅戸数を変更するものであります。

続きまして、議案第22号「平生町有住宅使用条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、平生町大字曾根2328番地30の町有住宅1戸につきまして、平成25年度に解体を予定しているため、用途廃止をし、別表中第7号の当該住宅を削除するものであります。

続きまして、議案第23号「平生町簡易水道設置条例等を廃止する条例」から議案第27号「平生町飲料水供給施設給水条例」について、一括して御説明申し上げます。

これらの条例につきましては、平成25年6月1日から本町の簡易水道事業及び一部の飲料水供給施設事業が田布施・平生水道企業団に統合されることに伴いまして、条例の整備をいたすものであります。

まず、議案第23号「平生町簡易水道設置条例等を廃止する条例」につきまして御説明申し上げます。

本条例につきましては、平生町簡易水道設置条例、平生町簡易水道事業特別会計条例及び平生町簡易水道給水条例を廃止するものであります。本条例の施行日につきましては、本町の簡易水道事業等が同水道企業団に統合される平成25年6月1日となります。

続きまして、議案第24号「平生町飲料水供給施設事業特別会計条例」について御説明申し上げます。

従来本町の飲料水供給施設事業に係る会計につきましては、平生町簡易水道事業特別会計にて

処理をいたしておりましたが、同特別会計の廃止に伴いまして、飲料水供給施設事業に係る会計を処理するため、新たな特別会計を設置するものであります。

本条例の施行日につきましては、年度当初から飲料水供給施設事業に係る会計を処理をするため、平成25年4月1日となります。

続きまして、議案第25号「平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、従来、平生町漁業集落排水施設に係る使用水量の算定につきましては、平生町簡易水道給水条例及び田布施・平生水道企業団の規定により算定した水量を用いておりましたが、このたびの同条例の廃止に伴いまして、同水道企業団のみの規定により算定した水量といたすものであります。

本条例の施行日につきましては、平生町簡易水道給水条例が廃止となる平成25年6月1日となります。

続きまして、議案第26号「平生町飲料水供給施設設置条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、簡易水道事業統合時に、佐合島飲料水供給施設もあわせて統合することにより、改正するものであります。

改正の内容といたしましては、本条例から佐合島飲料水供給施設を削除し、蔭平・日向平飲料水供給施設に係る管理運営については、後ほど御説明いたします平生町飲料水供給施設給水条例において規定することとなりますので、関係条文を改正するものであります。

本条例の施行日につきましては、平成25年4月1日となりますが、移管に伴う経過措置として、平生町簡易水道給水条例が廃止となる5月31日までは、従来どおり佐合島飲料水供給施設の管理運営は平生町簡易水道給水条例の準用となります。

続きまして、議案第27号「平生町飲料水供給施設給水条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、先に御説明いたしましたとおり、飲料水供給施設の管理運営については平生町簡易水道給水条例を準用いたしておりましたが、同条例の廃止に伴い、新たに設置するものであります。

本条例の内容といたしましては、飲料水供給施設における給水装置の工事及び費用、給水手続、料金、管理並びに罰則等について規定をいたしております。

本条例の施行日につきましては、年度当初から、平成25年度における蔭平・日向平飲料水供給施設に係る管理運営について本条例を適用させますので、平成25年4月1日となります。

以上、簡易水道事業等の田布施・平生水道企業団への統合に伴う条例の整備についての御説明といたします。

続きまして、議案第28号「平生町消防団条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、きめ細やかな消防団活動の展開を推進し、その機能強化を図るため、女性消防団員の入団により消防団員の定数を変更し、あわせて消防組織法の規定に基づく項目を定めるものであります。

改正の内容といたしましては、今後女性消防団員の入団を見込んで、消防団員の定数200名のところを20名増員して220名とするもの、並びに消防組織法の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域、訓練及び礼式並びに服制について規定するものであります。

平素の防災の取り組みはもちろんのこと、災害発生時におきましては、男女を問わず総力を結集して災害に対応することが肝要でありまして、今後も地域防災のリーダーとして、消防団員が活躍できる環境の整備を進めてまいり所存であります。

続きまして、議案第29号土地の無償貸付について御説明申し上げます。

本議案につきましては、平成26年度から、平生保育園及び宇佐木保育園の統合、民営化に伴い、旧静心園跡地を保育所の用途に使用させるため、保育所を運営する社会福祉法人うちみ会に対し、土地を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の御議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第30号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について御説明申し上げます。

本議案につきましては、平成25年4月1日から山口県市町総合事務組合の共同処理する事務のうち、非常勤職員公務災害補償事務を処理する団体に光地区消防組合及び柳井地域広域水道企業団を加え、交通災害共済事務を処理する団体から山口市が脱退するものでありまして、地方自治法第290条の規定により、一部事務組合を構成する市町議会の議決が必要となることから、御議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第31号平生町（39ページに訂正発言あり）後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明申し上げます。

本議案につきましては、山口県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正することに関して、地方自治法第291条の3第3項の規定により関係地方公共団体と協議して決めることについて、同法第291条の11の規定により、議会の御議決をお願いするものであります。

変更する内容といたしましては、住民基本台帳の改正等に伴い、別表第2の外国人登録原票に係る箇所を削除するものであります。

以上をもちまして、予算16件、条例12件、事件3件の議案につきまして提案理由説明を終わらせていただきます。また、予算及び事業関係の補足資料といたしまして、別冊を添付いた

しておりますので、御参考に供していただきたいと思ひます。

なお、説明不足の点もあろうかと思ひますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

最後になりましたが、報告第1号平生町土地開発公社の平成25年度事業計画及び資金計画並びに予算につきまして、簡単に御報告をさせていただきます。

本日提案いたします議案の末尾に添付いたしておりますものは、去る2月7日に平生町土地開発公社の理事会を開催いたし、御承認をいただいているものであります。

事業計画につきましては、公社の主目的であります公共用地の取得、造成でございます、これらに伴います資金計画及び予算を定めたものであります。この内容につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、町議会に御報告を申し上げるものであります。

以上で、数多くの議案の提案を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午前11時30分から再開いたします。

午前11時13分休憩

.....

午前11時30分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

ここで山田町長から発言の訂正の申し出がありますので、これを許します。山田町長。

町長（山田 健一君） 御説明をする中で、これは新年度予算の一般会計予算の73ページのところを予防費を予備費と申し上げたようでございます。これを訂正させていただきます。予防費でございます。

それから、これは130ページのところが、予備費について129ページが正解でございます、間違つて130ページと申し上げました。訂正をさせていただきます。

それから、議案第31号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、これを山口県を平生町と私言つたようでございまして、この点についても山口県に変更させていただきたいと思ひます。おわびを申し上げます。

議長（福田 洋明君） 次に、角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） 予算書の中の1点、訂正させていただきたいと思ひます。

一般会計の歳出の69ページでございます。中央児童館運営費の中の報酬でございます。説明欄の児童館長がございしますが、9万1,000円掛け4人掛け12カ月イコール109万2,000円になっておりますが、4人のところが1人でございます。記載ミスでございますので、おわびして訂正させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

日程第37．一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（福田 洋明君） 日程第37、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） それでは、一般質問通告書に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、児童生徒への体罰の対応はということで質問をいたします。

今、児童生徒の安全問題が毎日のように報道をされておりますが、いじめに続き、今度は体罰が大きく取り上げられております。これは大阪市の市立高校の男子生徒が体罰を受けた翌日に自殺した問題から、次々と芽づる式のように体罰の実態が明らかにされてきております。また、体罰の実態については新聞、テレビなどで毎日のように報道されており、皆さんもよく御承知のことと思います。この問題で、県の教育委員会は、大阪市の事案について大変重く受けとめている。体罰防止に全力で取り組んでいくとし、また県の教育委員会は、各市町教育委員会に体罰防止の指導徹底を求める通知を出しております。当町の教育委員会として、児童生徒の安全の確保に向けて体罰の有無の把握はどのようにしているのか。また、体罰の根絶に向けて体罰防止の対策はどのように考えているのかをまず初めにお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） ただいまの体罰にかかわる御質問でございますが、体罰有無の把握はどのようにしているのかということからまずお答えを申し上げたいと思いますが、まず、体罰ということについては、学校教育法第11条に、校長及び教員は、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできないということで、体罰については厳に禁止されております。文部科学省の調査によれば、体罰を理由に処分された公立学校の教員は、昨年度、平成23年度において約400名ぐらいという調査結果が出ております。子供の人権を侵害する体罰が教育の場で後を絶たないというのが実情でございます。

この体罰とは、じゃあどういうことを言うのかということをちょっとお話させていただきますが、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち身体に対する侵害を内容とする懲戒、殴る、蹴るといったことなんですが、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒、正座とか直立等、特定の姿勢を長時間にわたって固持させることなど、そういったことが当たると判断された場合は体罰であるということが、我々として、そういう考え方であるわけでございます。

体罰の実態把握でございますが、昨年9月から、先般いじめの問題のときにもお話し申し上げましたように、各学校で毎週、生活アンケート、児童生徒に対してアンケート用紙を配布して、

その記述等から把握をしておるわけですが、このアンケートの中に気になる記述等があった場合には、すぐその児童生徒と速やかに面談を行っておりますし、保護者に対しましても相談しやすい環境づくりというものを各学校とも努めておるといふ状況でございます。

今年2月下旬でございますけど、県教委のほうから、児童生徒、保護者及び教職員に対して体罰の実態調査をするように依頼があったところでございます。早速、実行に今移しているところで、その調査結果はまだ私のところに届いてはおりませんが、各学校で実態把握を詳細に今行っておるといふところでございます。

先ほど、市立高校での体罰事案が報道されて以来、本当に全国各地で種々報道の対象になってきておるといふところでございますが、教育委員会として、そういった体罰の事案を受けまして、町内の各学校に対して、次の4点にわたって指導をしてきたところでございます。

体罰というのは、人間としての尊厳や自尊心を著しく傷つける行為。また、教育の根幹をなす教職員と児童生徒との信頼関係を損なう行為であるということをお教職員一人一人が改めて認識をなさうということが1点。

2点目に、体罰は、生徒指導の目的とは相反する行為であって、正常な倫理観を養うことはできない。むしろ力による解決への思考を助長させることにつながるということが2点。

3点目に、体罰は、当然学校の信用失墜にもつながっていくということが3点目。

4点目として、部活動というものについては、生徒の自主的かつ自発的な参加によってそれぞれ選択されておるものでございますから、そういったことを踏まえて、行き過ぎた指導に陥ることなく適切な指導が行われるように部活顧問は配慮しなければならないといったことを、それぞれ取り組みの徹底を図るように学校のほうへ指導しておるといふところでございます。

さらに、やはり平素の教職員の状況把握ということも大切でございますから、そういう管理職の配慮、そしてまた学校の運営管理体制についても当然見直しをして、報告、連絡、相談の徹底、情報の共有を図れるように、あわせて指導をしておるといふのが実情でございます。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 私も体罰については、今の法律もありましたが、いろいろと勉強をさせていただきました。その中で体罰については、一部ではありますが、調査報告の報道がありました。これは、ある大学の大学生278人を対象に行った調査ですが、約半分が消極的容認派であったとされております。その大きな要因として、常識の範囲以内、びんたやこづきぐらいならやむを得ない。信頼関係があれば体罰も許される。口で言っても聞かない場合は仕方がないと思う。本当に悪いことをしている場合は最終手段として用いてもよい。こういうことが主な理由として挙げられておりました。このように約半数の人が消極的容認とすれば、体罰はなかなかなくなることは難しいのではないかと私は考えております。

しかし、体罰については、教育現場から早急になくしていかなければならない。体罰については、体罰を肯定する人との本音での話し合うことが大事だと思いますが、部活などであってはならない体罰の連鎖を断ち切っていく、体罰を根絶するための定期的なこの学校内、また教育委員会を含めた会議等があるべきだと思います。これに対する方針または考え方があればぜひお聞きしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 体罰の禁止を初め、当然、教育の世界でもいろんな事案として報道されております飲酒運転、これの絶無など、教職員の綱紀保持ということが今国を挙げて問われておるところでございます。

本町では、定例的に校長と幼稚園の園長、計4名ではございますけど、この定例会議を開催をいたしまして、毎回、綱紀保持ということについては確認をさせていただいておりますし、今年度からは各学校にPTAの役員等を委員に加えた校内綱紀保持委員会をそれぞれ設置をさせていただきます。また、教育委員会にも学校教育課を中心に綱紀保持対策チームを設置をして、綱紀保持に対する研修の充実、徹底を図っているというところでございます。

また、新年度におきましては、今、中学校でのみ実施しておりました、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート、俗にハイパーQ.Uというものなんですが、これを25年度から小学校5、6年生も加えて実施をする予定でございます。その調査結果、分析等も出てまいりますので、そういったことを踏まえて、これまで以上に一人一人の児童生徒に寄り添った指導を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

体罰というのはやっぱりあってはならないものということは、来週また、その校長、園長会議を開催をして徹底をしていきたいというふうに思っております。俗に言う「愛のむち」とかというような言葉もございますけど、やはり今の時代を考えたときに、明治以降の富国強兵策の中でしっかり国をつくっていきこうというような時代背景とは今違います。子供たちが本当に健やかに成長していくということについては、暴力、体罰というのではなくて、やはり適切な指導でもって教育をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

.....  
午前11時46分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 今、いろいろ御答弁をいただきました。ぜひよろしくお願ひした

と思います。体罰の根絶に向けて、また子供たちとの信頼関係がますます高まるように努力されることをお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、給食アレルギーに対する対応はということでございます。

この質問は、昨年12月、東京都の小学校で乳製品によるアレルギーが原因で亡くなった問題です。食物アレルギーが原因で死亡したケースが確認されることはまれなことです。給食後にアレルギー症状が出て子供たちが体調を崩す事故については増加傾向にあると報道をされているところでございます。どうすれば事故を防げるのか、どう対処すればいいのかが今問われているのではないかと思います。

給食での重大なアレルギー事故を防ぐには、誤ってアレルギーを起こす食材を食べてしまう誤食を防ぐ対策づくりと発症した場合の緊急対応が必要だと考えられます。当町として、事故防止についてはどのように考えておられるのか。また、万が一事故が起こった場合の対処方法はどのように考えておられるのかをお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 私も、昨年12月の学校給食におけるアレルギー事故で児童が亡くなったという、ニュースにて知ったときには本当に驚いたことを覚えております。あってはならない事故であろうと思いますし、やはり危機管理がいかにどうであったのかということが、すぐ本町でもということに置きかえられたとでございますが。

食物アレルギーとは、いろいろな原因となる食物を摂取した後に、体に不利益な症状が出てくるというような状況で、それは皮膚、粘膜症状、消化器症状、呼吸器症状、そしてまたアナフィラキシーと言われる全身症状が起きてまいります。今、小中高生の約3%に当たる児童生徒が食物アレルギーを持つと言われておるようでございます。当然、学校給食におけるアレルギー事故も増えているというのが現状のようでございます。

アレルギーを持つ児童生徒の把握ということにつきましては、年度初めに保健調査票という調査票を全ての保護者から出してもらっております。この調査票にアレルギーがあると記入している保護者や個々に申し出がある場合には、その具体的なことについて、担任が調査、確認をするようにしておるところでございます。当然、年度初めには家庭訪問もございますから、こういった機会を通じて、詳細に担任が実態をつかむということで、今の現状では、そういう点については実態把握、子供たちの把握は十分にできておるといふふうに認識をしております。

このアレルギー反応が強く出る児童生徒、このことにつきましては、さらに学校生活管理指導票というものがございます。これを提出してもらっているんですけど、現在、中学校のほうで2名の生徒がこれに該当するという状況でございます。この指導票そのものには医師により記載し、医師の押印が必要ということでございますから、緊急時に、例えばアナフィラキシーがある

場合、緊急時に備えた処方薬を使用しているかどうかというところまで把握ができるということになっております。

今、給食の対応の現状でございますけど、小中学校全体でアレルギーを持つ児童生徒が先ほどの2名を加えて10名に及んでおります。牛乳や卵に対するアレルギーが多いというところでございますが、最悪であるアナフィラキシーなどの強い症状が出る児童生徒はいないというのが現状でございます。このアレルギーを持つ保護者には給食の使用食品を明記した特別な献立表を配布するというようにしております。ミルクアレルギー、牛乳が飲めない者はそれを停止して家庭からお茶を持ってきてもらっています。おかずなどに入れられるアレルギー食物、これについては、まぜる前におかずを別鍋にとり出して調理をして出すと。これは除去食という形で表現をされております。出すことができるものはいいんですけど、全くもってその食材がメインのおかずということになりましたら、例えばオムレツとかエビフライとかってあるんですが、これについては別の代替食で給食を出しておるというところでございます。

こういったアレルギー症状が出た場合の対応でございますが、今のところ、そういう報告は各学校から受けてはおりません。実態としてはないということなんですけど、やはり本人からの申し出もあるでしょうし、周囲の児童生徒が気づく場合、担任の教諭が気づく場合、いろいろ発見される場合はありますけど、症状の程度によって対応が異なるということもありますから、初期の症状のときにはこうするんだ、中等程度の症状のときにはこうするんだ、強い症状アナフィラキシー等の場合にはこうするんだという一つの対応の仕方、そういったものを今学級担任あるいはまた管理職、養護教諭、役割分担をするということで対応していく連携をしていこうというような対応をとっております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） それでは、再質問させていただきます。

アレルギーにつきましては、学校で初めてアレルギー症状を発症するという例もございます。誤食を完全に防ぐことは難しいと今言われておりますが、しかし、いざというときの体制はとっておくべきだと私は思います。食物や薬、蜂毒などで起こる急性アレルギー反応は、急激に症状が進み、血圧低下や意識障害など数分で命を脅かすショック症状に陥ることがあると言われております。そこで、児童生徒の安全確保のためには、給食アレルギーの対策の一環として、災害の非常訓練と同様に、事故が発生したときどのように行動するか、教職員が日ごろから訓練を実施することも必要ではないかと私は考えております。この点についてお考えをお伺いをいたしたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 食物アレルギーの事故が起きたときの訓練ということでございますが、

食物アレルギーに特化したものではございませんが、それぞれ学校で危機管理マニュアルというものを策定しております。火災あるいは不審者対応、そして最近では地震、津波対策、そういったもので日常訓練をして、児童生徒がいかに安全に避難できるかというところで、そういったことについては訓練をしておるところでございますが、食物アレルギー対策としての訓練というのは、今の時点では、児童生徒を対象にしておるわけでもございません。ただ、やはり周囲のいいいますか、教職員が対応する場合には、主になってまいりますから、訓練というよりは、やはり情報の共有、共通認識を持つことが大切であろう。それが初期段階の対応ではないかというふうにも思いますので、先ほど申し上げましたように、来週の校長、園長会議、この席でもこの食物アレルギー対策対応について、私どものほうからちゃんと指導をしていきたいと思っておりますし、学校は学校で十二分にそこについては対応策を考えるように指導、指示をしていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 私は、以前、企業に勤めておりました。その中で、何か事故があったときには、日常的な訓練がいかに必要かということをお願いされたことが何度かございました。事故はないにこしたことはありませんが、万が一ということもあります。ぜひこの点はよろしく願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時からといたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

高木教育長。（「いや、終わったです」と呼ぶ者あり）あれ要望ですか。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、平生町参加と協働のまちづくり条例について2点お伺いいたします。

平成25年4月1日から施行される平生町参加と協働のまちづくり条例の目的は大変すばらしく、よろしいのですが、町内の人口は、平成25年2月1日現在で1万2,952人、そのうち60歳以上の人口が41%という高齢化の現状と過疎化の現状を考えると、第10条にあります協働の推進で、地域を主体的に運営する推進組織を設置し、その組織体制及び活動拠点の整備等に努めるとありますが、取り残される地域も出てくるのではないかと危惧されます。その点についてどのようにされるお考えか。また、この条例が進められた5年後、10年後の町長のビジョ

ンをお伺いいたします。

2点目に、平生町参加と協働のまちづくりにおける活動支援についてはどのようにしているのでしょうか、お伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 参加と協働のまちづくり条例に関連をして、一つは、今から推進組織を設置して取り組んでいくけども、取り残される地域が出るのではないかと。5年、10年後のビジョンはどうかということの質問2点。それと、活動費についてどうかということです。

最初の質問でございますけれども、御指摘のように、高齢化がどんどん進展をする、人口も減少時代に入っておるという中で、きょうも、朝も報告をしましたように、行政協力員さんのアンケート調査もやりまして、それぞれの自治会の今現状、非常に活動が低迷しているところ、あるいはまたそういった高齢者で自治会活動がなかなか難しいというような率直な実情が述べられておまして、このまま我々も手をこまねいて見ておるわけにいかない。いろんな自治会の活動支援はやってきておりますけれども、できれば本当に、この地域の横の連携をとれるところ、特に、また最近自治意識が要するに希薄化しておると、地域の連帯感ということが改めて今見直されて、きずなという言葉が使われるようになってきたという背景の中で、これからの地域の課題を解決をしていくためには、町も、もちろん行政も、そして地域の皆さんとも本当に連携をして地域課題の解決に当たっていかうと、そういうまちづくりを目指していかなければ、従来のように、住民のほうもこれはもう全部行政にお任せよというわけにもいかない。行政もいろんなニーズの多様化に対応していかなくちゃいけないという時代でありますだけに、我々としても、しっかり住民の主体的なまちづくりについてのエネルギーというのを大事にしていきたいという立場から、一方では、このままじゃいけないという危機感、それから、やっぱり将来に向けて、そういうものをみんなで前向きに生かしていこうと、こういう2つが相まって、今回のこの協働のまちづくりということにつながってきたというふうに思っております。

当然イメージとしては、きょうも朝申し上げましたように、今ちょうど指針を策定、具体的などう具体化していくかということにつきましては、この今の協議会的な組織、地域の推進組織、あるいはまた具体的なそれに対する支援の中身等については、今ちょうど指針の策定を具体化に向けて取り組みを進めておる最中でございます。ぜひ早く中身をしっかりしていきたいというふうに思っておりますが、イメージ的には、この前から申し上げておりますように、それぞれある程度まとまりやすい単位といえますが、いろいろやっぱり自治会、でこぼこあつたりしますし、公民館単位とかコミュニティセンター単位とか、そのぐらいで、それぞれ地域の自治会はもちろんですが、婦人会や老人クラブやPTA、子ども会あるいは公民館運営協力委員会のメンバー等々含めて、そういう横断的な地域の連携ができるような組織を、ぜひそれぞれの地域の実情に

応じて組織をしていただくという格好で、これは、それぞれまた組織するに当たっては大変な、また我々も努力をして汗をかいていきたいと思っておりますが、そういった皆さんの支援というのは、これは活動支援をしっかりと町もやっていきたいというふうに思っておりますが、設立に向けての努力というもお互いにやっていきたいというふうに考えております。

こういう一つの組織づくり、それから、それぞれの地域によってそういうものを取り組んでいきますから、同じ時期に全部同じような形で組織ができて、何といいますが、同じ時期に皆でき上がってという形には多分ならないと思います。多少そこには、ずれができるけれども、取り残される自治会とか、そういうことがないように、そういった意味では、まともなところを大きく、お互いにカバーし得るところをやっぴりカバーしながらやっていこうということでの公民館単位というぐらいのくくりになってこようというふうに思っております。そういった意味で、しっかり投網がかけていけるような組織にしていきたいものだというふうに思っております。そのことを通じて、本当に地域の支え合い、助け合い、そして連帯感というものがベースにあって、お互いにそうした地域の課題解決に向けて取り組んでいけるというふうに思っております。

やっていく分野は大変いろいろあると思います。防災、防犯、それから周辺の環境整備から地域福祉の分野、お互いに見守りの分野から、やっていくところはお互いにそこはみんなが力を出し合ってやっていくと。そこで、やっぱりそれぞれのまたリーダーといいますが、その人が大事でありますし、そういう人がやっぱりその活動を通じてリーダーがやっぱり引っ張っていけるような、また町もそういった人たちを支援していけるようにやっていかなきゃいけないというふうに考えております。

だから、設立の準備段階から、でき上がっているような活動をする、その際の地域ごとにある程度のプランをつくっていただくと思います。それに対してどういう事業とか、どういうそのために予算が必要になるかというような、ある程度提案権をその皆さんにも出して、皆さんのそういう地域にある程度権限といいますが、そういうものもお渡しをして、しっかり提案をしてもらうと。そういうものを踏まえて、我々がじゃあどういふ具体的にあれをやりましょうかと一緒に協議ができるような形にもっていききたいものだなというふうに思っております。イメージとしては、今、大体そういう感じでありますが、具体的な指針づくりを、今作業を、担当のほうで準備作業を進めておりますので、しっかりやっていきたいというふうに思っております。

そうしたことが本当にこれからの高齢化、人口減少時代、そしてまた課題は一方でたくさんあるという時代の中で、こういった協働のまちづくりというのが、私はやっぱり避けて通れないというふうに思っておりますし、そのことを通じて支え合っていける地域社会を目指すということになるかと思っております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） 地域が一緒になってやるということは大変必要だと思うのですが、やはりある程度の目標、こういうふうな町になったらみんなが住みやすいしという目標というものをみんなが一つとなって持てば、なし遂げられるんじゃないかと思います。

そのためには、やはり活動するにはどうしても、何をしてでもですけども、動けばお金がかかるという問題がありますので、やはりこのたびの予算を見ても、そんなにこの協働のまちづくりについての予算というのは余り組まれてないように思います。いろんな全体から見れば2,000万円ぐらい予算はあるんですが、ただ、そのお金の使い方というか、そういうものも必要ではないかなという感じはいたします。

今の行政協力員に協力を求めるというのは負担が大きいと思います。先日の3月3日に行われました町のフォーラムでも、まちづくり条例の話がありましたが、NPO法人のように専属でまちづくりに取り組みをされたから、成功しているのではないかと考えられます。よって、リーダーとなる方が重要ですが、4月から施行されるに当たって、リーダーとなる方はおられるのでしょうか。また、そういう拠点となる方というか、そういう方は考えて今おられるのでしょうか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 行政協力員さんは行政協力員さんです。これはこれをお願いをして、今までと同じようにやっていただきますし、自治会長さん、今ほとんど一緒になっておりますが、本来は行政協力員さん。自治会長さんは自治会の活動を主体的に取り組んでいただく。今言っているのは、その方たちへまたこういう取り組みをやってくださいというんじゃないし、やっぱり今言ったような新しいそういう方も含めていろいろ、自治会長さんもそれは中にはおられるし、おられない方もあろうかと思います。地域でいろんな活動をされている方々がたくさんおられます。

現実に今、この前のフォーラムでもそうですが、あそこの田布路木地区からも御出席をいただいておりますけれども、地域で現実に見守り活動をやられたり、あるいはまた、あときは申し上げませんでした。例えば大野のある、きょうも出ておりましたけれど、日向平地区と、ある意味じゃあ自治会ちゅうか、地域同士の連携といいますか、お互いに町の駅伝競走大会に出たのが縁で、じゃあ、それぞれがお互いに連携してやりましょうということでお互いに行き来をしてやったり、それで地域のやっぱりいいところをお互いにやっつけていこうと、大きい自治会と小さい自治会だけでも、それぞれがまたいいところを出し合っけてやっつけていこうと、その地域にあった活動をやっつけていこうということで、今現実にいろんなそれぞれ地域の中で既に、NPOはまだこれ、でき上がったばかりでまだ、あそこで今頑張って旗上げてやっつけていただけるということで期待もしておりますけれども、だからNPOもあるでしょう、それからまたそういう地域で頑張っていただいております方もあります。そういう方々の潜在的な持っておられるエネルギーをどう引

き出していくのか、これは我々の責任だと思っておりますし、そういうものを引き出していって、地域が本当に活力のあるものにしていこうという今狙いでございますので、結構その地域で、これはもう佐賀から曽根から含めて、各地区で今頑張っていていただいております方がたくさんおられますので、そういう方々が本当に立ち上がっていただけるような、そしてまた一緒にこういう横の組織をつくっていただいて頑張っていていただけるような状況づくりというのに取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） 一人はみんなのために、みんなは一人のためにという言葉もありますが、そういう気持ちで、やはりよいまちづくりになればと考えております。

質問は、まちづくり条例については以上で終わりますので、次の質問に入らせていただきます。

次に、少年の非行防止対策についてお伺いいたします。

次世代を担う青少年を健全に育成することは、家庭、学校、社会の三者の責任であると考えますが、三者がそれぞれどう対応しているのか。また、改善策はどのように考えておられるのか。平生町の教育委員長さんはどのように考えておられるか、お伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 少年の非行防止対策ということでございますが、けさほどの行政報告でも申し上げましたように、公共施設の破壊、いたずら等が頻発をしております。少年に特化したわけではございませんけど、いろんな御心配をおかけしておりますことをこの席、高い席からではございますけど、お断りを申し上げたいと思っております。ただ、先ほどの教育委員会に届いた情報といたしましては、スポーツセンターの管理棟における、身障者トイレにグラウンドにあるベンチ2脚を持ち込んで、トイレトペーパーが焦げておったというような具体的な事案がございましたが、これにかかわる被疑者、少年3人を逮捕したという警察からの通告がございましたので、御報告申し上げておきたいと思っております。詳細については、全くまだ我々としても承知をしていませんので、あすの新聞紙上、あるいはまた今後そういった情報に接しましたら、できる限りのお知らせをしていきたいというふうに考えております。

本町の非行防止対策ということにつきましては、本当に、昭和30年、今の平生町ができたときにさかのぼるわけですけど、地方青少年問題協議法という法律に基づいて、現在もございます平生町青少年問題協議会というものを設置をいたしました。当初は、町長部局のほうでこの協議会の運営等がなされておりましたが、平成の代に入りまして教育委員会のほうに移管をされ、現在、教育委員会の社会教育課のほうでその事務に携わっておるわけでございますが、昭和50年代、この年代あたりから、特に青少年の健全育成という言葉が強く言われ始めたというふうに記憶しております。昭和56年に青少年育成センター、現在も相談員1名が活動しておりますが、

育成センターが設置され、59年には青少年、現在の育成町民会議の前身であります健全育成会議が設置をされております。そういった推移といえますが、そういった経緯をもって青少年の健全育成を図ってきておるところではあるんですが、教育委員会としては非行防止という観点よりかは健全育成、青少年の育成という観点で物事に対応してきておるところというのが本当のところだろうというふうに思っております。

今、町民会議におかれては、本当にボランティアの方々が一生懸命対応をさせていただいております。朝の挨拶運動、夜間の町内パトロール、有害図書の点検、かかしづくりなんかで親子、地域の交流。また、青少年健全育成推進大会を開催することで、善行者の表彰とか、青少年の主張作文の発表。そういったいろんなことに取り組むことで青少年の健全育成の機運を高めておるといような状況がございます。

また、地域、地区におきましても、やはり子供たちがその地域、地区の一員であるということをやっぱり認識させなければいけない。ふるさとに、自分が生まれたところに愛着と誇りを持つるように、いろんな形でその地域に密着した行事を開催をしながら、子供たちの健全育成に当たっているという、本当、家庭、学校ではできない地域の方々の取り組みが青少年の健全育成に大きく寄与しておるといふふうに考えておるところでございます。

そうはいましても、いろんな事例がございますので、青少年育成センターの相談員を中心に、いろんなパトロールなり、子供たちへの指導等も進めていきたいというふうに思っておりますが、何分にも予算の関係等もございます。人員の関係等もございます。そういった面では、これからもっともっと拡充、拡大をしていかなければいけないというふうに考えておるところでございます。

地域では、そういった形でありがたい活動がございますが、学校教育と社会教育において、どういう形で進めておるかということ、少しお話をさせていただきたいと思いますが、やはり児童生徒は、今、生きる力の育成ということを盛んに言われております。知・徳・体の調和のとれた教育、そういったことから考えますと、やはり心の教育というものが出てまいります。道徳教育の充実というのが、先日の安倍総理大臣の施政方針演説の中にもそういった言葉があったように思いますが、やはり道徳教育あるいはまた人権教育、そういったものに重きを置いた教育、子供たちだけでなく、やっぱり参観日、保護者が学校に集う参観日も含めて、いろんな行事、講演会とかいうものをセットで開催をしておるといふ状況がございます。それと、もう一つは、やっぱり社会体験とか自然体験、こういう活動も子供たちを育てていく上には大切なことであるという見方、考え方も持っておりますし、学校の中でそういったカリキュラムを用意をしておるところでございます。

社会教育におきましては、今、地域協育ネット、「きょういく」は「協力」の「協」、教育の教じゃなくて、教えるじゃなくて、先般のフォーラムでも船崎先生がおっしゃった3つの力を

プラスするという「協」でございます。協育ネットという形で学校支援ボランティアを中心とした、いろんな方々の取り組みを中心に、子供を地域の宝、平生町の宝として育てていこうという観点から、地域を挙げて、人と人の信頼関係、これができるように地域協育ネットの中で今取り組んでおるところでございます。

改善策といいましても、なかなかじゃあこういった対策、教育をすれば青少年の健全育成につながるというような特効薬というのはないわけでございますけど、学校から家庭に対してはいろんな呼びかけをしております。危険な場所で遊ばない、帰宅時刻を守る、夜間の外出はしない、地域の行事には進んで参加する、他人に迷惑をかけない、こういったことの周知徹底を図りながら、やはり健全育成、非行防止に向けた取り組みの一つに注意力を集中しておるとい学校教育の取り扱い等もでございます。

やはり人が育っていく上で、そのベースというのは家庭にあるというふうに思っています。家庭と学校と地域、この三者が一体となったという、御質問の中にもございましたが、簡単に一体となってやっていきますというのはいえるんですけど、本当にじゃあその取り組みがどうなんかということになりますと、また後ほど議員さんから御質問をいただいておりますけど、じゃあこうしようというのがなかなか難しいところでございますが、やはりできることをしていく、大きなことはなくてもいい、小さなことでもいいから一人一人ができることをしていく。やっぱりそれが人づくり、まちづくりへつながっていくんだろーと思いますし、子供たちが健全に成長していくやっぱり一つの階段かなというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） 今のお話、地域とかそういうまちづくり、町民会議と青少年健全育成会議とか設けてはおられて、見守り隊もおられるし、ありますが、そういうふうに補導員をそういう非行の人たちが集まりやすい場所へ巡回し、またそのときに、腕章等とかワッペンとかも配りもしておられますけど、もう少したくさんの方にワッペンを車に張って歩くとかだけでも違うと思うので、みんなの認識というか、そういうものを植えつけるのには、より多くの方に配布を配られるとか。

また、子供たちに社会生活に対しての道徳心を養うということがさっきもありましたが、大切と思いますが、そのときに子供たちにやはりただ言葉で教えるのではなくて、やはりそういう説得力のある専門講師というか、そういう方をお願いして、生徒たちに考える機会を与えるとか、そういう生徒の指導も必要かと思ひますし、また先生、教師にも、そういう面についての皆一任した指導が必要だと思ひのですが、そういうところはと思ひわれますか。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 今、学校教育の中で、キャリア教育という、先ほど社会体験といいま

すか、職場体験等も踏まえたキャリア教育、こういったことに重点を置いてるといいますか、山口県教育の3つの基軸という中の一つでもありますキャリア教育、コミュニケーション能力を育成する教育、そしてまた地域や伝統文化を踏まえた教育、こういうことがちゃんと教育できる環境というものをつくっていかねばならないんですけど、中学校においては、キャリア教育という形で平生町の出身者の講演というものを一昨年から企画をして、本当に身近な先輩がやっぱり日本という国の中でこれだけの活躍をしておると。今年も予算をお願いしておるところでございますが、そういうメジャーな講師を招くことも必要かもわかりませんが、努力すれば報われる社会という言葉も今盛んに言われております。やっぱり汗をかく喜び、必要性というものを教えていかねばならないと思います。同じ平生に生まれて、努力したことによってこれだけのことを今されてる、これだけの地位にある、そういった地位や名誉を持つことが大切なわけではないんですけど、そういった一つの事例として子供たちが見たり聞いたりすることによって、自分たちの人生の幅を広げていく。そういう教育をどんどん進めていければというふうにも考えておるところでございます。当然、先生方の力も必要でございますが、やはり部外講師の力、そういう新鮮な子供たちにとっては知識というものも植えつけていかねばならないというふうにも考えております。

.....  
議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず第一に、防災対策についてです。

きょうは3月の7日ですから、間もなく、いわゆる3月11日がやってまいります。どこのテレビも来週から大特集を組んで1週間単位でやるような予報もありまして、風化させないということである努力をされておるのかもしれませんが、若干私としてみれば疑問な動向もあるように思いますけど、3月11日はやっぱりそういう意味では原点に戻って行政の防災対策を毎年見直していく、いわゆるその初心に戻っていくことを考えるいい日になるのではないかと思います。これから先も、この3月の定例会は、この質問はどうしても取り上げていかねばならないテーマかなというぐあいに思って、今回も調査を進めました。

それで、まず第一に、防災対策を見直すということが、いわゆる2年前の3月の11日以降さん言われましたけど、なかなか姿が見えてきていないのが実情だと思います。特に最近、東日本大震災の場合は地震、津波と原発の事故、この3つが重なっておるわけですけど、原発の事故が中心にどうしてもなって、いわゆる防災対策という点が見えにくくなっている側面もあると思いますが、私どもは平生町で住んでおりますから、平生町でその後どういう防災対策を進めるかということが原点だと思います。その後どのような取り組みになっておるのか、お伺いをい

たします。

2点目は、先ほど言いましたように、平生町で住んでおれば、平生町でどういう災害が起きるのかと、どういう訓練が必要なのか、対策は必要なのかと、そういったいろいろ問題が、地域ごとにまたこれも違うと思います。これは前も取り上げてまいりましたが、それぞれの地域についてどのようなやっぱり防災対策なり防災訓練の指導をしてこられたのか、お伺いをしたいと思います。

3点目は、いわゆる町自身の災害対策です。前のときには、いわゆる地震のときに災害対策本部の設置の問題を取り上げましたが、いわゆる地震のときがやっぱり一番大変だと思いますが、火災もあるんですよ。例えば、平生町の庁舎で火災のときにどうなるかという訓練をされたのかどうか。そういう話もなかなか耳に入ってこないんですが、庁舎全体を、この庁舎全体を守るためにもいろんな災害に対する努力なり訓練が必要だと思いますが、住民に対していろいろとお願い、指導をするのもいいですけど、町自身としてはどういう努力をされてきたのか、どういう訓練をされてきたのか、お伺いをしておきたいと思えます。

以上、3点です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 防災対策に関連をして3点御質問をいただきました。ちょうど、今もありましたように、間もなく3.11を迎えますが、昨年もこの、ちょうど1年ですから、去年は1年目ということで節目のときでもありましたし、同様の御質問をいただいたというふうに覚えております。その後またどういう形でやってきておるかというきょう御質問をいただきました。

まず、防災に対する町の取り組みについては、これは基本は、これは去年も申し上げましたように、3つあります。1つは、やっぱり自助、共助の防災力のアップ。まず、自分たちで守れるところは守っていかうということで、これには自主防災組織とかいろんな防災関連、消防団の関係を含めて、こうずっとつながってきますが、2つ目は、住民への防災情報の迅速かつ確かな確実な伝達手段の整備、これが2つ目。3つ目には、町の町自身の防災力の向上と、この3点がやっぱり基本、ベースにあります。

最初の自助、共助を含めての防災力のアップですが、これは自主防災組織の設立を引き続き取り組んでまいりました。去年はちょうどまだ108だったんですが、あれから12ふえて、今120の自治会で組織が設立をされております。自治会の総会にも、できてないところは職員を派遣をして、出ていっている説明をしながら、あるいはまた協力をお願いをしながら、実際に膝詰めをお願いをして設立を促してきた成果としてプラス12ということで、今、自治会単位でいきますと82.8%ということになるかと思えます。

それから、自主防災の合同防災訓練を実施をいたしております。これは23年度が佐賀、昨年

は宇佐木地区で実施をさせていただきました。こういった訓練、それから消防団の団員の皆さんのスキルアップといいますが、その辺についてもいろんな実践的な訓練を、昨年も精力的に取り組んでいただきました。いろんな救急救命講習等も含めて消防団の方々にはいろいろ協力をいただいております。

そして、去年からは防災士の資格の取得ということで、その推進を図ってきておりますし、今年も、きょうも、けさも申し上げましたように、さらにこの制度をしっかりと活用していきたいというふうに思っております。

そして、大きな2つ目の情報の伝達の手段の整備でありますけれども、これは防災メールから緊急メール、さらに防災行政無線のデジタル化の移行に向けて、けさも申し上げましたが、引き続き取り組みを進めてまいります。第3庁舎の上にも、ようやくあそこに無線のシステムが乗っかってきましたけれども、地域の連携もしっかりとれるように、これから進めていきたいというふうに思っております。

それから、町の防災力の向上ということで、これは、町の職員そのものもしっかり意識を持ってもらわなきゃいけないということで、この前から、これは地震だけじゃありませんで、もちろんいろんな防災関係、あるいは気象情報を含めて気象台の職員を講師に引き続き来ていただきまして、それぞれ研修会を開催をさせていただいております。ソフト部分でのいろんな研修というのも非常に大事でありますから、しっかり続けて、これも引き続き取り組んでいかなきゃいけないというふうに思っておりますし、既に、去年申し上げたと思いますが、関係機関とのいろんな協定書を結んだり、連携をさらに密にとっていこうということでの実際の防災訓練を、去年、おとし、県の防災総合訓練を平生で実施をしましたが、そのときの経験を踏まえて、こうした県の総合防災訓練を踏まえて、こうしたそれぞれの連携を大事にしていこうということで、今取り組みを進めさせていただいております。

町そのものとしては、今この前から申し上げておりますように、地域防災計画の策定に向けて、修正版を今策定をしようということで取り組みを進めさせていただいておるという状況でございます。その辺、町としてもしっかり、まだまだ取り組み、課題はたくさんあると思いますが、一つ一つやっていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 防災計画、防災対策の見直しですが、先週でしたか、もうちょっと防災というか津波中心になって何もかもこう、全国で海拔5メートル以下のところに2,200万人住んで、何か南海トラフの地震が起きたら一遍にいくような新聞の一面の見出しが出てまして、山口県、中国地方のこともかなり詳しく出て、写真は見てみれば台風18号のときの宇部空港の浸水した写真が載っていると。何もかも皆混同してしもうて困った状況だなと

いうぐあいに新聞を見ても思ったんですけどね。だから、何を今中心に、どういうことを中心にみんなでやっぱ防災対策をやっていくかというのを、やっぱ3.11以降、案外津波がひどかったばかりに、ずれてるんじゃないかちゅう気もするんですよ。このあたりは5.5メートルだということになってます。でも、じゃあ実際にそれに対してどれだけのことをどうしていくかという問題になってくると、みんなぴんとなくて、結局このままいくと何もしなくなると思うんですよ。そんなことを言ったってって。

例えば、南海トラフの地震が来る来ると言われておるんです。連動するとかいろいろありますけど、大体100年から150年に1回起きておるんです、南海トラフの地震というのは。それから、1943年ごろに起きてますから、100年とすればもう何十年かです。今の60年ぐらいい過ぎましたか。それは確実に。でもよく考えてみたら、宮島に厳島神社があって、100年から150年置きに津波が起きておるのにあそこはそのまま存在してるという事実もあるんです。だから、もっとそういう点では冷静に物を見て訓練の指導もしていけないけんのではないかと思います。

と同時に、この災害、これ避難所のマップなんです。それと、今度、標高表示板140カ所やられたんですよ。これ今、先ほどの報告でこの話があるかと思っただけで、でもこれは何のためにこれをやったかという点じゃあどうもしゃんとしてないんですよ。町内に23カ所避難所が指定されまして、海拔5メートル以上のところが10カ所なんです。あとは皆5メートル、一番低いのが1.1メートルで平生保育園。それと、もう一つは、これは偶然でしょうけど、いわゆるこの避難所に全部表示板があるわけじゃないんです。豎ヶ浜のコミュニティと大野のコミュニティにはこの表示はないんです。豎ヶ浜は入り口の多分消防機庫にあるんだと思うんです。それと大野のコミュニティは簡易郵便局って書いてあるんです。実際には簡易郵便局でもないし、どうしてこういう表示になるのかちゅうのもちょっと疑問にも思うんですけど。何のためにつくって、どういう活用をしてくれるかって真剣に考えたら、もっとこういうことも見えてきたんじゃないかと思うんですよ。だから、こういう避難所は、ここはこういうときにはだめです。こういうときにはこう使いますと、こういうのがやっぱりはっきり具体的に見えてこなくちゃいけないのではないかというのが2番目の質問になるんですよ。ちゃんと平生町の特性を見て。

それと、もう一つ、訓練です。訓練を24年度の町内の防災訓練の実施表を、報告書をいただきました。先ほど言われましたように、消防団も佐賀、佐合島までわざわざ消火栓のポンプの操作をやってみたり、阿多田の山でホースつないで山火事の練習、いろいろやっぱりやっておられます。それから、学校も十分にこれはやっぱ火災を想定したり、地震後の火災を想定、いろいろ訓練をちゃんと定期的にやられてる。それと、もう一つやられているのは、いわゆるつつじ苑と

か光輝病院とかああいう施設です。こういうところもちゃんとやられておるんです。あと、残念なことに自主防災組織としてやられたのは、これは難しいですけど、6自治会ですよ。去年1年間でね。参加人数にしたら、合同のやつもあつたりもしますけど、ここがやっぱどうしてもそれぞれの地域に特性のあった自主防災組織に訓練をしていただくという指導がどうなっているのか。

それと、町長、先ほど、この中で見て思うんですが、出前講座も何回かやられてるんですが、町自身の防災訓練というのは表に載ってないんですがね。載せてないのか、やっておられないのかちょっとわからんですけどね。これは総務課からいただいた平成24年度防災関係訓練研修実施状況なんですよ。先ほど町長から言われた町の職員云々というのもこれに載ってないんですがね。それは、いただいた資料が、町のところは省いたと言われるのかどうか。そうするとこれ私は質問できなくなるんです、今度、省いちゃいますと言うたら。わざわざ資料をいただいたんですからね。だから、そういう細かな日常詰めておかなければいけないことをだんだん詰めていかないと、やっぱり訓練にもつながらないし、いざのときに役に立たんのじゃないかというのが私の話です。だから、学校なんかはやっぱりそういう点ではよくやられてると思うんです。ずっと年中行事でちゃんと組んであって、やらなければならないようになってるからだろうと思う。そうすると、行政たつて、やらなければならないようになっておるものがなければやらないのか。

一応、とにかく住民が一番困るのは平生町に地震が起きて災害対策本部が設置できないような状況になって、そのときにどうする。第3庁舎云々という話、それはどうするのかというのが全然姿が見えてこない。これが想定される一番困ったこととしてはここなんです。そういった点での細かいいろいろな取り組みというのは、こういう防災マップなんかには標高とかというのは、それはそれで参考に言っただけですからいいですけど、訓練を町としてどういうぐあいにされようとしておるのか見えてこないんですよ。ここの点はどうですか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 防災訓練に関連をしまして、一つはこの自主防災の合同訓練、これは今ありましたように、去年は宇佐木地区で実施をいたしました。その前は佐賀、その前は曽根、その前は大野というように、それぞれ各、さっきの話じゃないけども、大字単位といいますが、おおくりで公民館単位ぐらいで実施をさせていただいて、佐賀のときは確かにこの直後でもありましたし、地震、津波、この辺で10メートルラインをそれぞれ設定をして、独自に地図をつくって皆さんにそれぞれ避難の協力をお願いしたという訓練でありました。今回の宇佐木のやつは、いわゆる土砂災害を想定をした訓練ということで実施をさせていただきました。

今年度もあのぐらいのくくりでぜひ合同の訓練をやっていきたいということ。新年度は、今度はやっぱりどっちも、大雨対策も想定に入れながら、しかも土砂災害も想定をしながら、ある程

度、町、村というよりか、まずやれるところから、豎ヶ浜あたりくらいでやろうじゃないかということで今準備をさせていただいております。地域の訓練は、そういうふうにそれぞれ地域によって事情が違いますから、そこら辺の状況を踏まえた訓練にしていきたいというふうな町としては考え方であります。

そのほか、それぞれの自治会単位でいろんな出前講座をやったり、そこで防災の、いろんな防災とか防犯とか一緒に取り組みをやっていただいたり、それから地域で広域消防組合のほうからまた要請して来てもらって、いろいろ消火器の話をして、実際に使い方を習ったり、こういうやつはしっかり町のほうもお世話をしながら自治会とのパイプ役として今やらさせていただいております。

町そのものについては、ここには上がっておりませんが、先ほど言いましたように、おととしまでは参集訓練を職員にやっておりました。これもだんだんマンネリ化するとちょっとワンパターンになりますので、少し今度は方法を変えてみようじゃないかちゅうことで、これはまた今検討させておりますけれども、去年は、言いましたように、去年、今年度と気象庁のほうから職員に来ていただいて、いろんな研修を、気象情報の読み方から含めて始めて対応、それから、J A L E R T、これは国を含めてそうですが、緊急通信のシステムがちゃんと機能するかどうかというようなことで、これも町内のほかのいろいろメール等につなげたりして情報発信をやっておりますが、その辺がうまくいくかどうかという訓練も実はやっております。そういう、この中に載っちゃらんじゃないかと言われれば大変申しわけないんですが、町としてのそういう自身がやらなきゃいけない課題を持って取り組むのは進めさせていただいておりますし、また新年度も対応していきたいというふうに考えております。

ですから、地域においてはそういう具体的な災害を想定しながら、町の場合はいろんな年度ごとにいろんなパターンを想定をしながら、それぞれ連携がとっていけるように、これからもやっていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 先ほど、協働のことでこの前のフォーラムの話が出ておりました、協働の訓練で子供たちの通学路の安全対策をやって、地図をつくっているいろいろやったとか協働だという話がありまして、私はちょっと情けないなと思ったのはなぜかということ、私どもの控室に小学校の学校通路の安全、危険のマップというのが何年張ってますか、あそこに。結局マップだとか何だとかいうのはああいうことになるんですよ。そうするとやっぱ、その地域なり、その組織なりが特定のことを想定して、できる限り多く訓練をするしか防ぐ方法はないと思うんですよね。だから、言ったように、水害、火災、地震、平生町で考えられるのはあと、水害といえど雨と高潮があるでしょうけど。そういったのをもっと地域ごとに具体的に問題定義をされて、

それぞれの自主防災組織にこういう訓練が必要ですよということが示されたらどうかと思うんですよ。今までマップの話だけでも随分聞きましたけど、本当にマップというのは、まあマップですよ。

それで、一番ちょっとお願いしておきたいのは、言いましたように、地震で庁舎が倒壊したときの災害対策本部をどうするかというのは、それなりに考えておると言われますが、実際にどうされるかというのは、まだ私のほうじゃ見えてないんですよ。訓練された姿も見えないし、報告も聞いてないですし、それと火災の訓練、これぐらいはやっぱり役所で先頭に立ってやっぱり姿を見せてほしいという気がするんですがね。これについてはどうですか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 火災のほうは、もうこれは本部がありまして、この体制は非常によくできてると思います、私も。いろいろ鳴ればもう、すぐ職員がダァーと出ますから、その辺の本部の分担は対応できるというふうに思っておりますし、大きな火災ということになれば、それぞれ消防団の連携、町の職員も含めて、その辺の連携というのは大事にしていきたいと思っておりますし、そういった面での職員全体の訓練というのはこれは必要になるかもしれませんが、今度、参集訓練を形を変えてやる場合は、そういうことも含めて、どういう訓練にしたらいいか、ちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、災害対策本部につきましては、こっちが使えるといいですが、大地震やらでこっちがだめになったとかちゅうことになれば、第3庁舎ということになりますし、あそこはある程度今、いよいよのときにはあそこを本部に対策本部を設置、県の防災訓練のときもあそこを災害対策本部ということで実際にやらさせていただきましたので、一応その辺を念頭に、今、町としては考えておるとい状況であります。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 次の質問に移ります。

朝から教育長に対してのいろいろな質問が今回は多いようですが、私も学校教育の充実について3点ほどお話をしたいと思います。

学校と家庭、地域、いろいろと連携、先ほども答弁に出ておりましたから、それはそれでもう繰り返しませんが、私は、特に学校と家庭の連携が急いで大切になってきていると思うんです。特に、いわゆる1年生、2年生、下級生の段階、ひとり親家庭が随分やっぱりふえてきているという、やっぱりいろんな社会を反映しておりますから、この学校と家庭の連携を強化をすると、この取り組みについての状況について報告があればしていただきたいと思う。

2点目は、これはいろいろ考えておったのですが、1月の29日の新聞に、防府市で土曜日を使って小中学校の教育をしようということで、中身を見れば大したことじゃないんですよ。でも、

バァーと書かれて、またほかの新聞は是非を問うようなことをいろいろ書いておりましたけど、私はちょっとこれについて思いついたんです。土曜日を使って、学校と家庭の連携を強化するような取り組みはできないのだろうか。いろんな家庭の事情を考えれば、今いろいろ行事、後から報告されるでしょうけど、それほど土曜日は使われてないような気がしますから。

それと、3点目は、今度の予算にスクールソーシャルワーカーの予算が組まれておまして、先ほどの説明ではいろいろなことを緊急に対応ができるようによくなるという話でしたけど、それはそれで説明ですからいいですけど、これはもともと県の制度、天下りじゃないが、仕事だけ下ってきて地域でやりなさいという。もっともこれ余り変わる中身じゃないんですよ。県がやったのを地域でやりなさいということになった制度のようです。

これはソーシャルワーカーというのも一つの手というよりは、これはいわゆる先ほど提案とがありましたよね。問題が起きた場合にそういうのが働く、そういうのは下関市でもガイダンスアドバイザーですか、こういう制度を使って、警察のOBとか何とか、問題があったらやるということをしておるようですけど、私が言うのは、特に小学生の学年の低い段階に家庭と学校を、連携を強化をするというために、そういう支援員を配置するという取り組みができないかということなんです。なぜかという、何もかも学校の先生、先生と言うけども、もう限度があるんですよ。新聞の論調なんかを見ても、もう先生に余り要求するんじゃないかと、やっぱもっと先生を助ける体制をつくる必要があるんじゃないかと、こういう議論が大分目にしてきました。そこで思いついたのが家庭と学校。例えば、土曜日にいろんな行事をするけど参加できない親もおるかもしれん。そうすると、そういったところをフォローするだとか、日常的に担任の先生と一緒に家庭と学校をつなぐフォローをするだとか、そういう支援員を配置すれば充実につながってくるのではないかという気がしましたから、検討課題として2つを提案をしたいと思うんです。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を2時10分からといたします。

午後1時56分休憩

午後2時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 学校教育の充実ということで大変貴重な御質問をいただきました。ありがとうございます。学校と家庭の連携、そしてまた地域を巻き込んで三者の連携、つながりが大事である、大切であるということは何度となく発言させていただいておりますので、私の気持ちを重々御理解していただいているものと思った上で、お答えを申し上げたいというふうに思い

ます。

学校と家庭を結びつけるもの、やはりその媒体といえますが、子供です。家庭で子供を大切に育てる。学校では預かった子供の教育をしていく。やはりそこが原点、出発点であろうと思います。学校としては、いろんな形で先生方が家庭に対して情報発信、学校便りであるとか、学級便りであるとか、学年便りであるとか、いろんな媒体を通じて学校を理解してもらおうということで取り組んでおりますし、ただ、でもそれは一方通行の性格が強いものです。やはりこれが双方向にならなければいけない。その双方向のためには、今参観日というものが、もう私の時代からもありましたように、今なお続いておる。やはり置いていくわけにはいかない行事であろうというふうに思います。

学校に来ていただく、小学校では80%台から90%近い出席率なんですけど、中学校では残念ながら46%、そういう低い関心しかないと言っはいけないかも知れませんが、なかなか数字的には厳しい数字が出ております。参観日に子供の姿を見に来ていただくだけじゃなくて、やはり学校としては教室を見てもらいたい。教室の中にはいろんな張り物があります。子供たちの作品であったり、あるいはクラスが目標としてるものとか、今こんな教育をしてるんですよというものがいっぱいあります。それをちゃんと保護者の方には見てもらいたい。それが学校の偽らざる気持ちであろうと思っています。そういう意味では、やはり本当に昔からのことなんですけど、参観日というものをいかに大事にしていくか、ここが家庭と学校をつなぎとめていくものであろうということをさらに徹底をしていきたいというふうに思います。

そうすると、土曜日に参観日、当然、今でも土曜参観というのをやって保護者の出席の割合を高める工夫をいっぱいしてるわけなんですけど、土曜日に授業を展開するというのが、おっしゃったように防府市で新年度から始まります。今、土日は当然学校週5日制の中で子供たちは休みです。その受け皿というのがどれだけあるかというのが非常に今心配な点でもございます。子ども会あるいはスポーツ少年団の組織でそういった受け皿が十分備わっている家庭、子供にあっては問題ないんでしょうけど、やはりそういったものに属さない、本当に家庭だけしか受け皿がないというような子供たちにとっては、やはりその過ごし方というのは問題でしょうし、じゃあそこに土曜日、日曜日、学校がどうかかわっていくかということが、また声がだんだんと大きくなっておる。ですから、土曜日の学校、土曜日授業をやっていくというふうにこれから動いていく可能性もあるんじゃないかと思っています。

しかし、限られた教員の人材、教員数ですね。それと予算ということを踏まえれば、38時間45分という教員の勤務時間が設定されてあります。ですから、これを超えて学校で授業を行うということは、やはりどこかに振りかえの休日をつくらなければならない。そのためには今の体制では非常に難しい。それでなくても週5日制の中で学校の先生方は非常に多忙感を持ってると

というような状況の中ですから、もしやるとなれば、やはり国、県の予算増、人員増というものを求めなければ平生町だけで先生を抱えるということは、今の時点では、財政規模では難しいというふうに考えておりますので、この土曜日授業の効果というものは非常に私としてはあるというふうに思ってますけど、今後、じゃあこれをいかに展開していくか、手法、戦術、そういったところに問題といたしますか、そこをクリアしていかなければいけないというふうに考えておるところでございます。

それから、学校支援員の配置で家庭との連携強化、おっしゃるとおりであろうと思います。今、学校支援員10名ほど、今年度10名採用、雇用して、特に学校内での子供たちの学習支援に充てております。ほとんど家庭との連携というところまでは考えてないというのが実態でございますが、やはり担任の力といたしますか、能力、資質向上というものを本当に毎年目標に掲げて県下でも取り組んでおるところですけど、なかなか多忙な中で子供と向き合う時間というのが非常に制約があるというような中で、やはり第三者的にそういった方々が配置されれば、本当にサポートはできるというふうに思ってます。しかし、担任の意欲にもよりますが、やっぱり支援員にお任せでということになれば、この制度自体が有効活用ができないということもありますので、本当に一体となった取り組みというものが求められる。

でも、今の時代、やはり家庭も共働き家庭がふえて、なかなか子供たちに目が行き届かない。それが、やはり今児童クラブで平生小学校100人ぐらいを抱えて、3年生まではそういったものがありますけど、3年生を超えることによって、やっぱりそういう地域社会に子供たちは放り出されます。それをいかに受け皿として環境を整えていくかということが今大きな課題であろうかと思ってます。いろんな形で考えれば考えるほど、目の前に予算というものがちらついてくるんですけど、本当に知恵をいかに使って環境整備をしていくか、環境を整えていくか、本当に一生懸命になって考えていきたいというところで、最初のお答えとさせていただきます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 現在、学校と家庭のつながりについて、教育委員会でいろいろ教えていただきました。まずあるのが参観日です。参観日は、大体毎月木曜日とか金曜日とか、土曜日は1年に1回だと思んですけど、毎月のようにやられておりますが、例えば7月とか保護者の面談がある月はないというぐあいで、保護者が何らかの形で、月に1回は学校に行くような仕組みにはなっておるようです。それはそれで、私も今までやってきて有効な方法だと思いますけど。

それから、今回、次は質問しませんから。新しい一つの提案、試みですからね。でも発想は変えてほしいんです。土曜日のことをちょっと話をすると、それは県教委の所属される先生だからでしょうけど、それは難しいと、まず一発目に返ってくるんです。それは難しいとみんな

言ってたど、難しいと言ったら何も始まらないと、何か知恵を出そうじゃないかという話をしたんですがね。難しいと言ってんじやろうなと思うたら、きのうの県議会での教育長の答弁です。学校と家庭の信頼の構築というところで、学校と家庭の信頼関係を築くための方策として、県教委は各学校に対し、保護者の総会や学級懇談会などの機会を活用して、教職員と保護者の間で生徒指導の方針や具体的な指導方針について共通理解を図り、学校の取り組みの情報発信や保護者が学校に相談しやすい環境づくりにも積極的に努めるよう指導していると、こう書いてある。何も響かないんですよ。何も。今までやったとおりを繰り返し、それが学校と家庭の信頼を築く方針だと。そうじゃなくて、難しいとか言わないで、一步踏み込んで、やっぱ学校もこれだけうちのことを考えてくれるんかという、やっぱ親に一つのこっちの気持ちを届ける、シグナルを送る。こういうやっぱ努力を、私は、家庭と学校をつなぐために、きついかもしれませんが、予算かかるかもしれませんが、要るんじゃないかと思うんですよ。

それと、もう一つ、この学校を支える人をふやせというテーマで社説があったんですが、確かによく考えてみりゃ、すぐ学校に先生、先生といって、何かあれば学校の先生に問題解決するように要望する癖がついてます。そうじゃなくて、もっとやっぱ、今学習支援員を若干ふやしたように、いろんな角度からやっぱ子育てを支援するための体制、人、いわゆる人的な支援はできないのかと。そういったその中で、先生についているんな当然、先ほどの教育長の話じゃなくて、もっと突っ込んだやっぱ前向きな議論が、そういう態度を示してこそできるんじゃないかという気をだんだん持ってきて、今このテーマをずっといろんなものを読んでるんですけど、これから先の検討課題でもいいですから、やっぱ家庭にやっぱ学校側から、あなた方をこれだけやっぱ学校として思ってるというシグナルを、信号を送る。それと、もう一つは、先生に対しても、私どもこれだけのことはやっぱするからやってくれという意思表示をする。やっぱね、こういった姿勢を持った教育委員会になってほしいというのが私の願いなんですが、教育長の答弁をお願いいたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 先ほども申しあげましたように、これからっていうのは努力が報われる社会というものを再構築していかなければならないという国の大きな課題がございます。そのためには国に任せるとのことじゃなくて、やはり人づくり、まちづくりというのは本当この小さなこういったところから生まれていきますから、そこはやはり忘れてはならないことであろうと思っております。大きなくくりは国にお願いしなければならない部分はありますが、町教委としてしなければいけないこと、できることはやはりしていこうという目線で物事を捉えておりますし、教育委員会の形骸化という大きなテーマも今与えられております。そういったことが平生町、言われないようにという思いで、今、教育委員さんともどもいろんなテーマで話し合いを持ったり、

協議をしたりしておりますから、どうかいろんな御提案をいただきながら、ともに考えていければと思っております。

.....  
議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） それでは、通告いたしました閉鎖予定の保育園の今後の利用について質問いたします。

御存じのように、宇佐木保育園は昭和51年度に建設され、これまで37年を経過しています。同じく平生保育園は昭和57年度に建設され、31年を経過しています。こうした30年余りの経過による施設の老朽化や国の三位一体改革の影響及び町の厳しい財政状況、また社会環境の変化による保育ニーズの多様化が進み、それに柔軟に対応できる民間活力の利用など、総合的に考えられた結果、来年の4月開園に向けて保育園の統合が進められているところです。その際に、保育園としては閉鎖される予定の宇佐木保育園と平生保育園については、今後どのように利用される予定であるのかをまず質問いたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 保育園の統合によって閉鎖をされる保育園はどうするのかと、今後の利用はどう考えておるのかということでございます。

今、御指摘がありましたように、宇佐木の保育園はもう37年経過、これはもう、この前の耐震診断やりましたら、施設を維持、利用するためには大規模な改修が必要であるというこの診断がもう出されております。それから、平生のそこの保育園につきましては、御指摘のように、これ31年経過ですが、これは耐震診断の対象外ではありますが、御近所の皆さんにも大変迷惑をおかけをしてきた経緯もありますし、台風のときには屋根に土のうを全部置いてやるし、雨漏りがしたりというような状況もありますので、これまた引き続き活用していくということになると、やっぱり相当のこれは改修が必要になってくるのではないかというふうに思っております。

いずれにしても、結論的には、今現時点で、あそこを今こういうふうに活用しようということで利用計画が決まっているわけではありません。これから、もちろん大きな検討課題というふうに認識をいたしておりますし、いろんな改修をしてやるのがいいのか、あるいはまたもう一旦これは解体をして、また別の利用を考えていくのか、幅広くいろんな形の利用の仕方についても検討していかなければいけないというふうに考えております。同時にまた、いろんなまちづくりの問題も大きなテーマでもありますし、一つの拠点的な整備の方法もあるのかなというふうにも思ったりしておりますし、健康福祉課所管ということになりますから、その関連でまたできることがあれば知恵も出していかなきゃいけないかなと。まだ、具体的にこういうことで利用していこうという構想が、今決まっている段階ではありませんので、今後の検討課題ということになって

おります。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 今後の検討課題ということでございました。あと1年少々で閉鎖されるということですので、もう考えていかないといけないというか、この1年でどういう方向に持っていくか考えていかれるのが私はよろしいんじゃないかと思います。建物は使わなくなるとすごく傷みが早くなりますので、この1年で、先ほどおっしゃったように、まちづくりの拠点的なものにするのか、または健康福祉課の管轄だったので、それ関連。それが一番自然な形ではないかと思うんですけど、例えば、平生の保育園のほうは31年とまだ比較的浅いのと、台風のときに御近所に御迷惑をという話もございましたけれど、比較的いい状況にまだあると思うんです。鉄筋コンクリートづくりの処分制限期間は47年と言われておりますので、それを考えると16年ぐらい、手を入れたら16年ぐらいはまだ使えるのかなというふうにも思っております。

今、子育ての応援の施設としては、例えば保健センターとか、児童館とか、または子育ての支援センターとかがございますけれど、お年寄りと乳幼児というか、子供も含めてですけど、交流する施設がないように思っております。ですから、サロンの形で、保育園ですから調理というか、お茶なんかも沸かせるような施設がございますので、お年寄りと交流できるような、乳幼児をお持ちの方がちょっとくつろいでお茶も飲めるようなサロンのものと遊び場的なもの、それを運営していくのを、この1年でそういったグループを育てるというのも一つの方法だと思います。五、六十代で、もう子育ても完了したけれど、ちょっと何か町のためにしたいわとか、自分たちが子育てしたものを今のお母さん方にも伝えてあげて補助もしてあげたいし、自分たちの行く道なんだからお年寄りのほうの面倒というのも私たち見たいわというような声も聞きますので、今回、平成25年度の各課の基本的な考え方で、健康福祉課は、ともに支え合い、助け合い、住みよさを実感できるまちづくりというのを、これを具現化できるような施設にしたらどうかと思いますけれど、そういったお考えはないか。

また、この施設をどう使ったらいいかというのを住民の皆様に聞いてみるというような、そういったお考えはないか、再度質問いたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ただいま細田議員から提案がありましたことを含めて検討をしていきたいというふうに思っております。

.....

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） それでは、通告どおり、平生町の活性化の取り組みについてとい

うことで1件ほどちょっとお聞きします。

私たちの町の地域活性化について、私たちの町は活性化が必要な地域だと思っていますか。第四次平生町総合計画を推進していくことにより、私たちの町は活性化になると考えていますか。このとりあえず2点と。

そして、参考資料として、活性化が必要な地域ということで、こういうふうにあるんですよね。農林水産業、製造業など、主な生産機能が弱体化した地域、移入が移出より大きく地域収支が赤字の地域、地場産業振興、起業の動きがなく雇用確保ができない地域、行政の財政事情が危機に陥ってる地域、こういう一応条件下のデータが出てるんです。これに対して、平生町はこの地域活性化の必要な条件が全て当てはまるのか。これらのことを考えて、私たちの町の地域活性化について町長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町の活性化の取り組みについてということで、町は活性化が必要な地域だと思っていますか、そしてまた第四次総合計画を推進していくことにより活性化につながるかということでございますが、そのとおりだと思います。

今、何点か活性化の必要な地域ということで例示がされましたが、これ見ますと、大体これほとんどの地域に、この地域だと当てはまるのではないかと、いろんな自治体に当てはまると思えますし、活性化が必要だということについてのこの共通の認識は皆あるというふうに思っております。そのために我々も第四次の総合計画を策定をして、この取り組みを進めていこうということでございまして、このやっぱり四次の総合計画を推進していく、着実に推進をしていくことによって地域の活性化につながるというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 今、四次の推進計画と言われましたけど、これ一応10年計画ですよ。それに対して、私たちの地域活性化が間に合うのか。

そして、この前フォーラムで船崎先生も言われましたよね。要するに、地域で、そういう地域貨幣か、ああいうのをどんどんしたらどうですかちゅうことで、鳥取県の智頭町は、これ町民が8,000人なんです。それで、議員が12人。それで、3人に1人が65歳以上。そして、これ智頭町の疎開保険を最初やって、最終的に都会からいろんな人が入ったと。そして、そういう疎開ができなかったら、1年間とりあえず野菜を送っていったら、そういうふうに智頭町に都会の人が遊びがてら夏なんか来てくれたと。こういうことをやられとるんですよ。それで、この前のフォーラムでも言われたように、地域通貨のことを言われましたよね、ちよろっと。そして、これもこの地域でも杉小判ちゅうのをやりよるんです。杉小判ちゅうことで、要するに森林の整備費が大体今まで約2億30万円かかっていたそうです。それで、この地域小判を始めて、町予

算の120万円でできたと。そして、間伐材が500トン回収で、今までの実績の2倍以上でできたということなんですね。それで、いろいろ年寄り連中が話を聞きよったら、みんなで間伐材を切って、杉小判、地域貨幣をもろうて、地域で飲んだり食べたりするのが楽しみだと、そういうことを言われたんです。

そして、高知県でもそうなんですけど、海と山でそういうふうに疎開保険をやったりして、そういう疎開をできなかったら、要するに1年間はそういう野菜を送ったり、その土地の特産物を送ったりして交流をしてみると。

だから、そういうふうに、何かもう180度ひっくり返して、考えを変えてやらんことにはもう待たなしなんですよ。単純に四次総合計画で、10年間でどういう結果になるか知らないけど、けさの話でも3年というか、もうたったから、それぞれその成果も出てくると思うし、それで最初の町長の挨拶でも5点ほど言われましたよね、活性、いろんな取り組みについて。だから、そういうのは言うよりも待たなしで即実行に移すことを、そういう考えはないんですかね。要するに、もう考え180度変えて人を呼ぶ。ただ、もう平生町は通り道にならないような方策を。そういうことをちょっと町長、一言、お願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今、全国でいろいろアイデアを出し合いながら、それぞれの地域の活性化についての取り組みが行われておる事例が、今議員のほうから紹介がありましたけれども、本当に多種多様、それぞれの地域の実情を踏まえたいろんな取り組みが今展開されていると思います。それは、大きい取り組み、小さい取り組みあると思いますし、本町においてもいろんな小さな芽になるような取り組みもあると思います。そういうものをやっぱりしっかり我々はその地域のある意味でそういった潜在的な力、地域力、こういうものをどう引き出していくのかということ、今大きな我々にとっても課題であります。

したがって、きょうも申し上げましたように、協働のまちづくりというのは、確かにみんなと一緒に頑張ってもらいましょうよ、汗をかきましょうよというのと同時に、そういった地域のいろんな力をどう引き出して行って、それをバックアップしていくのかと、これも大きな協働です。そういう意味で、我々も小さな取り組みであっても地域でいろんな今平生町においても、ああしてみよう、こうしてみようやっておられる方もあります。それが一つの大きな動きになればいいんでしょうけれども、まだそこまで至っておらないにしても、そういう芽は大事にして、これからはいきたいなというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 今、言われたのは、極端に言うと、平生町も今、単純に、自然エネルギーで太陽光やら風力やらいろいろやられていますよね。そして、やはり町の活性化するに

はこの6次産業化。やっぱり農業にしても、それを加工していろいろする。そういうのをどんどん町主導でやってもらいたいんです。そして、単純に、島根県の邑南町かね、ここでは町主導でそういうのをやられてるんですよ。だから、個人でそれをやられる方もええかもわかりませんが、そういうふうに町主導でやはりそういうのを一つ一つ、やはり平生町はこういうふうに資源豊かな町ですよ、それをやはりPRすることによって、またできると思います。

それと、人づくりはやはり金もかからんです。朝ほどから、人づくり、人づくり言われてますけど、極端に言うと、今の平生町の現状ちゅうのは、子ども会にしても婦人会にしても老人会にしても、だんだん人が活動が活発じゃなしに反対の方向に向かっているんですよ。この前、私らも利用者協議会の集まりがちょっとあったんですけど、役員会、それをちょっとこう見たらやっぱり年をみんなとって、若い人が来んな、次どうなるんじゃないかと、やはりそういう心配が先にくるんですね。だから、人づくりでは、それはきれいなことかもわからんけど、それを本当に考えてやらんことにはもう待たなしたんですよ。そして、これにしちゃあそんなに予算は僕はかからないと思います。だから、お互いに平生町のそれぞれの地域の人をいろいろあれしてから、そういう人づくりをやって、しかし、その人づくりに関しても、その人らに余り、何ちゅうか、責任を持たせたら長く続かないんですよ。だから、そこはちょっとあれなんですけど、単純に、その人に本当に長く責任を持たせたら、恐らく潰れてしまうと思います。だから、そこを考えながら長い目で人づくりをどんどんやってもらうて、財政がないならないでいいですから、そういう方面から平生町の活性化のほうをどんどん推し進めていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

議員（3番 久保 俊一君） 一言でいいですから。

町長（山田 健一君） やっぱりこのまま手をこまねいてはどうしようもないという、そういう一つの何とかしなきゃいけないという思いは共通です。しっかりこれからそういった意味で一つはリーダーをしっかり育てていくこと、大事にすること、そしてまた地域で頑張っていたいただけるような、そういうバックアップの体制をとっていくこと。それから、もう一つあえて言えば、発信力をしっかりつけてやっていくこと、ということになると思います。思いは共通であります。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） それでは、昨年度の一般質問の取り組み状況について一応お聞きします。

とりあえず最初は2つほど、分けてあれします。説明聞きますので、やられたことだけでいいですから、やってないことガタガタ言われても同じことですので、やったことだけで、よろしく

お願いします。

一つが、的確でわかりやすい情報発信についてということで、一応この前の答弁でいろいろ言われたのは、会議や議事録については要点をしっかりとめて、スピード感のある行政対応を引き続き努力していきたいと言われましたけど、これに対して改善があったのか。

そして、広報紙を読んでいる人の割合は9割、9割の方が広報紙について目を通してという資料があるということを言われました。ということは、広報紙がほとんど情報発信の場なんです。そして、それに対して私が疑問に感じたのは、極端に言ったら、この前から岩国の錦帯橋空港もそうなんですけど、やはり目玉に対しての情報発信が一つもないんですよ。それは今、首をかしげられるか知らんけど、極端に言ったら、空港バスにしても、この前言われたように、平生町はこれだけなんです。平生町は、ただバスの時間と値段だけ。それで、柳井市はこの1ページで、極端に言ったら、この飛行機に乗るにはこのバスですよ、その飛行機以外は岩国まで行ったら岩国から飛行場までバスが出ていますよと、そして途中下車はできませんよと。それで、帰りは、この飛行機だったらこのバスですよ、そういうのを細かく書いてあるんですよ。そして、それが、極端に言ったら、的確な僕は情報発信と思う。だから、今それに何が大事かちゅうことが全然考えてないような気もするんです。

それと、これも俺、あら探し、いろいろ言うのもあれなんですけど、これでもそうですよね。3月の行事予定表には何も書いてない、3月3日。それに対して、これだけフォーラムや老人会いろんなあれがやととるんです。単純に、毎年、町のカレンダーは、何ちゅうか、毎年同じことを印刷しとるんかと。そういうにとられても仕方ないんです。新しく行事が入ったのに一切書き込んでないと、これに関してと。

そして、2番目に、安心・安全で安定した水の供給について、今、きょうから佐賀、尾国、佐合島がいろいろ言われて、田布施・平生水道企業団に統合して効率的な運営ができるといういろいろ言われていましたけど、そして、一般会計から簡水事業の拠出金ということは削減され、間違いなくその点はメリットがあると言われていましたよね。それで、極端に言ったら、その分、田布施・平生水道企業団に繰出金で流れるのかと。これと田布施・平生水道企業団を本町も関連しておるが、こうした状況に対しては総合的な経営基盤の改善をと言われていましたけど、何か前進があったのか。それに企業団の経営が安定するまで受水費の相当額を両町で補助するのが一つとされて言われていましたけど、これが永遠に続くものか。

そして、この3点をとりあえず的確な御意見をよろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 暫時休憩します。

午後2時44分休憩

.....

午後2時45分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

議員（3番 久保 俊一君） それで、3番目の、極端に言ったら、公共施設の箱物の老朽化の実態について。

それで、この前言われたように、問題はこれからどう整備に当たって、事業費をどうやって、財源措置がどうするか。防災上の建物の位置づけなどによって、その優先順位を決定して整備していくと言われましたよね。だから、そういう公共建物の整備計画は今年度の準備を進めて、こう言われているのが、それが本当にできたのか。そして、財源を確保するめどができたのか。

それと、公共建物が93施設ある。これが昭和50年から60年らに向けてかなり多く建設されましたと言われましたが、これらに対する維持管理をどのようにしているのか。そして、この前の答弁では、それらは議会からも今まで指摘させていただいております。そういう経過がありますと述べられましたけど、こういうのを議会にもいろいろ言うて指摘をされた割には、極端に言ったら、この前の曽根公民館ですか、あれはリース方式にという感じでいきましたよね。だから、その時点で、ある程度基金を積み立てるちゅうのも考えがなかったのか。

それと、4番目の良質な住宅環境の整備について、耐用年数を30年経過した老朽化が著しい住宅、5団地31戸、それに対しては長寿命化計画の策定を予定していると言われたが、これが実行できたのか。

それで、社会資本整備事業交付金、これを活用して向こう10年間で計画を策定する予定ということで、こういう社会資本整備総合交付金の事業のそういうのを前進したのか。

それで、建物の延命化に新たな住宅建設、現存の住宅の改修、維持管理計画、新規建てかえなどの事業、具体的な計画を、長寿命化計画を策定していくと言われましたので、その実行はされたのか。

それで、計画的に修繕及び整備する町営住宅は全戸入居可能にすると言われましたが、現在計画的に整備されて入居可能な住宅が新たにできたのか。それで、修繕料だけでは足りませんので、次年度以降は工事請負らで対応していくと言われましたけど、今年度の予算に反映されたのか。

それと、5番目で、地域福祉の充実について、民生委員さんの役割が大事になってきております。負担もだんだんふえていくということですので、定数については増員を考えていきたいという町長の答弁がありました。これで、ちょうど今年が恐らく3年任期で民生委員の交代時期だと思えます。その場合に増員したのか。そして、その増員に対して、どういう根拠で何人増員したのか。それを一応お聞きしたいと思います。

それと、これはもし答弁できたらよろしくお願いします。民生委員も、極端に言ったら、ボランティアですね。ボランティアの人だと思ってるんだけど、最終的には民生委員は社会福祉協議

会の評議員なんですよ。それで、それは、評議員は評議員でも僕はいいと思ったんですけど、社会福祉協議会でいろいろ話を聞いたら、使い分けをするんですよ。私らは、久保さん、民生委員としては使っていないと。評議員として使っていますと。だから、ああいう言い方をされたんです。民生委員の方は自分の仕事でも忙しいのに、福祉協議会の評議員でも忙しい。だから少し考えたらどうですかちゅうたら、私らは民生委員は使っていないと。だから、こういうことを言われましたので、極端に言ったら、補助金を出して口を出さんじゃなしに、やはりある程度のプラスアルファかな、とりあえずちょっと負担を軽うしてくれんかと。そういう考えが町として言えないのか。この点についてよろしくお願いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） たくさんの項目を上げていただいておりますので、私の方からポイントだけ答弁をさせていただきます。

進捗状況、去年からそれぞれ議会で質問をされて、その後どうなっておるかという質問でございまして、進捗状況について担当各課にいろいろ指示をして取り組みを進めてきております。具体的には去年の質問ですから、今年じゃあ改善策を考えて具体的に反映をさせるとすれば、来年度の予算という格好になります。だから、今言われたのは、具体的にきょう提案をさせていただいた予算の中にも入っておりますから、そのことを踏まえて答弁をさせていただきます。

情報発信について、これはもちろん担当課、それから関係部署が連携をとるところはしっかり連携をとって改善をするように長としては指示をさせていただきまして、いろいろできるだけ確、適切な広報への掲載、あるいはホームページ等への掲載についても、しっかり中身についてはアンケート調査等々を含めてアップしていけるように指示をしております。それから、いろんな情報の閲覧等についても公民館等でしっかり閲覧できるような体制づくりを、整備をさせております。

それから、安全・安心で安定した水の供給ということで、確か6月定例会で2点ありました。

1つは簡水の統合について、先ほどもありましたけれども、けさも申し上げました。現在のところ統合に伴う整備事業、ハード、ソフト両事業とも順調に推移をしております。

それから2点目が水道事業の経営基盤の強化ということで、1つは受水費の問題、あるいはもう1つは田布施・平生水道企業団そのものの総合的な経営改善という点だったと思います。もうこれは、久保議員は水道企業団の議員として活動いただいておりますから、十分御承知のことと思いますが、供給水量の見直しとか、受水費の見直し等いろいろ働きかけをしまいましたが、その結果については御承知のとおりであります。それから、田布施・平生水道企業団の経営改善については、水道料金の改善につきまして12月の議会で御承認をいただきまして、今年の6月1日から施行、改定をすると。業務用につきましては据え置きという格好で対応をすることにい

たしてありますし、水道企業団独自の改善策として企業団に出向しておる職員の削減を初め、さまざまな計画によりまして、今のところ年間で1,400万円程度の削減が見込めるというふうに思っております。したがって黒字の予算編成という格好になろうかと思っております。

それから、箱物 公共施設の老朽化の実態につきまして、財源確保に努力をしながら取り組むということで、きょうも申し上げましたように、この3月補正で中学校の耐震改修事業については予算を計上させていただいております。財源確保について努力をさせていただいておりますし、平成25年度のこれからの予算についてはもろもろ青少年ホーム、佐賀公民館、中央公民館、小学校、中学校、さらにはいろんなトイレの改修等々、きょう申し上げましたように財源を確保しながら着実に進めていきたいというふうに考えておるところであります。

それから、住宅環境の整備ということで、これは9月の定例会での質問がございました。長寿命化計画について、社会資本整備総合交付金事業を活用して平成25年度、この新年度から10年間の整備計画を策定をするように今予算の計上をさせていただいております。平成25年度予算で405万3,000円、これを計上させていただいて、このやっぱり計画をつくらないとそれ以降の補助金にのれないということになりますので、これはこれでしっかり整備をしていきたいというふうに考えております。

それから、地域福祉の充実に関連をして民生委員さんの関係でございますが、御指摘のように今年の11月が任期になります。したがって、今、新年度では予算上は2名の増員で計画をいたしております。というのも、一番大きいところが世帯数で250世帯以上の担当のところは2地区あります。これ、2名増員ということで単純に250をすばっとう半分にしてということではありませんで、担当地域の再編を含めてしっかり中身について協議をしたその上で2名増員した形で対応していただくということにさせてもらおうと思っております。評議員会については、聞くところでは年に2回ぐらいの開催というふうに聞いておりますけれども、民生委員さんにおかれましては、こういう大変負担で困っておるという声は、まだ私は聞いてはおらないところであります。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を3時10分からいたします。

午後2時56分休憩

.....

午後3時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） それではちょっと2回目、一応お聞きします。

1つ目の的確でわかりやすい情報発信について。

広報紙「ひらお」ということで、要するに平生が今月何が目玉商品かということをそれぞれ特集記事をつくってもらいたいですね。そしてそれに対してみんなが次にこの行事に参加してみようかと。極端に言うと、敬老会でもそうなんですけれど、ただ表紙に敬老会ぱっとして、間にちょこちょこっと下書きをして、町長やこういういろんな挨拶があったと書くよりは、1ページにそういう特集記事を上げてやったら「おお次回はわしも敬老会に出てみようか」と。そういう人が一人でも多く参加できるような広報「ひらお」をつくってもらいたいですよ。だから、その次に今回はこれが目玉ですよ、ほでこれですよと。そうしたら、それに対して「おおわしも来年度はそういう行事に参加しよう」「そういう講習会に参加しよう」と。だから、それも一つの情報発信だと思います。だから、そういう情報発信をしてもらいたいのと、この情報発信コーナーというのがこの前ちょっと言われていましたけれど、プラスアルファふえたのか。ほいで、その情報発信に各課もそれぞれ掲示しているのか。

それと、2番目の安心・安全で安定した水の供給について。

田布施・平生水道企業団も極端に言うたら、県なんかはもう最終的に155億円の補助金で企業を、この借金をあれしようとしているんですね。だから、田布施・平生企業団もこういう方向に走らないような企業団の改革を行政と僕ら議会で取り組んでいって、安心・安全で安定した水が供給できるようにしたいんですよ。だから、それも町長は一応副企業長ですので、その考えがありましたら一言。

それと、公共施設の老朽化についても、一応統計では日ごろから維持管理しとったら、建てかえ費用を何年後にするよりは、日ごろからの維持管理のほうが、極端に言うたら安いということの統計が出ておるんですよ。だから、日ごろから確実に維持管理をしとったら、それは長年ちょっと持った場合は、新しい建てかえよりは経費的に安いですよ。その分極端に言うたら、そういう次の維持管理するために基金を積み立てか、そういう考えがあるんか。

それと、良質な住宅環境についてもそうなんですけれど、これも本当、日常的な適正な維持管理をしているのかな、極端に言うたら。だから、極端に維持管理しとったら、こういう建物進入で、恐らく僕は起きなかつただろうと思います。だから、周りが草ぼうぼう、誰もおらん「ああ、ここおらんから入りやすいわ」と。だから、そういう場合は、恐らく自治会同士でああいう草刈りやいろんな助け合いで補助金がある程度出ると思います。だから、そういうのをどんどん利用して、そういう人が少ない、公営住宅いろんなところにそういうグループを派遣して草刈りをさせたりして、きちっと維持管理をしたらこういうことはできないだろうと思いますし。それで、それとこの前、単純に電気が簡単についたということで、これも空き家は電気がつかないように全部したのか。

そして、地域福祉の充実についてもなんですけど、民生委員さんがさっき言われたように、自

治会が幾らでも持っているんですね。その自治会長の顔合わせちゅうか、会長さんと。極端に言うたら、1つの自治会で一人の民生委員やったら、それはいつも顔を合わせているからええ。隣やそのあれで、極端に言ったら、一人の民生委員が10の自治会を持った場合に、そういう顔合わせをやはりすることによって、お互いに助け合いのあれがあるんじゃないかと。だから、そういう機会を行政で指導していつてもらいたいんですよ。

それと、先ほど町長が言われましたように、福祉協議会の評議員と、こう年に2回と言われましたけれど、単純に会議は年に2回かもわかりませんが、それに対していろんな寄附集め、いろんなああいう福祉協議会の行事、寄附集め、そういういろんなものに借り出されているんですよ。その場合、言うたら評議員として使っていますと。民生委員としては使っていないと。そういう考えが言われたんですよ。だから、単純に評議員の会議が2回あるんじゃないし、毎回そういう行事があるたびにそういう声がかかると。だからそれが負担になっている人も何人かおられるんですよ。あくまでも民生委員というのはボランティアで、本当の民生委員の仕事をするためにも、そういうのを少しずつやっぱり軽減、よその市町村のように軽減してもらいたいんですよ。極端に言うたら、社会福祉協議会にいろんな意見を言われなかったらそれまでなんですけれど、町からでもそういう評議員が恐らく出とると思います。だから、そういうのをどんどん言いながらそういうのを変えてもらいたいんですよ。

この件に関してよろしくをお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） それぞれ担当課長のほうから答弁させます。

総務課長と、それから建設課長、それから健康福祉課長、総合政策課長から答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） まず、吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまの、まず的確な情報発信の広報の内容で特集記事をつくって、そういった情報発信を精力的にやっていただきたいというような内容ではないかと思います。

先ほどからお話がございますとおり、今の広報等についてはアンケートを、以前のアンケートでも読んでいる割合が90%以上ということもございます。また、お知らせ版、ホームページ、これ等々につきましても大きな役割を担っておるということで、大きなツールであるというふうに我々も考えておりますので、今議員さんおっしゃいましたとおり、特集記事をつくってやっていきたいということで、今後とも内容については各課で徹底して対応していきたいと思います。例えば、先ほどの、この先だっのフォーラムにつきましても、内容についてはお知らせ版、広報、ホームページ、特集を組んで対応させていただいて、啓発をさせて、お知らせをさせていただいたところでございますが、これからこういったカレンダーの内容に入っていないとか、いろ

いろな御指摘もいただきました。この辺については各課で徹底して漏れがないように対応していきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（福田 洋明君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） まず、15番の安全・安心で安定した水の供給に関しまして、水道企業団の経営改善についての御質問がございましたが、これにつきまして広域水道の関係でございますので、担当課長の建設課長と水道企業団の課長とあわせて事務レベルでの広域での改善に向けての協議をさらに続けていきたいと考えております。

それと、17番目の良質な住宅環境の整備に関しましての御質問でございますが、まず、日常管理についての適正な維持管理ということで、まずは入居者に対しての指導でございますが、新規入居者に対しては請書をもちまして住宅条例の遵守、適正な維持管理を努めるように指導をいたしております、既存の入居者に対しては先般ございました建造物の侵入の件もございましたので、定期的な巡回を強化していきたいと考えておりますし、その際に既存の入居者の住環境の保全についても、あわせて確認をいたしまして指導も行っていきたいと考えております。

空き地につきましては道路作業員をお願いをいたしまして、定期的な草刈りを行い環境整備に努めていきたいと考えております。

それと、空き家対策につきましては、電気の遮断につきましては中国電力をお願いをいたしております、田名第二団地につきましては、既に完了いたしております、来週から中村団地に入る予定という連絡を受けております。遮断方法につきましてはメーター機の手前で切断をするということでございます。空き家対策につきましては、先ほど申し上げたように、定期的な巡回を強化するとともに、入居者はもとより地域の自治会等、連携、連絡を密にいたしまして、より一層連携を図っていきたいと考えております。

それと、住宅周辺の環境整備につきましても自治会活動の一環として地域全体で取り組みば補助の対象ということになりますので、環境保全の上でも地域への投げかけはしてみたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それと、いろいろございましたので、新年度につきましては現行にございます平生町町営住宅事務取扱要綱を一部改正をいたしまして、住宅の管理マニュアル的なものにし、誰でも簡単に対応できるように改正できたらと思っております。

以上です。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） 公共建築物の維持補修に関しまして、政策調整という立場で答弁させていただきます。

公共建築物につきましては、行政財産として建物ごとにそれぞれ維持保全する担当課がござい

まして、通常の維持補修を行っている状況でございます。議員さん言われるように、施設の老朽化が進行している状況にありまして近い将来改築、改修なり集中的に発生して町の財政に大きな負担をかけることが当然予測されます。そういうことを踏まえて、将来を見据えて基金を積み立てる必要があるのではないかという御質問でございました。大変厳しい財政状況の中で財政をやりくりしておりますが、現状として財政基金に積み増しをするのがなかなかぎりぎりの状況でございます。特定目的基金として公共施設建設基金を持っておりますが、なかなかそちらに積み増しをできる状況にはございません。そういう状況ですので将来を見据えれば当然そちらのほうに基金を積み増すことも必要とは考えますが、現状としてはまずは財政基金に積み増しをして一般財源を確保して対応していきたいと考えております。

以上です。

議長（福田 洋明君） 弘中健康福祉課長。

健康福祉課長（弘中 賢治君） 御質問のありました、民生委員、児童委員さんと自治会長さんの顔合わせの機会をつくっていただきたいという御質問でございます。

御指摘がありましたように、民生委員、児童委員さんは複数の自治会を担当しておられますので顔が見えにくいという部分が確かにあるというふうに思っております。民生委員、児童委員さんの活動の中で自治会長さんのサポートを必要とするケースがあると思いますし、また逆のケースもあるというふうに思いますので、お互いに顔の見える協力関係をつくっていくということが大事だというふうに思っております。

それから次に、社会福祉協議会の評議員を民生委員、児童委員さんが兼ねておるということでございます。

社会福祉協議会では地域福祉の推進のためには地域との連携が必要なことから、地域福祉推進のリーダーである民生委員、児童委員さんに理事や評議員をお願いされております。現状では民生委員、児童委員さんの御理解をいただいているというふうに思っておりますが、いろいろ御意見や御要望があれば伺ってみたいというふうに思いますし、必要に応じて社会福祉協議会と協議の場を持つことも必要かなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 一応今答弁されたようによろしくお願いします。

それと、1つだけ。公共施設の基金。基金に積み立てないで一般のあれで対処しますと言われてきましたけれど、極端に言うたら、これを基金に積み立てとって最終的に一般財源が足らんやったら回す方法というのは、そういうやり方はできないんですかね。単純に今やったら、一般財源でずっとあれして、何かあったらそっちのほうに回すという言い方をされましたけれど。ほで、基

金的にそういう公共の建てかえの基金をこっちに積み立てとって、一般財源が足らんやったらそっちのほうから横流しができますよと。そういう方法、目的は公共あれやけれど、しかし最終的には公共施設も一般財源も町のものを使うんだから同じと思いますけれど、そういうやり方でできないんですか。僕はそういうふうに、企業はそういうことをやっておると思いますよ。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） 御質問いただきました財政基金と公共施設建設基金、2つ基金がございまして、どちらも一般財源にはかわりございまして、財政調整基金のほうが財源調整的な意味での基金ということでありまして、片方の公共施設建設基金は特定目的基金、いわゆる公共施設を建設するときにその基金から一般財源として充当するものでございます。先ほど申し上げましたように、大変厳しい中での財政運営ということで当面は財政基金への積み増しでもって対応していきたいと思っております、公共施設建設基金につきましては、ある特定の目的があればそちらのほうに積み増しをするということも将来的には考えられると思います。

.....  
議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 大きく3点について一般質問を行います。

まず1点目、教育委員会の組織、運用についてということで細かくは2点のことについてお尋ねをさせていただきます。

まずは、このことを深く考えるきっかけとなったのは、先ほども一般質問の中でも、少しいろいろと議員さんの中からも御発言がありましたけれども、やはり私も大阪市における体罰事件、このことによって。私はその事件そのものじゃなくて、首長さん、また教育委員会のスタンスというのはどうなのかなということから端を発しまして、もっとよく教育委員会のことを知ろうということいろいろと町の例規集とか、それとか関係法規ですね。地方自治法とか教育基本法とか学校教育法、また地方教育行政の組織及び運営に関する法律というさまざまな法律によってこの教育委員会、町の附属機関、法律に縛られているんだなということ。その中でちょっと2点についてどうかなというような疑問点もありましたので、運営上ですね。そのことについて少しお話をしたいと思います。

まず1点目、職務権限ということでお話をさせていただきます。

今も私、お話をさせていただきましたけれども、教育委員会とはどういう組織かということで、一応いろいろと町の条例、例規集を読みました。そうすると、まず町の例規集の中にもいろいろな、さまざまな条例があります。教育委員会に対する事務一部委任規程とか教育長に対する事務委任規則。また所掌の事務に関する事務局組織規則とかさまざまな規則があります。その上、この根拠のもとをなすものは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ということで

23条からだと思うんですけども、この法律の23条では教育委員会の職務権限、また24条では教育行政にかかわる長の職務権限ということで町長の権限についても触れられております。それで、24条の2項として特例というものが設けられておるわけですけども、そのことは御承知のとおりだと思いますけれども、まず、町の例規集の中の教育委員会に対する一部委任規程ということで、何で教育委員会が予算を持っているかということもいろいろと疑問に感じていましたので、これはやっぱり町長さんが附属機関である教育委員会に委任することを細かく規定をされております。1、2、3、4というふうにあります、1で予算関係ですね。特にいろいろ細かく賃金、旅費、需用費のうち消耗品費とかいろいろと規定されております。イとしまして1件10万円未満の需用費のうち修繕料、使用料及び賃借料と備品購入費ということで1の項。2で青少年問題協議会の事務に関する事。3で平生町の育英基金に関する事。4として施設ですね、主に青少年ホーム、コミュニティセンターですね、これらのことを規定をされて教育委員会ですっきり管理をしていってくださいよということが定められております。

教育委員会の次に、これがまた教育長さんにもまた教育委員会から委任される事項というのが決まっております、細かく。これは地方教育行政の24の項目とダブるところもありますけれども、第2条で15項目のこと。それと教育委員会の事務局の所掌の事務ということで学校教育、社会教育ということでそれぞれ今担当課としてやられております。

私が一番思うのは、先ほどからも少し一般質問の中で、教育長さんの中に教育委員会の形骸化とか、限られた予算、人員の面をもっと拡充したい。私も実際のところそうだろうと思います。いろんな縛りがありますので委任はされているけれども、結局先ほどの予算のことで例を言えば、例外 教育委員会に属さないもの、町長さんが権限を持っているということで言えば、報償費とか報酬ですね、委託料、負担金、工事請負費、補助金という項目になろうかと思うんですけど、おおざっぱに教育委員会の予算からこれらを引けば約2分の1以下ぐらいになろうかと思うんですね。

限られた予算の中でいろいろと予算を獲得していきたいというようなことを言われてはいたんですけども、実はそれも地方公務員の大もとの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、条例で定めればいいんですけども、ほとんどが教育委員会の主なことというのは、予算以外の施策とか、ものを言うだけになっているんですね。それを超えるところがこの一部委任の規程というところでなっておって、やはり背景としても教育委員会の形骸化というのは、やっぱり仕組みとして、どうしてもこういうふうになっているのかなと思うんですね。

教育委員会の制度そのものが、定められた当時は教育長さんも公選制とかということもありましたけれども、それならいいんですが、教育委員さんは町長さんの選任事項で議会としても同意を得ての教育委員、そして教育委員会を組織するということになりますので、先ほど来より町教

委としてできることは取り組んでいく。それと人づくり、子供たちの人づくりが今後のまちづくりになっていくということを考えれば、もう少し教育委員会の自主的というか、積極的な取り組みをお願いするということで限られた予算、限られた人員、それらの中で子供たちにどうかかわっていくかということで、公共の福祉ということですよ、これをやっぱりやっつけていかなきゃいけないと思うんですけども、今の現状では、ものは言えるけれども予算についての根拠がないということで、やはり検証もできないということで、かなりやはり教育委員会の形骸化というのはなっていると思う。

いろんなルールがもう既に決まっていますので、自主的な組織運営をしようと思えばどうしても教育委員会の組織運営についての法律24条の2の特例の項目を使って23条、24条にかかわらず条例で定めれば教育委員会の権限も大きく働くんじゃないかと思ひまして。と申しますのも、町長さん、きょうも御発言をされていましたがけれども、公民館単位での地域活動というのを言われていますけれども、今のところこれは教育委員会の所管。まあ、町長さんの立場でそう言われるのはいいんですけども、具体的に言われているんじゃないかと、教育委員会のほうの意見も当然これ、聞かなきゃいけないというルールが残っていますから、その辺の下話のこととか、私たちのほうに伝わってきませんので、教育委員会のほうとしても、その下話をどのように受けとめたらいいのか。

また、これは教育委員会組織自体としての問題もありますので、これを成功させるためには今のままじゃ、とてもじゃないですが私もできないと思うんですね。条例を改正しない限りは。そういったことで、先ほど来より教育委員会の形骸化、また町教委として自主的、積極的に子供の人づくりにかかわっていきたいということで、できれば私も町長さんが言われるように、公民館単位を基盤とするんなら、多少教育委員会の組織そのものをスリム化というんですか、学校教育、子供の人づくり、子供づくり人づくりというんですか、こういうふうに変化した教育委員会を目指さなきゃいけないんじゃないか。そうすると今付随している社会教育のほうですよ、これは町長部門で持つ必要があるんじゃないか。そうすると、これ全体として定数管理という問題、まあ予算の管理ということも出てきますけれども、なかなか難しい問題だとは思ひます。ぜひ積極的な、自主的に活動できる、また予算を執行できる教育委員会、人づくりに積極的な、子供の育む教育委員会というものをぜひとも目指していただきたいと思ひますので、この辺のところの考えをそれぞれ町長さん、教育長さんにまず1点目をお尋ねいたします。

それと2点目なんですけれども、その地方教育行政の組織及び運用に関する法律をいろいろ読んでおきますと、27条の項目に教育委員会の権限に属する責務の管理、及び執行について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し議会に提出し、公表しなければならないこととなっております。このことについて現状はどのようになっているのでしょうか。私の勘違いだ

ったら大変御無礼な話ですけども、この辺の取り組みについて教育委員会のほうではどのようにされておられるのかお尋ねを。ただ、この問題も教育長さんに聞くと、これ教育長さんの権限に入っていないんですね。27条をのけてちょうことですので、教育委員として、一般的な意見としてできればお尋ねをそれぞれ、またこのことについても、町長さんにも御意見があればよろしくお尋ねをしたいと思います。

以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 教育長と町長の職務権限に関する第1番目の質問についてお答えをさせていただきますと思います。

議員御指摘のように、いわゆる町長の職務権限といいますが、地方公共団体の長としての職務権限、これはもう基本的にはまず地方自治法で決まっております、地方自治法第149条で予算の調整及びこれを執行すること、これが町長の職務権限ということになっておりまして、これを受けて、先ほどありましたように地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条で御指摘のように、地方公共団体の長の職務権限として、教育委員会の所掌に関する事項に関する予算を執行する旨が規定をされております。その今の法律の地教行法の第23条において教育委員会の職務権限が示されております。したがって、予算の権限がかなり広範に及び、御指摘のように、教育委員会としてむしろこういう時代で事務量大変ふえておる、本当に教育に特化をしてやるためには、もっと予算的な対応も含めて自主性、自立性が高まった方法がいいんじゃないかという声は当然一方であろうと思います。そこら辺は確かにそのように受けとめておりますが、ただ、事務等については、先ほどありましたように、この委任規定によってそれぞれ町長から教育委員会とかに一部委任をすると、予算的にもおっしゃったように、旅費の一部旅費とか、ごく一部に限られてきておるといような状況もありまして、確かに限定をされた中で行われておる。

ただし、御指摘がありましたように、第24条の2で条例で定めれば、この地方公共団体の事務についても一つはスポーツに関する事、一つは文化に関する事、これを条例によって執行することができるということになりますので、この辺は本当に御指摘のようにどういう形で、とりあえずこの第24条の2を使ってやるとすれば、今おっしゃったように公民館とかコミュニティ施設とか個々にお問い合わせをしておるような施設についての権限のあり方が当然問題になってきますから、全く今おっしゃったとおりで、協働のまちづくりをやる上で公民館等の位置づけともかわってきますので、事務レベルで協議を開始するように、今私のほうから話をいたしております。教育委員会とうちのほうと、町長部局とどういう位置づけにしていくのがいいのかと、そこら辺について、これを今検討課題として大きな課題と受けとめて私もおります。この辺をやっぱり整理をしながらこのまちづくりに向けての推進組織、あるいは拠点づくりといった場合に、こ

の辺のかかわりが出てきますから、本当におっしゃったようなタイムリーな御指摘だというふう  
に受けとめております。しっかり協議をして、何とか教育委員会は教育委員会ですっかり本来の  
力が発揮できるような方向が出てきて、よしやろうということになってくればいいのではないか  
なというふうには思っておりますが、これはまあ今のところ、それぞれの機能を残しながらやっ  
ていくような方法もないかなというようなことも含めて協議をしておりますので、十分事務レベ  
ルで協議をさせたいと思います。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 私のほうから御答弁させていただきたいと思います。

予算調製、予算執行権、いろんな課題につきましては議員さんおっしゃるとおりでございます。  
私も教育行政を預かる立場となってまず最初に感じたのは、自分で予算を編成できない、さら  
には教員の人事権は県が握っている、ないない尽くしの中でどうやっていくのかということが一  
大きなものになりました。しかしながら、予算編成というのは教育委員会から予算要求して、最  
終的に町長が決定されるというシステムがあるわけですけど、十二分に教育委員会の意見を聞  
いていただいているということは感じております。

元片山総務相の話聞く機会があったんですが、やはり教育委員会の形骸化ということで、教  
育長としての権限というのはあんたたち何もないじゃろというような話をされていました。しか  
し、抜け道があるんです。私も地教行法を見て、第29条を読んでここだなというのがありまし  
た。ちょっとその条文を紹介させていただきますが、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のう  
ち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべ  
き事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。」ですか  
ら、教育委員会の意見を首長に対して申し述べることはできるんです。抵抗することはできるん  
です。

今、同義的なところで信頼関係の中で予算編成をしていただいて、本当に教育施設に対して十  
分な予算をいただいているということは本当にうれしい限りでございます。

そういった中で、議員さんがおっしゃる事務のどちらが町長部局で条例をつくって持つのがい  
いのか、このまま教育委員会でやるべきか、いろいろ考えるところはございます。今の時代背景  
等を考えて町長部局と教育委員会の部局の垣根というものをそのまま残していくということがい  
いことか悪いことかといえば、私は決して残していくことがいいとは思いません。これからの新  
しいまちづくりに向けて、やはりそこは柔軟に対応していかなきゃいけないという考えも持って  
おります。これからの協議の中でどういう形が望ましいか、十分そこについては教育委員会、他  
に教育委員さんもおりますので一緒に考えて進めていきたいというふうに思っています。

次に、点検及び評価の件でございます。

これは法律改正があって平成20年度からこういったことをしなさいということが法律で義務づけられております。当時は総務課で行政評価といいますが、事務事業評価の制度がございましたから、そこに教育委員会の重要な事業、施策等を持ち上げて部外の行政評価委員に評価をいただいで、それを公表という形がありましたから、ある意味本町においては先取りをしていたということがありましたから、その時点では、平成20年度の時点では新しい制度の構築はしてありませんでした。しかし、その行政評価もさらに改善を図っていこうということで、評価制度そのものを一旦中止しておるといふ、公表するということについてですね。しかし、総合政策の中で、総合計画にもありますように事務事業の評価というものは、今、部内ではありますけれどもしております。ですから、こういったことで自己評価はしておると。さらには決算の認定の際に行政報告として議会にお示しをしております。この主要な成果というところで、教育委員会の事務事業について詳しく丁寧に申し述べておるといふ思いがございます。

そういったことが今、代替的な手段、方法といえはそういうことなんですけれど、でも、やはり法律で決められておるといふことでもありますので、事務局、次長、課長を含めていろいろ話をしていく中で準備を進めていこう、平成25年度から前年度のことにについてはやれるものならやっっていこうという思いでもございます。

しかし、13市においては全て実施をしております。やはり学校教育課、総務課、社会教育課、いろんな人員、スタッフがそろっておるといふ状況もありますし、我々平生町の教育委員会としては、学校教育課が庶務の仕事も兼務で抱えておるといふような、本当に小さい組織、スタッフの中でこれをやるとすれば膨大な事務量につながっていき、膨大な時間も必要ということもございいますので、できる範囲でということになるろうかと思っておりますけれど、そういったところで足がかりとなればということで、新年度に向けて動いていけるものなら動きたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 反論したいこともあるんですけど、前向きに捉えまして検討されるということですから、またこの方向を待ちたいと思っておりますのでよろしく。

ただ、2点ほどだけどうしてもですね。

まず、教育長さん、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第29条を例えに持ち出されておりましたが、確かにそれはできるんですけれども、このことは非常に混乱を起こす、例えば沖縄の教科書問題、このことに端を発しているんじゃないかという危険性があるんですね。これがあるからというような伝家の宝刀的に捉えていただくと、ターゲットは子供ですから、さまざまなトラブルを起こす可能性があるんで、そういう認識でこの第29条についてはお取り組みをお願いをしたいということ、私の意見としてまず1点目に申しておきます。

それと2点目なんですけれども、私、教育長さんは非常に尊敬しているんですが、今の御発言、

「赤信号みんなで渡れば怖くない」というふうな、市では全部やっているけれど町ではやっていないというような。ぜひ、非常に消極的な御意見はいかがか……。

町レベルでは平生町からやっていくんだというような御意見を実は期待していたんですけども、ぜひ教育長さんにはできると思いますので、応援をこの場でもさせていただくということで御発言をさせていただきますので、ぜひ山口県の町教育委員会で一番でこれに取り組んでいただくという約束を得られたと思いますので、その取り組みを期待しておりますので、1点目については以上で終わります。

2点目なんですけれども、2点目は平生町健康づくり計画（原案）についてということで、こちらのほうについても2点お尋ねをいたします。

この件については、ただいまパブリックコメント中ということで、当町においてはダウンロードをホームページのほうでもするようになっていきますのでさせていただいて、いろいろと読ませていただきました。ただ、県内でもいろいろと、名前は多少違うんですけども、健康づくり計画とか健康増進計画とか、もうパブリックコメントも終わった町も近隣ではございます。

その中でいろいろと見せていただいたんですけども、ぱっと表紙を開いて少し読んでいくと、いろいろな指標、先ほどのライフステージとかの指標とかで書いてあるんですけども、一番最初に不思議に思ったのは、まず総合計画の前期基本計画の指標と随分と差異があるなというふうに思ったんです。これは何でなのかなと。体系づけもちゃんとその健康づくり計画の中でされてはいるんですけども、その整合性は一体どうなんだろうかなということがありましたので、まず1点目についてそのことをお尋ねいたします。

それと、総合計画の基本構想の前期基本計画との時間の差異もあるもので、近隣の町では10年とか9年とかいろいろとやっていらっしゃるんですけど、その総合基本構想の総合計画との兼ね合いを重要視して、それにあわせていらっしゃるところもあります。当町の場合においては5年というふうに区切っていらっしゃいますけれど、それは何かメリットというか、重点施策としてこうしようというような思いがあったのかどうなのか。普通こういうものをやるときには、私自身だったら多分基本総合計画の期間にあわすんじゃないかなと、自分自身でやればですよ。というのが、その間でいろんな指標 国とか県の指標がいろいろ変わるもんですから、少し長めのスパンにしとかなないと、いちいちこういらっていかなきゃいけない作業も多少あるんじゃないかということで、そのように思うわけです。

先ほども最初に申し上げました整合性、前期の基本計画との指標の差異は、例えば国民健康保険の加入者の特定検診の受診率。これそれぞれ目標年度は違うんですけども、健康づくりの計画の目標値は平成29年、前期の計画は5年ですから平成27年ということになるんですけども、前期の基本計画、前倒しの平成27年のほうが高く、平成29年の後のほうが下がって

るんですよ。今申しあげました受診率なんかは、前期の基本計画では、平成27年は65%だったんですけども、そういう数値を上げて目標値とされているんですけども、健康づくり計画のほうでは60%というふうなことをうたわれているんですね。これ、いろいろ社会的要因でこうなっているのかどうなのかということは問題ですけども、一応前期基本計画との整合性はどうかと単純に、基本に思いましたので、まず前期基本計画の指標との差異がある理由と何で5年になったのか。それと全体的にこの平生町健康づくりの位置づけですよ。それらをちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

それと2点目なんですけれども、健康づくり計画ということでかなり数値が出てまいります。それとか運動とかライフステージなんか、指標の項目の中で、庁内の各課とか関係諸団体との協議は十分なされたのだろうかということです。目標に向かってどう具体化に行動を、アクションを起こさせていくか。個人の取り組みというのが、健康づくりの場合、非常に重要度を増していますので、そういったことで現在いろいろと国民運動とか県の運動とかさまざまな形でいろんな健康づくりに関する運動が展開されています。

例えば文部科学省では、教育長さんが先ほどよく言われるように「早寝・早起き・朝ごはん」国民運動を進めていらっしゃいます。これ、当町においても主体的に、実践者として教育長さんが常々こういう言葉を皆さん方に、啓蒙活動の一環として御披露されている、また、その取り組みも学校教育の場でされていると思います。

また、歯科医師会のほうでは「6024」「8020」「嚙ミング30」。「6024」というのはちょっと古いんですけど60歳になるまで24本の歯を持つということですね。「8020」とは80歳で20本の歯、「嚙ミング30」というのは1回30回食物を入れたらもうというような運動を、それぞれ厚生労働省と日本医師歯科医師会が協力してこういう運動を展開されていると思います。

また、「健康21」においても、一日の野菜の摂取量は成人で350グラムというような成人の野菜の摂取量、これも運動として展開をされているんですよ。

一方、当町に目を移しますと、平生町に目を移しますと高齢者の筋力トレーニングとか国保税の問題なんかは町民課でやっぱり関係されますよね。これ健康づくりの中に出てきます。言葉としても出てくるんですけども、ウォーキングコースとか遊び場というのは建設課とか教育委員会でも当然関連をしてくる問題だと思います。歩道の問題とかということになりますでしょうから。また、郷土料理という言葉も出ているんですけども、これはやっぱり地産地消ということになれば経済課の所管ではないかと思うんですね。当然体づくり、スポーツに関することといえば教育委員会。教育委員会においては法律の関係で準備ができなかったスポーツ基本計画ですか、それも策定をされてはいらっしゃいますけれども、そういったこととの整合性はどうか

ということで、ちょっと疑問に思いましたので、その2点についてお尋ねをいたします。

以上です。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を4時15分からといたします。

午後3時58分休憩

.....  
午後4時15分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） まず、平生町健康づくり計画（原案）について、この計画そのものをございますけれども、健康増進法にいう健康増進計画と食育基本法にもとづく食育推進計画を一体化して平生町健康づくり計画ということでの策定に今取り組んでいるところでございます。この計画は前段の趣旨、策定の趣旨のところでも説明しておりますように、家庭、地域、学校、職域が一体となった健康づくりの展開をするために、この計画案、計画を策定し疾病予防と健康増進、食育推進に関する取り組みを計画的かつ継続的に進めていきます。計画期間は平成25年度から平成29年度までの5年間ということで策定を進めてまいりました。

議員御指摘のように、総合計画の基本目標数値と違うではないかと。前期の基本計画との整合性ということで御指摘をいただいております。これ、やっぱりそのとおりで計画策定のこの時期によって、いろんな計画があるわけですが、全部じゃあ町の総合計画の期間と整合性をもって全部図られるか。図られれば一番いいんでしょうけれど、なかなかそうもっておりません。今回の場合も今申し上げましたように、これが平成25年度から平成29年度ということでございまして、総合計画のほうは前期が平成27年度までの計画、ここでやっぱり2年間のずれが生じております。ただ、総合計画におきまして数値を、目標設定をいたしておりますけれども、これは新たに今回の総合計画で取り入れて、できるだけ数値目標をやって具体的にわかりやすい目標にしてみんなで取り組んでいこうと。こういう数値目標を設定をしていく取り組みを今回やりました。

したがって、基本的な考え方なり理念なりはその計画のとおりであります。具体的な数値目標については、場合によっては、情勢あるいは国・県の状況も変化をする。情勢の変化に対応して、場合によっては変化もあり得るということで、今基本的には前期計画、後期計画、5年、5年、場合によってはまたそれから実施計画をつくって、この辺の見直しをやりながら行政にこの10年間計画を固定するというのは、それはそれで一つの目標としてはいいんですが、やっぱり現実により近づけていこうと。その中でできるだけ目標数値を追求していこうという取り組みでありますから、そういった意味では、今回の、今御指摘いただきましたように受診率も最初は

65%であったのが60%に落ちてきておるということでございます。受診率も、今現実には御承知のように大変低い状況で推移をしております。できるだけ高く設定を、高い受診率を目指していくんですが、より現実を踏まえた形の数値というふうに御理解をいただければありがたいと思っております。

こういう計画が出てきたり、あるいはまた国や県の計画なり数値目標が変わったりこの辺もありますんで、この辺は我々としても、いやうちはこれでいきますよというのも一つの方法かもしれませんが、できるだけ実態を踏まえたら、がんの検診率なんかもそうなんです、最初は50%の目標でしたが、これ40%ぐらいに落ちてきておりますが、その辺もより現実、実態に見合った形で目標設定をさせていただくというふうに我々も整理をしていきたいというふうに考えておるところです。

それから、各庁内、あるいは関係団体の協議についてはどうか。

御指摘をいただきましたように、それぞれの関連する課がかかわって庁内でもきます。一応これはこういう計画ですから、課長会議でこの計画の策定の必要性、あるいはアンケート調査の結果とか状況の推移等について課長会議で報告をしながら、協議をしながら進めてきました。したがって、そこら辺は一応それぞれ各課にかかわる部分については御認識をいただいておりますというふうに受けとめております。

ただ、言葉として今御指摘をいただきましたけれども、「6024」「8020」「嚙ミング30」「一日の野菜摂取量」「早寝・早起き・朝ごはん」等々については、計画の中ではよりわかりやすい言葉で示させていただいておりますというふうに思います。この野菜等についても、「もっと野菜料理をとろう」と、「毎日プラス1皿」というような形。それから、「毎日朝食を食べよう（早寝・早起き・朝ごはんの実践）」と、さらに嚙ミング30等に関連しては「よくかんで食べましょう」というような形で歯と口の健康のところでも示させていただいて、言葉としてわかりやすい言葉にして中身には一応触れておりますんで、御指摘のことも含めて計画に盛り込んでおるというふうに御理解をいただければありがたいと思います。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） それでは、再質問させていただきます。

情勢が変わればってというようなお話ですね、指標、それはそうだろうと。だから、そういう途中経緯を、きちんと情報を住民の皆さん方と共有するなり、そういうことは私は言いたいですよ。変わるの、それは当然私もあり得る話だろうと思います。ただそれが行政側の言いわけとして、より現実に近づけていこうとする。ただ、それまでの過程、結果としてなりものがあるわけですから、これはこうなりましたというのが、いわゆる今までに抜けていた行政の情報の発信じゃないかと思うんですよね。それは、4月から施行されるまちづくり条例においても、住民

との情報の共有というのはいったってあるわけですから、やはりそういうスタンスは町長さん、変えられないと、今からですね。行政の言いわけだけで目標に近づけていこうと、そういうことをまたパブリックコメントのとき、私だけが多分気づいたんじゃないくて、パブリックコメントでいろんなことを、この資料を見られた人、多分私1人だけじゃないと思うんですよ。私は代表して多分、私が思っているようなことは多分どなたも思っていらっしゃるんじゃないかという気持ちです。

今後についてこういう時の情勢によっていろいろと変わるというのは当然なことですから、今一度、今後こういったものに関連したときにどういうふうな説明、それはまちづくり条例の理念にも書いてあるわけですから、仕法については今一度お尋ねを。住民の皆さん方と情報を共有すると、決意のほどをお尋ねをしておきます。

それと、いろんな運動について。

運動をよりわかりやすい言葉でと言われたんです。文章にして、そのことはパブリックコメントのときに通じないですよ。その辺のところもパブリックコメントの非常に大きな問題点だろうと思いますので、そのことを肝にできれば銘じていただいて、町長さん、情報の共有のあり方について、わかりやすい言葉というふうな御答弁がございましたので、じゃあどうなのかと。

2ページを見ると、計画の位置づけというのは図示しかしていないんですね。これ、とる人によっては一体何だろうかというふうに、やっぱり言葉が添えてないですからね。わかりやすい言葉でやられたという一方で、この計画の位置づけというのは図しか描いていない。これというのは果たして、ちょっと私ぱっと見た感じ矛盾しているんじゃないかなというふうに今思ったんですけれども、どうなのか。そのことについて再度お尋ねをさせていただきます。

以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 御指摘のように、やっぱり丁寧な説明が必要だというふうに受けとめております。これからいろんな計画づくりもやりますから、パブリックコメントなんかを求めるときには、特にいろいろこういうそれぞれの計画があって、こういう計画を目指す。その場合に従来のあれと変わった点はこういうことですよ。そういう情勢変化を踏まえてこういうことで皆さんの御意見を求めますというようなことで、丁寧に説明をしてパブリックコメントを求めるように。これはこれだけじゃありませんで、これからの各課でやるときの一つの指針にさせていただくように指示をしてみたいと思います。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 新たな決意を町長さんにいただいたということで、次の質問に移ります。

3 問目は町の情報発信についてということで質問をさせていただきます。

特に町で発信しているホームページの充実をすべきじゃないかということで。と申しますのも、この4月からまちづくり条例がよいよ施行されるということで、まちづくり条例の中の解説というところではいろいろと、まちづくりに関する重要な政策及び計画並びに条例の立案、実施、評価、それぞれの過程において住民に対しわかりやすく情報を提供しますということ。

ホームページはインターネットを通じた町の発信の重要なツール、先ほども総務課長さんのほうで少しそれに触れられたお答えがあったと思うんですけども、ただ一方で、そういうツールを持っていないとその情報を見ることができないということ。それと、発信側によってはその情報は削除とか書きかえ等ができるわけですね。紙面と違って一旦載せたものをアップロードとかということで書きかえとか、そういったことの可能性がありますね。それと、一方ではいわゆるハッカーの問題等もありますね。ハッカーの問題については、いろいろとこの議会でもどうするんか、対策、ハッカー、ウイルス対策ですね、そういったものをどうするんかというのはお話し前からあったと思うんですけども。

これらのことに関して、ホームページの位置づけというんですかね、行政の発信として先ほど広報紙のお話が出ましたけれども、広報紙というのは課長さん方で広報公聴審議会ですか、それなるものを設置されているいろいろと評価なり点検なりをされているんですけども。果たしてこのホームページがそれに当たるのかどうなのか。情報の発信のツールとして、そういう非常に有効な手段として、町独自の発信ツールとして、どのように行政の中で位置づけられているかというのをいろいろと見ていくと、何も決まっていないうんじゃないか、ルールですね、いわゆる。

例えばこれに付随する、今のところは問題は出ていないですけども、差し向き広告条例とか、情報公開条例とか非常に密接な関係が出てきていると思うんですけども、そういったホームページの位置づけ、これについて今どのように検討されているか。

また、先ほどの健康条例のことに関してなんですけど、ある自治体では意見の募集がメールだけになっていたんですね。平生町の場合はメールもやるし、文書等でやるというようなことで、両方補完しあってなるべく広く意見を拾うですね、非常に評価できるんですけども、ただ今後そういうインターネットの整備、ツール等の整備ができると、メールだけにやるほうが結局郵便の手間、また郵送料等の問題も絡んでですね、非常にそのときに発信、非常に有利なツールだとは思うんですけども、そういったことも見越してどういう位置づけになっているのかということをお尋ねをさせていただきます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁をさせます。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまの御質問でございますが、まちづくり条例の6条でございます、わかりやすい情報を提供をするという内容について、まちづくり条例の解釈といえますか、説明書きについては、それぞれお配りもさせていただいておるところでございますが、政策等の内容については、例えば主なものとしたら、町の総合計画とか、あと福祉計画とか行革大綱とかいろいろなそういった施策の主なものについては、当然町の責務として情報を提供するということが基本的なものでございます。

今ございました広報の審議会はちゃんとした条例で整備されておるが、ホームページについてはどうかというような内容であったと思います。基本的には、ホームページについては、大きな変更がない場合は各担当のほうでそれぞれ責任をもって課長決裁、また重要なものは町長決裁を受けたものをホームページに載せておるといったような状況でございます。いろいろな今後の体制については、ちょっとやっぱりホームページについても先ほど言われたようにいろいろなやはり位置づけ、ホームページとしての位置づけは考えていく必要があるかなと思っておりますが、ただ、広報においても審議会というのがございますので、もしできればそういった同じような、広報でございますがホームページも含めてそういったことで対応もしていけたらなと思っております。

それと、いろいろなホームページの対応の取り組みもあるんですが、平生町としてはIT推進委員会という、これは役場の中での組織を、各課で委員を選出して、それが会議を設けております。その中で今言われたようなハッカーの問題とかホームページのレイアウトの問題とかそういった協議は、これは毎回させていただいておりますので、そういった内容のレイアウトなり、いろんなウイルスとかハッカーの対応については、役場の中で共有して対応をしておるような状況ではございます。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） これをもって、一般質問を終了いたします。

議長（福田 洋明君） これより、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 町長と教育長に1つずつ質問をさせていただきたいと思っております。

協働のまちづくりフォーラムのお話があったと思うんですけども、協働のまちづくり、この集まり、あえて集まりと言わせてもらいますけれども、本当に非常によかったと思っております。参加者の方はよくいろんなところで見の方が多くて、さらにより強い思いをもって帰られたんじゃないかなと思っております。

何であえて集まりと言わせてもらったかと言うと、フォーラムですね、今回ののは、その中に

パネルディスカッションもありました。フォーラムというのはかたい意味で言えば討論会、平たく言えば意見交換会とか、パネルディスカッションなんかは、特にもう討論会という意味合いだと思うんですけども、僕の誤解じゃったら済みません。報告の中に、200名の参加があって盛会裏に終えた、そういうお話だったと思うんですけど、討論があったでしょうかね。僕は討論があったように思わなかったんですけど、町長の報告の中に、町長のほうからも参加者の皆さんにこれからのまちづくりが示せた、お話ができたというふうな内容の言葉があったと思うんですけど、坂本先生がメインになって進められたということで、僕今回のフォーラムはディスカッションではなく、講義だったんじゃないかと思うんです。講義というのは大学等々で行われる先生がまとめられたノート、資料に従って読み上げていくというものだと思うんです。名前、その呼び方、それは解釈の違いですと言われたらそうなんですけれど、結構目新しい人も多くて、若い方も結構参加されていたと思うんです。その方らと終わってお話をさせてもらったのに、討論なかったよねというのがやっぱり出たんですよ。やっぱり、ここにフォーラムとかパネルディスカッションという名前がなければ参加せんかったかもしれんちゅうようなことも言いよっちゃったんです。だから、言葉の違いじゃけと言われればそうですけれど、やっぱりこれを目的に、平生町をようしようと思って集まる人が多いですから、その辺をもうちょっと考えちゃったほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、実際趣旨はどうだったのか。本当にフォーラム、パネルディスカッション、討論の場として開催されたのか。それとも連絡会、参加者の人がいろんなことを知ってもらうという意味じゃあ成功だったと思うんですけども、その実際の趣旨とか意味、開催意義、目的が何だったのかというのを聞きたいと思います。

あと、教育長ですけども、冒頭に破壊行為、落書き等のお話があったと思うんですけど、お昼から逮捕の報告が、一報があったというお話もありました。その逮捕されたということで一安心したなという思いもあるんですけど、もう非常に残念だなという思いもあるんですよ。やっぱり町内の若者が起こしてしまった事実として、今は容疑ではあるでしょうけれども、実際逮捕という形になったということは残念ですけど、安心したちゅうのは、もうああよかった、よかった言うんじやのうて、彼らがもう繰り返さんでええなと、次のことを彼らはせんで済むと思って一安心だなと思ったんです。

これも教育長を初め担当の課長さん、学校関係者、地域の方、あと警察の方の連携があってこそだと思うんです。その連携の報告があったと思うんですよ。防止策としてチェーンをつけたりだとか、パトロールを皆さんでやられたりとか。それがあとの一般質問の中の答弁であったと思うんですけど、健全育成の観点から行われたものであるですよという質問なんです。非行防止、学校の場合、生徒児童の教育の場合、そこを非行の現場にするか、それとも健全育成の場にするか。本当に考え方の違いで大して変わらんって言われたらそうかもしれんのですけれど、質問

は健全育成の観点からこういうことをされたんでしょうかということです。

ここから先はいけんかったらとめてください。

ガラスが割られた以降、たくさんの大人の方から僕「あれは生徒じゃろうが」という話をようされたんです、いろんな方から、いろんな立場の方から。その方は本当に知らんと思うんですよ、生徒のことを。その後すぐ運動会があったですよ。議員の皆さんもいろんな地域の方も行かれたと思うんですけど、あの生徒の一生懸命な姿を見て、最後に閉会式のときの子供たちの姿、校長先生の言葉とか聞いて、本当に知っていればそんな疑いを持つことはない、僕は勝手に思うちょるかもしれんです、ないと思うんです。まずはやっぱり大人が信じることから始めるべきだと思うんです。それこそが、お話にもあります信頼関係、健全育成の観点からということだと思うんです。

容疑なんで、まだ確定はしてないでしょうけど、犯罪ですし、それは償わないといけないと思います。それが社会のルールでもありますし、でも夜の夜中に若い者が町内ぐるぐる回って、あれはすごい決意が要ると思うんですよ、ああいう破壊行為をするというのは、まあ、ええ決意じゃないですけど。そのパワーというのはすごいもんがあると思うんですよ。彼らは交通手段どうかかわからんですけど、夜間町内をぐるぐる回りながらちゅうことを考えたら、彼らの更生も必要だと思います。それが終わった段階で彼らの力を町のために、地域のために生かせんかなど。夜間に町内を回るのが得意なんですよ、夜間のパトロールを任せたらどうですか。僕らも優秀な生徒、当時生徒じゃなかったですから、もう多分そうだと思うんですけど、彼らは縦の社会をよう知っちょるんです。やんちゃな子らは縦の社会をよう知っちょるんです。ほで、学校が大好きなんです。ほで、地元が大好きなんです。彼らの活動の場をつくってあげるちゅうことが大切なんじゃないかなと思うんです。その辺について、もし御意見があればお聞かせください。  
議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 協働のまちづくりフォーラムについてのお尋ねでございますが、午前中も報告をいたしましたように、昨年の12月に御議決をいただきました、参加と協働のまちづくり条例をこれからいよいよ具現化していくと。そのひとつのまず第一歩としてフォーラムを開催をして、住民の皆さんと一緒にこのまちづくりに向けて気持ちをできるだけあわせていこうと。こういう趣旨でこの会を開催させていただきました。いろいろせっかくの休みでありましたけれども、たくさんの皆さんが御出席をいただきまして熱心に参加をいただいた。まず、参加をすることの必要性という意味ではまずまずだったと思います。ただ、会の持ち方として、これは時間も含めてそうなんです、もう最後は12時を回っておりまして、パネルディスカッションというのはやると、我々も経験が何度かありますが、どうしても「一人3分ずつぐらい」とこうやっても、やっぱり5分、10分になるんですね。そうしてコーディネーターのほうはどうやってこれ

をまとめようかと。もうそっちはっきり意識がいくと。本当はそれぞれがそれぞれ問題提起をしながら、お互いに議論をしながら、それで最後にはフロアからまた意見を求めたり、本当はそういう形で開催をされるということなんです、今回は初めての取り組みで会の進め方の時間配分のあり方も含めて検討する余地はあったと思いますが、せっかく皆さんこうして来られて一定の成果はあったというふうに受けとめておまして、いい意味でこれをまた教訓に、今度やるときはしっかりそこら辺は生かしていけるようにしていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 3人が逮捕されたという報告をさせていただきましたけど、それ以上の内容について私のところに情報が入っているわけではございません。年齢、住所、そういったものも確かな情報としてつかんでおりませんから、何ともコメントしにくいところがございますが、12月議会で外灯のお願いもしました。チェーンも設置をしました。これはやはり学校という施設そのものが健全育成の場である。やはり子供たちにとって、大人たちにとってもそうなんですけど、聖域の場所と言ってもいいんじゃないかなというふうに思います。ですから、あくまで非行の場になってはいけません。その区別をするためにチェーンも設置をしたという考えであります。

警察と学校、我々の立場というのは全く違いますから、警察は警察、我々は我々の立場で対応をしてきたということでございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第1号平成24年度平生町一般会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 28ページの一番下ですね。中学校費、普通教室棟耐震補強事業を今回されますが、これが議案として可決されて来年度やった場合、中学校の施設の何%が耐震化を完了することになりますか。

議長（福田 洋明君） 福本教育次長。

教育次長兼学校教育課長（福本 達弥君） ただいまの御質問でございますけれども、中学校の施設の耐震化というよりも町内全体の3校の建物が全部で14棟ございます。今現在、平成24年度で14棟のうちの9棟が今耐震化終了、または昭和57年後の建物ということですね、64.3%今年度末ということになります。今回補正を上げております平生中の普通教室棟が完

成すれば、平成25年度末に完成すれば耐震化は14分の10ということで71.4%ということになります。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号平成24年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号平成24年度平生町下水道事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、平成25年度予算の質疑を行います。

一般会計につきましては、全般とし、歳入は一括、歳出は款ごとに質疑を行い、特別会計につきましては会計ごとに質疑を行います。

まず、議案第7号平成25年度平生町一般会計予算について質疑を行います。

一般会計予算全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入について質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 随分迷ったんですがね。町債の際に町長の提案理由の説明の中で一般財源の不足により町債の発行額がふえたという旨の発言がありましたが、いろいろと短い時間で説明されるから言葉足らずもあろうかとも思いますが、これではずっと永年に残る記録でもございますし、誰かよく理解しない者が聞くとお金が足りんから借金をしたのかというぐあいにも聞こえたりもしますんで、ちょっと十分な補足も要るんじゃないかと思えますから、お考えを聞いておきたいと思えます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総合政策課長から答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それではお答えいたしたいと思えます。

歳入予算の中の町債についてでございます。

平成25年度の当初予算では5億1,080万円を計上いたしております、前年度に比べて9,060万円ふえております。冒頭の町長の提案説明の中で一般財源が不足するために町債の発行をふやしたと、そういう説明を申し上げました。この町債につきましては、臨時財政対策債につきましては、いわゆる本来は交付税でもらえるべきものを地方が肩がわりして、借金をして財源措置をするというものでございますが、それは別として、いわゆる35ページから36ページにありますように、防災行政無線から始まってそれぞれ一般建設事業に対しての財源として起債を予定いたしております。

まず、起債を起こす流れといたしましては、通常は、まず事業が補助事業としてメニューがないかどうか、まずそこを確認いたします。その場合補助メニューがあればまず補助事業として申請をし、その補助事業として採択されればその補助金を差し引いた残り、いわゆる補助裏に起債が充当できるかどうかをまず精査いたします。一方、補助事業としてのメニューがない場合には通常単独事業として行います。その単独事業の中にもいわゆる適債事業、起債を起こすことができるそういう事業をまず精査いたします。その場合に、通常の適債事業に該当する場合に財政担当といたしましては、有利な財源措置、通称交付税措置がある起債です。そういうものをまず選んでまいります。その交付税措置といいますのは、交付税を計算する場合に、基準財政需要額の中に起債を起こした元利償還金がプラスで算入されます。そういう、まず有利な制度があるものをまず選んでまいります。それを順番にとっていって同じ適債事業でもそういう交付税措置がないものがございます。そちらにつきましては、近年は実際借り入れを起こしてはおりませんが、このたびの場合はやはり特に耐震化等を進める必要がありますので、そういう交付税措置がない、いわゆる見返りのない適債事業におきまして起債を起こし、財源手当てをしたという状況でござ

ざいます。

今回そういう一般財源が不足というすごい、大変ストレートな表現になりましたが、結果としてそういうふうな言葉になったわけですが、補助事業から単独事業、交付税措置があるなし、そういう流れでもって精査をして、このたびの起債を、町債を計上しているということでございます。表現につきましては、確かに言葉足らずの点はあったのではないかという気はいたしております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 私は言葉足らずを責めるわけではないです。いわゆる後世に残る本会議での提案理由の説明ですから、いろいろこの財政が厳しい時期にいろんな努力をして一般財源を少ない中で事業をふやすために最大限知恵を使った結果、起債発行額がふえたと。こういう説明なら納得できるんですけど、そのような説明だと。事業を進めるに当たっての起債の扱いは、今、総合政策課長のとおりでと思いますし、常日ごろそのことについて努力もしておると思いますから、せっかくその努力をしたことがこの表現でいくんじゃちょっと残念だなと思いましたから。まあ、老婆心で質問したととってください。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

午後4時55分休憩

午後4時56分再開

議長（福田 洋明君） それでは、再開いたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、歳出について質疑を行います。

議会費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、総務費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費について質疑はありませんか。 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 59ページの社会福祉総務費ですが、これの国保への繰出金です。

これは平成24年度に比べて相当な減額になっております。これは国保会計の絡みもございますけど、どういう理由でこの減額になったのかを、お伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 中本町民課長。

町民課長（中本 羊次君） 御質問にお答えしたいと思います。

今の御質問は基準超過費用が平成24年度は1,500万円ほど予算組みされていたと思うんですけど、この基準超過費用はいわば医療費が高い市町村に対するペナルティーでありまして、平生町は平成22年度に初めて医療費が著しく高額として国の指定を受けております。指定を受けますと、安定化計画の策定が義務づけられ、その中で医療費の抑制、適正化等を掲げ改善に努めなければならないこととなっております。しかし、残念ながら指定を受けた平成22年度の実績給付費は特別事情分を控除いたしましても国の基準額を超えておりました。その超えた額が基準超過費用でございます。通常の国庫負担の対象外となるため医療費が確定する翌々年度の平成24年度にペナルティーとして地方が負担することとなっておりますので、そのため平成24年度に予算措置をさせていただいたものでございます。

なお、現在この制度は平成22年度の改正法で廃止となっており、平生町が指定を受けたのが経過措置として継続する最後の年でありましたので、今後はございません。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 58ページ、いわゆる移動支援の事業について説明がございましたが、この事業をちょっと今まで聞いたこともございませんし、どういう事業でやっていかれるんですか。

議長（福田 洋明君） 弘中健康福祉課長。

健康福祉課長（弘中 賢治君） それでは、佐賀地区移送サービスの内容について御説明をいたします。

予算的には車両の購入費等を計上させていただいております。内容につきましては佐賀地区の中山間地域では特に高齢化が進んできており、公共交通機関からも離れていることから、通院や買い物などの日常生活で不便を感じているという御意見が3年前の地域福祉計画策定時の住民座談会で、そのような御意見がございました。このような地域課題を解決するため、地域主体による地域の实情に沿った移動手段の取り組みを支援することで、地域コミュニティの醸成や安心して暮らせる地域づくりの取り組みにつながってくるものと思っております。

本事業は佐賀地区を対象に実証試験を実施する予定にいたしております。この事業の取り組みの根拠となる計画につきましては、第四次の総合計画では安心して暮らせるまちづくり、地域福祉計画では移動手段の確保、それから総合政策のほうで策定されました生活交通活性化計画では

それぞれ地区の実情に応じた移動手段の確保を目指した生活交通の実現とそれぞれ計画に位置づけができています。運営主体につきましては、これまで佐賀地区福祉の輪づくり運動推進委員会といろいろ話し合い、協議等もしてきております。実施時期につきましては、体制が整うまで少し時間がかかりますので、現時点では10月ごろを予定しております。

今後におきまして、アンケート調査を実施して、実際に利用を希望される方がどのくらいいるのか、また運転ボランティアの募集、運輸局への登録、そういった手続き的なものもでございます。最終的に対象地域をどの範囲にするのか。また、移動範囲をどこまでにするのか。利用者負担を幾らにするのか。これまで運営主体の皆様と協議はしてきておりますけど、現時点では未確定な部分がございます。こういった予算措置ができれば運営方法を固めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 事業としては大変、時代の要請に応えるいい事業だと思いますし、特に地域福祉計画や生活の交通体系の調査等、自分の頭で考えた結果の政策が実現されるということは、大変高く評価もしたいと思いますが、今、ほかの地区との関係もございますから、慎重によく協議もされ、この事業が実証とはいえ、うまくいくことを念願をしております。

以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、労働費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、農林水産業費について質疑はありませんか。河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 3点ほどお尋ねします。

80ページ、3番農業振興費のところでは財源内訳があるですね、国県支出金というのがたくさんあるんですけど、これがいう、先ほど平岡議員の言葉をかりれば、財政が厳しい中、最大限の知恵を絞った結果だと思うんですけど、そうなのかどうか。歳入のところからでいくと、やまぐち集落営農生産拡大事業、これ1,020万5,000円ですけど、一般財源が74万

5,000円で済んじゃるんですね。青年就農給付金というのが150万円。これは知恵を絞り出して引っ張ってきていただいたんか、それとも普通に県のほうから、これありますからこれやっってくださいよと言われたものなのか。実際に努力をされてこういう予算計上になったのか、ちょっと説明していただければ助かります。

2点目、83ページの8番ひらおハートピアセンター運営費の15番工事請負費の水道接続、これは現状どうあるものをどういうふうにされるのかというのと。

85ページ、林業総務費の8番の報償費から下のほうです。緊急鳥獣対策、13番委託料の有害鳥獣、18番のこれも有害獣捕獲機材、19番の補助金の下の3つですね。今、有害鳥獣の被害、本当に町内だけじゃなくて県、日本全体が大変な被害を受けちよるんですけど、ちょっとたくさんあり過ぎていろいろ混同してしまうので、今まであったものとなかったものがあるのか。それと、増減があったのか。今後どういうふうにしていくための来年度の予算計上なのか。説明していただくと助かります。

議長（福田 洋明君） 岩見経済課長。

経済課長（岩見 求嗣君） ちょっと急にたくさんございますので。

まず、歳入の部分の青年就農給付金……（発言する者あり）

まず、集落営農拡大ということで、国庫支出金が946万円ほどということでございます。これは県費の補助金がこちらでございます74万5,000円ほどが各市町2市2町でございますが、これが均等割で設けるものです。けさほど冒頭で町長のほうから御説明がございましたとおり、平生町には宇佐木に倉庫がございまして、これを改修いたします。それで平生町にございますので県費が平生町に入っております。そして町費を足したのもをもって歳出で出していくわけでございます、実質の歳出額、町の持ち出し額は74万5,000円でございます。これは全体事業費の中の10%に値しております。

そして、青年就農給付金、これは100%国庫の補助金が入ってきます。それを受けて歳出で150万円ほど新規就農者の方にお渡しするものでございます。

続いて、ひらおハートピアセンターの件でございます。

ひらおハートピアセンターにおきましては、現在は大星山頂上にあります打ち抜きの井戸から下ってまいりまして受水をしております。これが今年度飲料水供給施設におきまして、田布施・平生水道企業団に統廃合の形を、受け入れ態勢を整えるべく、その地区において拡張工事がなされます。したがって、このハートピアセンターも同様でございます。受水をしたいというふうに思いまして33万円ほどが工事費ですが、これで受け入れの態勢をとるということでございます。内容としては、ソケットとかバルブとかそうしたいろいろなものを使っての工事概要でございます。

続きまして、有害鳥獣対策でございます。

これは、負担金補助及び交付金のところでございますが、まずいろいろとたくさん取り組みをしておりますが、原則は住民の方、特に農業者の方で、防護が原則ということでございますので、有害鳥獣の電気柵とかそうしたもので防護をしてもらおうと。これは上限2万円ということで補助を今いたしております。在来的に言いますと、近年水田が大変多くございますので、平均で大体7万円ぐらいが施工費ではなかろうかというふうに思います。大体多いところで7万円程度だろうと思ってます。そのうちの補助を2万円ほど上限をするという事業でございます。内訳としては2万円掛ける件数が基本でございます。

続きまして、わな猟の資格の補助でございますが、今年を基本に算定をいたしておりますが、わな猟の免許取得補助金は県も補助をしていただいております、新規取得の場合でございます。それで、県が2万円補助をされております。ただ、新年度においてはまだ県の枠が決まりませんが、これは確定し次第ということになると思っておりますが、町としましては全体経費の中から県の補助分、それから町としては県の手数料とか、これは県がみませんからそういうふうな手数料部分等を勘案しまして、お一人分8,600円ほどを助成するものでございます。したがって、免許取得に関する費用としては、大体個人の持ち出しとしましては、狩猟税の8,300円と写真なんかを手帳に張るんですが、その費用ぐらい約1万円まではいかないと思っておりますが、それぐらいが個人の持ち出しではなかろうかというふうに思っています。なお、狩猟税につきましては県と国が徴収する税でございます。

鳥獣対策地域活動支援事業というのをやっております。この鳥獣対策地域活動というのは今全体で25名の方が地域捕獲を取り組んでおいででございます。この方に対して補助を、1年目の方は資格を取られますが、2年目以降になりますと補助金がでませんが、2年目以降の方について補助金を差上げたいということで手厚くするものでございます。お一人当たり1万1,450円掛け一応26名分組んではおります。これはどういうことかと申しますと、またこれも同様ですが狩猟税が持ち出しぐらいになるかと、個人の持ち出しになるかと思っております。それ以外のものにつきましては、町のほうで助成していこうというものでございます。

有害鳥獣捕獲報奨金でございます。今年度、現在、イノシシが36頭か37頭どちらかだったと思うんですが、捕獲をしております。イノシシについては1頭当たり、今年度からですけどもイノシシは1万円でございます。それからアナグマが1頭当たり2,000円、タヌキが1頭当たり2,000円ということで地域活動で捕獲をされた方に対して報奨金として差上げておるものでございます。ここにありますものにつきましては、年に1回ほど事務手続きの説明会をしておりますが、そのときに必ず町長が出席しまして、この25名の方から町のほうに対してさまざまな要望が出ております。そうした要望を聞き入れられて計上がされておるものでござい

す。

よろしゅうございましょうか。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、商工費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、土木費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、消防費について質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 済いません、ちょっとお尋ねするんですけど、消防費で団員にいろいろ手当てがありますよね、年間の。極端に言うたら、団員とその上と10倍ぐらいの差があるんですよね。団員それぞれ恐らくいろんな保険に入っとると思うんですよ。だから極端に言うたら、この差が何でこんなに開いているのか。それとも全体の金で、ある程度団員にもプラスアルファができるのか、ちょっとそこをお聞きしたいんですけど。ほで、各、周りの市町村に聞いたらわかりかしこれが詰まっとるんですね。団員とああいう報酬は。だから、そのところ最終的に団員が1万円で、10万円ちょっとで、10倍ぐらいの差があるからそういう考えで、ずっとこういう考えでいくんか、そして極端に言うたら、団員に対して消防団員やったら恐らく保険は掛けておるんですよ、いろいろな、個人的に。ほで、それが恐らく自分で持ち出しちゅう格好でしょう。だから、そういう改善策をやられるのか、もうこのままいくのか、ちょっと一言でいいですのでお願いします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 今の100ページの報酬のところでございますが、基本的にはここに表記してありますとおり、団長以下それぞれの報酬のものでございます。この内容については、いろいろな御意見もあると思いますが、やはり団長以下それぞれ役職について、定めを規定しておるものでございます。基本的には、これプラス下の団員出務、これが一番出動、火災時のいざのときの出務等々もございしますが、今の現状ではこの内容で推移をしておるといことで、この辺はまたいろいろと議論の余地があるかもわかりませんが、現在のところこれで対応しておる状況でございます。

それと、保険につきましても、今申されましたとおり、個々に出していただくところで、いま

のところ各自の保険については個人のもので出していただいております。今の公務災害補償じゃなくて個人で、今言われたのは多分全国の消防団員の保険に入っておられる、その内容だと思います。それについては個々で出していただいていると。ちょっと今失礼いたしました。言い方を間違いましたけれど、各自の保険については個々で出していただいているというのが今の現状でございます。

以上でございます。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 要するに、今、保険は各自で、個々で出しているちゅうこと。いろいろ聞いたけれど、火災保険いろいろそういうのを全国のあれで入っているんですね。それは極端に言うたら、個人で入った場合にダブって出るのかな。そういうのもきちっと調べて、そういうのはそういう団員に一応説明してもらったら。恐らく団員さんも自分で個人的に火災保険入っていると思うんですよ、個人的に。昔やないけど、今の状態やったら、火災で自分の火災太りか、ああいうことできんように保険によっちゃあ出ん保険もあるんですよ、1つしか。だから、そういうのをちょっと考慮してください。最終的に僕はただ思ったのは、これに防災会議委員どうじゃこうじゃ書かれていますけれども、これが1万5,000円ぐらいですよ。それで消防団員よりやっぱりちょっと多いなという考えで。だから、これはこれで決まりでもそれはいいですけど、平生町の周りの市町村も1回そういうふうには検討して、調査するちゅうことをよろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 答弁要りますか。

議員（3番 久保 俊一君） いいです。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、教育費について質疑はありませんか。河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 103ページの報酬、スクールソーシャルワーカー。先ほど一般質問の中でもありましたけれども、ちょっと内容をもうちょっと詳しく教えていただいたら助かります。

あと、115ページの一番下、委託料、神花山古墳円筒埴輪修復。これは今どういう状況でそれをどういうふうに修復されるのかと、土手町南蛮樋門木材炭素年代測定、これをされてその結果をどう使うというか、どう利用、活用されるのか。それから何か目的があるのか、お願いします。

議長（福田 洋明君） 福本教育次長。

教育次長兼学校教育課長（福本 達弥君） 失礼します。

スクールソーシャルワーカーについてでございますけれども、これはSSWとっておりますけれども、課題のある家庭へ適切な支援に資するために、小中学校において問題行動対策を推進する専門的な相談を行うということでございます。平成24年度までは県が設置しております、市町の要請に対して派遣をしていただくということでやっておりましたけれども、平成25年度からは市町の事業としての取り組み、市町で設置するということになります。

スクールソーシャルワーカーというのは学校を拠点にしまして、例えば不登校の家庭とか家庭内暴力とかそういった課題の抱える家庭、子供に対して主に福祉的な視点から解決を図る。家庭と学校、地域の橋渡しをする。また外部機関 行政やら病院やら、そういった外部機関同士のつなぎ役を果たす。こういった役割をするものでございます。具体的に言いますと、学校や教育機関での面接や家庭訪問をしたり、問題解決への取り組み、それからさらに具体的に言えば家庭環境等の理解をするということで、児童生徒と直接面接したり家庭訪問を行う。また、保護者に対する支援、相談、情報提供。また学校の中にも直接入っていきまして生徒指導体制への支援、例えば学校の会議にも出席したり、そういった活動をするものでございます。そういったことで一日5時間、週1日、年間35週ということで76万9,000円の予算計上をさせていただいております。

議長（福田 洋明君） 小島社会教育課長。

社会教育課長（小島 康司君） 初め、まず1点目の神花山古墳円筒埴輪の修復ですけれども、今、埴輪が18基ありまして、そのうち4基が壊れております。この4基は埴輪の中にツツジが入って大きくなり破損しておりますので、これを新たに作成をいたします。

それと2点目の土手町南蛮樋の木材の年代の調査ですけど、土手町南蛮樋の敷石の下に木材がありまして、その年代が土手町南蛮樋の築造がもともとは平生開作の時代ではないかと推定されておりますけど、大正時代に大改修をされたという情報もありますので、実際にこの木材が平生開作の時代か、大正時代であるかという年代を測定いたしまして、これを今後は保存をしていきたいと思っておりますので、現在3月5日午前中に八海のため池に7本ほど木材を入れました。池の中に入れておかないと、空気に当たりますと腐食いたしますので、風化をいたしますので、今、池のほうに移させていただいております。これを今後活用していきたいと考えております。

以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 今のスクールソーシャルワーカー。一日5時間で週に1回というかいうお話がございましたけれども、これはどういった方がいらっしゃるんですか。例えばこの辺共同で雇っていらっしゃるような方なのか、資格が要るのか要らないのか。どういった方が

ソーシャルワーカーになられるのでしょうか。

議長（福田 洋明君） 福本教育次長。

教育次長兼学校教育課長（福本 達弥君） スクールソーシャルワーカーというのは社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有するものでございます。県に登録された方がおりますので、こういった登録された方の中から町のほうで選定をお願いする、こういった形になります。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、災害復旧費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、公債費、諸支出金、予備費について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、給与費明細書から地方債の調書まで一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、特別会計予算について質疑を行います。

まず、議案第8号平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第9号平成25年度平生町簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第10号平成25年度平生町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第11号平成25年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第12号平成25年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第13号平成25年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第14号平成25年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 済いません。一応13ページで、調査員で極端に言ったら974件と書かれていますけれど、ということは一日にこれ2.7件ほど調査しているということですかね、平均的に。調査員で3,000円掛け974件とありますよね。974件というのは年間974件調査しとるということですか。

議長（福田 洋明君） 休憩いたします。

午後5時33分休憩

午後5時33分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

弘中健康福祉課長。

健康福祉課長（弘中 賢治君） 13ページの認定調査費1番の報償費のところでございます。この974件といいますのは、これは介護認定を新しく受けるとき、あるいは介護認定を受けて1年後に更新がありますけど、そのときに調査員を現在4名雇用しておりますけど、新しく介護認定を受けられる人、あるいは更新の方をそれぞれ訪問いたします。その1年間の合計が974件ということでございます。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） ということは、その一人の人で10件も20件も何回も調査に行ったということですね。単純に974人の人に行ったんじゃないに、そういう対象者を年間を通じて調査に行っておるということですね。はい、わかりました。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第15号平成25年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第16号平成25年度平生町飲料水供給施設事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） ちょっと教えてほしいんですけど、今、予算としてはこういう形しかないんですかね。新しい特別会計の条例をつくって、この後に特別会計の条例の議案、設置の議案できますよね。これ、予算としての議案がこういうふうに出されて、新年度予算としてですね。ちょっと昔にも確かあったような記憶もするんですが、その根拠について、こういう形じゃなきゃいけないという根拠について、ちょっと教えていただけませんか。お願いします。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩します。

午後5時36分休憩

.....  
午後5時37分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 今申されましたように、今までにもこういった対応でやらせていただいた経緯もございますが、基本的には4月1日にスタートするというので、このたびの定例会に両方を提案をさせていただいてよろしくお願ひしたいということで、今までどおりの対応で上程をさせていただいたということでございます。よろしくお願ひいたします。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） いままでどおりというのはわかるんです。その同時進行じゃなきゃいけないという必要性というのをちょっと根拠的に聞きたかったんですね。今までの慣例というのは十分に思い出しました。確かにまあそうだったなと思うんですが、これが果たしていいのかどうなのかという判断の材料をお持ちじゃないかと思ったもんでお尋ねしたんですけども、慣例だけでいくと皆さん方に説明が、私たちもできないですね。だから、行政としてそういうふうにするのには何か根拠、まあ内規が何かあったんでいい、私も16年ぐらいしかやっていないもんで、過去においてそういう議会との取り決め等があったのかもしれないし、ならば

それを優先するべきでしょうけれども、ただ、今、ちょっと随分前のことで私自身も忘れたもので。ただ、今までどおりというんじゃなくて、これはこうだという根拠がなしにただの慣例ということでやられてきたというふうに、もう一度聞きますけれど、思ったんでいいですかね。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 失礼します。

どういたしますか、同時進行で提案をさせていただいて、4月からの施行ということでよろしくお願いたします。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第17号町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例から、議案第28号平生町消防団条例の一部を改正する条例までの件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第29号土地の無償貸付についてから、議案第31号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまでの件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告第1号平生町土地開発公社の平成25年度事業計画及び資金計画並びに予算についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

ここで日程の変更についてお諮りいたします。一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、3月8日の本会議は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第38、委員会付託を追加いたします。

#### 日程第38．委員会付託

議長（福田 洋明君） 日程第38、お諮りいたします。議案第1号平成24年度平生町一般会計補正予算から議案第31号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまでの件については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第31号までの件については、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

・ ・

議長（福田 洋明君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、3月18日午前10時から開会いたします。

午後5時43分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 中 川 裕 之

署名議員 河 藤 泰 明

平成25年 第1回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成25年3月18日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成25年3月18日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成24年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成24年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成24年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第7号 平成25年度平生町一般会計予算
- 日程第9 議案第8号 平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第10 議案第9号 平成25年度平生町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第10号 平成25年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第11号 平成25年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算
- 日程第13 議案第12号 平成25年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第14 議案第13号 平成25年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第15 議案第14号 平成25年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第16 議案第15号 平成25年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第17 議案第24号 平生町飲料水供給施設事業特別会計条例
- 日程第18 議案第16号 平成25年度平生町飲料水供給施設事業特別会計予算
- 日程第19 議案第17号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第18号 平生町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第19号 平生町新型インフルエンザ等対策本部条例
- 日程第22 議案第20号 平生町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第21号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第22号 平生町有住宅使用条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第23号 平生町簡易水道設置条例等を廃止する条例

- 日程第26 議案第25号 平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例
- 日程第27 議案第26号 平生町飲料水供給施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第27号 平生町飲料水供給施設給水条例
- 日程第29 議案第28号 平生町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第29号 土地の無償貸付について
- 日程第31 議案第30号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の  
変更について
- 日程第32 議案第31号 山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第33 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第34 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第1号 平成24年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成24年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成24年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第7号 平成25年度平生町一般会計予算
- 日程第9 議案第8号 平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第10 議案第9号 平成25年度平生町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第10号 平成25年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第11号 平成25年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算
- 日程第13 議案第12号 平成25年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第14 議案第13号 平成25年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第15 議案第14号 平成25年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第16 議案第15号 平成25年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第17 議案第24号 平生町飲料水供給施設事業特別会計条例
- 日程第18 議案第16号 平成25年度平生町飲料水供給施設事業特別会計予算
- 日程第19 議案第17号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第18号 平生町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改

正する条例

- 日程第21 議案第19号 平生町新型インフルエンザ等対策本部条例
- 日程第22 議案第20号 平生町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第21号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第22号 平生町有住宅使用条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第23号 平生町簡易水道設置条例等を廃止する条例
- 日程第26 議案第25号 平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例
- 日程第27 議案第26号 平生町飲料水供給施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第27号 平生町飲料水供給施設給水条例
- 日程第29 議案第28号 平生町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第29号 土地の無償貸付について
- 日程第31 議案第30号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の  
変更について
- 日程第32 議案第31号 山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第33 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第34 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員（12名）

|             |            |
|-------------|------------|
| 1番 松本 武士君   | 2番 村中 仁司君  |
| 3番 久保 俊一君   | 5番 中川 裕之君  |
| 6番 河藤 泰明君   | 7番 淵上 正博君  |
| 8番 細田留美子さん  | 9番 柳井 靖雄君  |
| 10番 河内山宏充君  | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 岩本ひろ子さん | 13番 福田 洋明君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 羽山 敦紀君                      書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

|                  |        |        |        |
|------------------|--------|--------|--------|
| 町長               | 山田 健一君 | 副町長    | 佐竹 秀道君 |
| 教育長              | 高木 哲夫君 | 会計管理者  | 藤田 衛君  |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 |        |        | 吉賀 康宏君 |
| 総合政策課長           | 角田 光弘君 | 町民課長   | 中本 羊次君 |
| 税務課長兼徴収対策室長      |        |        | 洲山 和久君 |
| 健康福祉課長           |        |        | 弘中 賢治君 |
| 経済課長兼農業委員会事務局長   |        |        | 岩見 求嗣君 |
| 建設課長             | 安村 和之君 | 佐賀出張所長 | 山本 俊明君 |
| 教育次長兼学校教育課長      |        |        | 福本 達弥君 |
| 社会教育課長           |        |        | 小島 康司君 |

午前10時00分開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において淵上正博議員、細田留美子議員を指名いたします。

・

日程第2．議案第1号

日程第3．議案第2号

日程第4．議案第3号

日程第5．議案第4号

日程第6．議案第5号

日程第7．議案第6号

日程第8．議案第7号

日程第9．議案第8号

日程第10．議案第9号

日程第11．議案第10号

日程第12．議案第11号

日程第13．議案第12号

日程第14．議案第13号

日程第15．議案第14号

日程第16．議案第15号

日程第17．議案第24号

日程第18．議案第16号

日程第19．議案第17号

日程第20．議案第18号

日程第21．議案第19号

日程第22．議案第20号

日程第23．議案第21号

日程第24．議案第22号

日程第25．議案第23号

日程第26．議案第25号

日程第27．議案第26号

日程第28．議案第27号

日程第29．議案第28号

日程第30．議案第29号

日程第31．議案第30号

日程第32．議案第31号

議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平成24年度平生町一般会計補正予算から、日程第32、議案第31号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまでの件を一括議題といたします。

本件に関し、3月7日の本会議において関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。河藤泰明総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長（河藤 泰明君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成25年3月7日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、繰越明許費、地方債、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第2号、議案第5号、議案第6号、議案第7号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、債務負担行

為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用、これも以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第8号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第22号、議案第28号、議案第29号、議案第30号及び議案第31号につきまして、3月12日、委員会室において、町長以下所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。その結果と主だった審査経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第2号、議案第5号、議案第6号、議案第7号中所管事項、議案第8号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第22号、議案第28号、議案第29号、議案第30号及び議案第31号につきましては、全て全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審査経過を報告いたします。

まず、議案第1号中歳入全般については、質疑はありませんでした。

歳出については、総務費では、企画振興費の地方バス路線維持対策費補助金で、昨年度と今年度で、利用者がどう変化したのかとの質問があり、柳井駅前からイオンタウン平生経由上関行きは、約6,000人ふえ、柳井駅前から直通で上関に行く路線では、約3,000人ふえているが、路線によって、年度で増減があるとの説明がありました。

議案第2号、議案第5号及び議案第6号については、質疑はありませんでした。

議案第7号中所管事項のうち歳入全般については、町民税の個人で、滞納繰越分450万円の計算根拠は何かとの質問があり、徴収する目標の金額として計上しているとの説明がありました。

歳出については、選挙費の、参議院議員選挙費で、備品購入費の投票用紙読取分類機増設ユニットについて質問があり、現在の13段に、今回8段を増設し、合計21段のユニットで選挙事務に対応できるように整備させていただきたいとの説明がありました。

また、参議院議員補欠選挙費と、参議院議員選挙費とで、ポスター掲示場設置の委託料額が違うのはなぜかとの質問があり、両選挙とも59カ所に設置をするが、4月の補欠選挙で購入した部材を、7月の選挙でも流用するためであるとの説明がありました。

社会福祉費では、社会福祉総務費で、備品購入費の自動車について、佐賀地区の移送サービスはどのような形でされるのかとの質問があり、現在、佐賀地区の福祉の輪づくり運動推進委員会と協議の場を持っている。詳細については、この予算措置をもって具体的な詰めをしていくことになるが、対象地域、移動範囲、利用者負担などを、公共交通のバス路線を補完するサービスという位置づけの中で協議していきたいとの説明がありました。

障害者福祉費では、意思疎通支援事業について質問があり、委託先は、社会福祉法人山口県聴覚障害者福祉協会で、業務内容としては、聴覚障害者とコミュニケーションを図る必要のある人が、意思疎通を図る上で支障がある場合に、手話通訳者や、要約筆記者を派遣していただくとい

う事業で、柳井地域1市4町で取り組んでいくとの説明がありました。

また、障害福祉サービス費の負担金が、毎年増加している理由について質問があり、障害者のデイサービスや、施設入所している方の日常生活支援サービスの利用が増加している状況で、利用者の人数も増加傾向にあり、今後も増加するという見込みを持っているとの説明がありました。

児童福祉費では、保育所運営費で、現在の保育士は、統合された後にはどうなるのか、また、給食の関係で、町内業者に影響があるのではないかととの質問があり、正職員については、佐賀保育園と平生幼稚園での対応となり、臨時職員については、新しい民間保育園での採用試験を、希望者は受験されている。給食については、今後、民間保育園と、地元からの食材購入について話をしていきたいとの説明がありました。

保健衛生費では、保健衛生総務費の負担金で、小児救急医療確保支援事業での、小児科医の現状について質問があり、会議等では、医師が不足しているというような話は聞いていないとの説明がありました。

消防費の消防施設費では、備品購入費の積載車について質問があり、第5分団に、普通貨物車をベースとした消防ポンプ積載車を購入予定であるとの説明を受けました。

また、訓練をここ1、2年強化され、回数もふえているが、訓練を通して出てきた課題への対応等々が予算に反映されているのかとの質問があり、団員については、非常備消防費の報酬の団員出務に、合同防災訓練については、補助金の自主防災組織合同訓練に予算計上し、訓練等の取り組みを継続し、災害に備えていきたい。また、予算的なものはないが、自主防災組織に対しての出前講座も、引き続き取り組んでいきたいとの説明がありました。

議案第8号、議案第13号、議案第14号、議案第15号及び議案第17号については、質疑はありませんでした。

議案第18号では、障害の「害」の字を、ひらがなではなく、漢字表記にしている理由について質問があり、法律等に基づくものについては、漢字を使っているので、それに合わせた形で漢字を使っているとの説明がありました。

議案第19号、議案第22号については、質疑はありませんでした。

議案第28号では、消防団員のプラス20人の位置づけはどうなるのかとの質問があり、基本的には、本部付けで女性消防団員として活躍するような体制を考えている。今後、幹部会で検討していくことになるが、本人から希望があれば、分団に所属できるようにしていきたいとの説明がありました。

議案第29号では、貸し付ける土地に、固定資産税はかかるのか、また、どのくらいの評価額になるのかとの質問があり、町有地のため非課税であり、評価額は出していないとの説明がありました。

議案第30号、議案第31号については、質疑はありませんでした。

以上が、総務厚生常任委員会での付託を受けました議案の審査結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 渚上正博産業文教常任委員長。

産業文教常任委員長（渚上 正博君） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成25年3月7日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第3号、議案第4号、議案第7号中歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第16号、議案第20号、議案第21号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号及び議案第27号につきまして、3月14日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。その結果と主だった審査経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第3号、議案第4号、議案第7号中所管事項、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第16号、議案第20号、議案第21号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号及び議案第27号については、全て全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審査経過を報告いたします。

まず、議案第1号中所管事項については、農林水産業費では、農免農道整備事業の見直しについて質問があり、平成25年度の完成予定が1年ずれ、平成27年3月完成の予定であるとの説明を受けました。

土木費では、土木管理費で、住宅・建築物耐震化促進事業の補助金の減額理由について質問があり、住宅・建築物耐震化促進事業は、民間の住宅の耐震化を進めるための補助制度であるが、申請がなかったために減額するものであるとの説明を受けました。

教育費では、中学校費の学校管理費で、普通教室棟耐震補強事業の内容について質問があり、平成24年度の東日本大震災復興特別会計予備費に係る学校施設環境改善交付金事業による耐震補強工事で、繰越事業として行う。工法はピタコラム工法で、4月に入札をし、夏休みいっぱいには工事を終わる計画で、ブレースを校舎の前面側5カ所に入れる工事になるとの説明を受けました。

議案第3号については、質疑はありませんでした。

議案第4号については、工事請負費の減額理由について質問があり、国庫補助金が減額となっ

たことによるものとの説明を受けました。

議案第7号中所管事項については、まず、労働諸費では、勤労青少年ホーム運営費の財源内訳にある「地域づくり推進事業」とは何かとの質問があり、現況耐震診断に対する山口県市町村振興協会からの助成であるとの説明を受けました。

農業費では、農業振興費で、補助金のやまぐち集落営農生産拡大事業について質問があり、県のハード事業を受け、JAが事業主体で、県が3分の1、市町が10分の1を補助し、光市、柳井市、平生町、田布施町で、宇佐木の米の集出荷場を改修してタマネギの集出荷乾燥貯蔵施設等を整備するものであるとの説明を受けました。

林業費では、林業事業費で、工事請負費の単独林道改良工事の場所はどこかとの質問があり、林道大星尾国線の道路改良であるとの説明を受けました。

水産業費では、漁港建設事業費の委託料で、水産物供給基盤機能保全事業について質問があり、漁港施設において、25年度に機能保全計画を策定し、26年度に設計業務を予定している。対象地区は、尾国から東魚見・西魚見で、佐合島も予定している。この計画を策定していないと、災害等があったときに、補助として採択されないことになるとの説明を受けました。

商工費では、商工振興費で、ひらお産業まつりの補助金の増額理由について質問があり、PRを強化するために、ポスターやチラシのカラー印刷、新聞折り込み、タブロイド紙掲載料などの経費を増額しているとの説明を受けました。

道路橋梁費では、道路橋梁維持費の工事請負費の内容についての質問があり、点々舗装を年2回の2カ所で4回、佐合島の舗装工事、道路橋梁の改修が2カ所との説明を受けました。

河川費では、熊川の河川改修工事の計画はどうなっているのかとの質問があり、25年度に町道の橋をかけて、それから南蛮樋門の移設に入り、26年の3月末までには完了すると、県に確認しているとの説明を受けました。

都市計画費では、公園事業費の工事請負費で、新市公園の遊具設置は、地元からの要望によるのかとの質問があり、子供の利用も多く、ブランコも欲しいという声も聞いており、検討して新たに設置することになったとの説明を受けました。

住宅費では、公営住宅等長寿命化計画の策定によって、住宅の建てかえの案も出てくるのかとの質問があり、修繕計画、建てかえ計画、改修計画などを盛り込んでいくとの説明を受けました。

教育総務費では、事務局費で、バス借上げは何かとの質問があり、これまで、児童・生徒の研修や交流などの送迎を公用車により行っていたが、25年度より29人乗りのバスを借り上げて送迎するものであるとの説明を受けました。

小学校費では、学校管理費で、委託料の剪定は何かとの質問があり、佐賀小プール横のカイツカが崖の高いところにあり、学校支援ボランティアの方では剪定が難しいということから業者に

委託するとの説明を受けました。

中学校費では、給食費で、食材検査の手数料が中学校費だけに計上してある理由は何かとの質問があり、町内の3校全てではなく、1校で交代して検査すればいいということで、25年度は中学校で実施するとの説明を受けました。

社会教育費では、公民館費の工事請負費で、佐賀公民館のトイレ改修は、耐震診断の結果によっては手戻りになることはないかとの質問があり、現在、使用不能のトイレが多く、利用者には大変な不便をかけており、また、耐震診断をしてすぐに公民館の改修ということにはならないということから、トイレの改修を実施させていただきたい。実施の際には精査して、予算の範囲内で、最低限の工事をさせていただきたいとの説明を受けました。

議案第9号については、質疑はありませんでした。

議案第10号については、流域下水道事業維持管理の負担金において、浄化槽の増設工事に関する資料を提供してほしいとの要望がありました。

議案第11号については、質疑はありませんでした。

議案第12号については、工事請負費の公共ます設置及び舗装補修について質問があり、公共ますの設置による舗装補修2件程度と、マンホールとの段差がある箇所の補修を含めて予定しているとの説明がありました。

加えて、工事後の復旧について、施工業者に対して管理の徹底を指導してほしいとの要望がありました。

議案第16号については、まず、執行部から、「平成25年度飲料水供給施設事業工事請負費内訳」について補足説明を受けました。

質疑では、説明のあったこれらの工事は、統合を見込んだものなのかとの質問があり、これらは統合に伴うもので、蔭平・日向平地区は平成27年、名切地区は工事完了後に上水の給水区域に編入をするものであるとの説明がありました。

議案第20号、議案第21号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号及び議案第27号については、質疑はありませんでした。

以上が、産業文教常任委員会での付託を受けました議案の審査結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。瀧上正博議員。  
議員（7番 瀧上 正博君） 私は3月議会の議案に対して反対討論を行います。

まず、初めに議案第15号平成25年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算に、これに対し2年に1回の保険料見直しにより、高齢者の保険料の負担が年々ふえ続けております。年金生活者はだんだんと苦しくなるばかりです。また、後期高齢者医療制度、私は前々から言っておりますが、75歳以上のお年寄りに対する差別医療、この制度そのものに反対をしております。よって、この議案に対して反対をいたします。

これにより議案第7号平成25年度平生町一般会計予算は繰出金の関係で反対をいたします。議員の皆様方におかれましては、慎重にお考えの上、御同意くださいますようお願いをいたしまして、反対討論を終わります。

議長（福田 洋明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入りますが、分割して採決いたします。

まず、議案第1号平成24年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。

議案第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第1号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算の件を起立により採決いたします。

議案第2号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第2号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成24年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算から、議案第6号平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算までの件を一括起立により採決いたします。

議案第3号から議案第6号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第3号から議案第6号までの件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成25年度平生町一般会計予算の件を起立により採決いたします。

議案第7号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第7号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算の件を起立により採決いたします。

議案第8号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第8号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成25年度平生町簡易水道事業特別会計予算から、議案第13号平成25年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算までの件を一括起立により採決いたします。

議案第9号から議案第13号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第9号から議案第13号までの件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成25年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算の件を起立により採決いたします。

議案第14号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第14号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成25年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

議案第15号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第15号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号平生町飲料水供給施設事業特別会計条例の件を起立により採決いたします。

議案第24号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第24号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成25年度平生町飲料水供給施設事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

議案第16号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第16号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

議案第17号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第17号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平生町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例から、議案第23号平生町簡易水道設置条例等を廃止する条例までの件を一括起立により採決いたします。

議案第18号から議案第23号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第18号から議案第23号までの件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例から、議案第27号平生町飲料水供給施設給水条例までの件を一括起立により採決いたします。

議案第25号から議案第27号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第25号から議案第27号までの件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号平生町消防団条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

議案第28号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第28号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号土地の無償貸付についての件を起立により採決いたします。

議案第29号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第29号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について及び議案第31号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を一括起立により採決いたします。

議案第30号及び議案第31号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第30号及び議案第31号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第33．同意第1号

議長（福田 洋明君） 日程第33、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） ただいまは予算16件、条例12件、事件3件につきまして御議決を賜りましてまことにありがとうございました。

間もなく新年度を迎えますが、12月定例議会において御議決をいただきました平生町参加と協働のまちづくり条例の元年といたしまして、この条例で定めました住民自治の理念を具現化するため、具体化するため着実な取り組みを推進してまいりたいと存じますので、議員の皆様方におかれましても、よろしく御指導賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日御提案申し上げますのは、人事案件1件でございます。

それでは、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登載された事項に関する不服申し立てを、長とは独立した中立的、専門的な立場から審査決定するという重要な任務がございます。本町の場合、長迫の松田宏治さん、秋森の下祢義彦さん、そして喜多の久保徳行さんの3名の方を選任いただいておりますが、そのうち、久保徳行さんの任期が3月22日で満了となります。

久保さんは平成19年から2期6年間にわたりお勤めをいただいておりますが、まだお若く、引き続いての御活躍を賜りたいと存じますので、再度、選任いたしたいと存じます。久保さんの略歴は別紙として添付させていただいておりますが、山口県信用農業協同組合連合会に34年間勤務され、金融関係あるいは総務関係を歴任されました。退職された後は、平成24年までひらお特産品センターにおいて販売マネージャーとして御活躍されたところであります。税務関係にも精通をされた方でありまして適任者であると判断をいたし、地方税法第423条第3項の規定によりまして、町議会の御同意をお願いするものであります。

以上で、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えを申し上げたいと思いますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

・ ・

#### 日程第34．常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（福田 洋明君） 日程第34、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長からお手元に配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

・ ・

議長（福田 洋明君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審査は全部終了いたしました。これにて平成25年第1回平生町議会定例会を閉会します。

午前10時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 湊 上 正 博

署名議員 細 田 留美子